一宮市 緑の基本計画 (素案)

- ・本書に掲載しているイラストや写真、グラフ等はイメージで、製本化した際にデザインが変更となる場合があります。
- ・また、本書にて使用しているデータについて、公表までに更新等があった場合は、最新のデータに 修正する場合があります。

令和元年 12 月

一宮市

目 次(案)

第1章 計画の基本事項	
	1
1. 緑の基本計画とは1-1	
2. 計画における緑とその役割1-2	
3 計画の位置付け1-3	
4 計画のフレーム1ー	
1. 計画期間 1—-	4
2. 対象区域 1	4
5 緑に関する法律の改正1-!	
1. 都市緑地法	
2. 都市公園法 1-	
3. 生産緑地法、都市計画法及び建築基準法	
, n n n n n n n n n n n n n n n n n n n	34
第2章 これまでの緑のまちづくり	
1 一宮市の自然・土地利用の特性2-	
1. 地形特性の概要 2-	
2. 植生特性の概要2-%	
3. 土地利用特性の概要 2-3	
2 一宮市の緑の現況 2-	7
1. 緑被の現況 2-	7
2. 施設緑地の現況2-5	9
3. 地域制緑地の現況2-	
4. 緑に関する市民活動の現況2-	
5. 環境保全からみた緑の現況	
6. 防災からみた緑の現況	
7. 観光・交流からみた緑の現況	
8. 景観からみた緑の現況	
3 緑に関する市民の意識	
2. 市民意識調査の結果2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2	
4 前計画の達成状況 2-7	
1. 緑地の確保目標の達成状況 2-3	
2. 緑に関する施策の達成状況2-3	
3. 法制度の活用による緑地の保全及び緑化の推進の進捗状況2	
5 これからの緑のまちづくりに向けて2	42
1. 本市の水と緑に関する課題2	
2. これからの緑のまちづくりに向けた重要な視点2	44
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念(案)と基本方針(案)3-	1
2 計画の進捗状況を確認する指標(案)3-2	
1. 成果指標	
2. 達成指標 3	
3 緑の保全・創出・活用の方針(案)3-(
13 13.1.63. (-1.)	O O
第4章 緑のまちづくりに関する施策(案)	1
1 施策の体系 4-7	
2 緑のまちづくりの施策(案) 4-7	პ
第5章 緑のまちづくりの推進	
1 推進体制5-	
1. 各主体の役割 5ー	
2. 役割分担と連携・協働による緑のまちづくりの推進5-	
2 進行管理方策 5—2	2
■用語集	

第1章 計画の基本事項

第2章 これまでの緑のまちづくり

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 緑のまちづくりに関する施策(案)

第5章 緑のまちづくりの推進

第1章 計画の基本事項

1 計画改定の背景と目的

一宮市では、2009(平成 21)年に緑とオープンスペースの整備・保全に関する取組みを推進するための総合的な計画として「一宮市緑の基本計画」を策定し、市民・民間事業者等・行政が連携しながら、緑のまちづくりを推進してきました。

しかしながら、「一宮市緑の基本計画」の策定から約10年が経過し、人口減少や少子高齢化の進行、地球温暖化やヒートアイランド現象をはじめとする地球環境問題の深刻化、多発する自然災害に対する防災意識・防災対策の重要性の高まり、経済的豊かさから精神的豊かさへの転換により多様化するニーズへの対応、多様な種が共存する持続可能な都市づくりへの転換等、緑を取り巻く社会環境が大きく変化しました。

こうした緑を取り巻く社会環境が変化する中、2017(平成29)年5月には、緑とオープンスペースの効果的な整備・保全を推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、都市緑地法や都市公園法、生産緑地法等の法律が改正されました。また、近年では、都市の緑が持つ多様な機能を「都市のため、地域のため、市民のため」に活用する「グリーンインフラ」の取組みが進められており、一宮市においても、持続可能で緑豊かなまちづくりの実現に向けた取組みの推進が求められています。

そのため、こうした社会環境の変化に対応するため、都市公園や木曽川沿いの河川緑地、社寺林や田畑等の緑のストックの保全・活用を図りながら、市民や民間事業者等の多様な主体との連携による緑地空間の創出・利用を図り、次の世代へ一宮の緑を継承するための指針として、「一宮市緑の基本計画」を改定します。

緑の基本計画(前計画)(計画期間:2009.4~2020.3)

【改定の背景】

- ■計画策定後の約10年間における緑を取り巻く社会環境の変化への対応
 - ①人口減少・少子高齢化の進行に伴う財源の縮減
 - ②地球温暖化やヒートアイランド現象をはじめとする地球環境問題の深刻化
 - ③多発する自然災害に対する防災意識・防災対策の重要性の高まり
 - ④経済的な豊かさから精神的な豊かさへの転換により多様化するニーズへの対応
 - ⑤多様な種が共存する持続可能な都市づくりへの転換
- ■社会環境の変化に対応するために国が進めている取組み等との整合
 - ①都市緑地法・都市公園法・生産緑地法等の緑に関する法律の改正
 - ②都市の緑が持つ多様な機能を活用する「グリーンインフラ」の推進
 - ③持続可能な都市経営の実現に向けた多拠点ネットワーク型のコンパクトな都市づくりへの転換

【改定の目的】

- ■次の世代へ一宮の緑を継承するための指針づくり
- ①都市公園や木曽川沿いの河川緑地、社寺林や田畑等の緑のストックの保全・活用
- ②市民・民間事業者等の多様な主体との連携による緑地空間の創出・利用

緑の基本計画(改定版)(計画期間:2020.4~2031.3)

図 計画改定の背景と目的

2 緑の基本計画とは

1. 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に規定される法定計画(市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画)であり、「緑地の保全及び緑化の目標」や「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」等の事項を示すとともに、2017(平成29)年5月に改正された都市緑地法において新たに規定された「都市公園の整備・管理の方針」や「都市農地の保全」に関する事項を示した、都市の緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。

2. 計画における緑とその役割

(1)計画における "緑"とは

本計画における"緑"とは、公園や緑地、街路樹、広場等のオープンスペースの他、河川やため池等の水辺空間、学校や市役所等の公共公益施設の緑地、社寺林や農地等の民有緑地等、都市の緑に関する空間全体とします。



大野極楽寺公園



木曽川の河畔林



真清田神社と社寺林



都市近郊に広がる農地

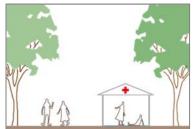
図 計画における緑

(2)緑が果たす"役割"とは

都市における緑が果たす役割は主に、<u>環境の保全や改善</u>、<u>美しく魅力的な景観の形成</u>、<u>まちの防災機能の向上</u>、<u>まちのにぎわいやレクリエーションの場の創出</u>等があり、私たちの生活の質(QOL)の向上を図る上で、欠かすことの出来ないものです。



環境の保全や改善



まちの防災機能の向上



美しく魅力的な景観の形成



まちのにぎわいや レクリエーションの場の創出

図 緑が果たす役割

3 計画の位置付け

本計画は、持続可能な都市づくりへの転換をはじめ、環境問題や防災対策、さらには多様化するニーズへの対応等の現在の社会情勢を踏まえながら、一宮市における今後の緑のまちづくりについて、「第7次一宮市総合計画」や「一宮市都市計画マスタープラン」等の上位計画、愛知県の緑づくりの指針となる「愛知県広域緑地計画」との整合を図り、取りまとめたものです。

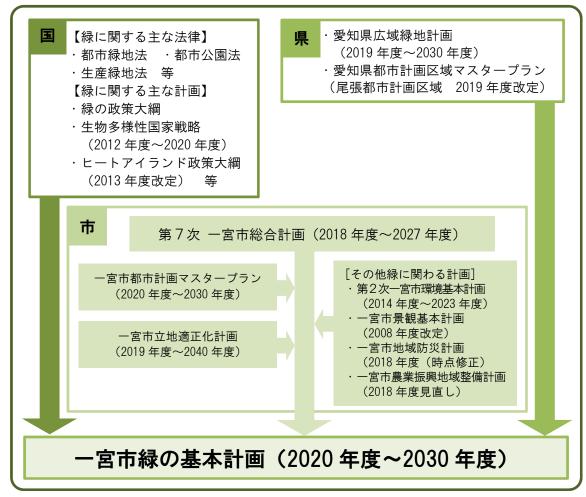


図 計画の位置付け

【参考】 一宮市民憲章

■前文

わたしたちのまち一宮市は、木曽の清流と豊かな濃尾平野にはぐくまれ、先人のたゆまぬ努力により、繊維を中心として発展してきました。

わたしたちは、このまちの市民であることに誇りを持ち、互いに手をたずさえて、 未来へはばたく「心ふれあう躍動のまち一宮」をつくることをめざし、ここにこの憲 章を定めます。

■本文

- 1. いのちを大切にし、だれもが安心して暮らせる 福祉のまちをつくります。
- 1. ちきゅうを愛し、自然も人も共生できる 住みよいまちをつくります。
- 1. のびやかに青少年が育ち、個性を生かす 教育と文化のまちをつくります。
- 1. **み**どり豊かなふるさとを守り、活力ある産業のまちをつくります。
- 1. **や**さしさと思いやりに満ち、夢と希望があふれるまちをつくります。

4 計画のフレーム

1. 計画期間

持続可能で緑豊かなまちづくりを進める上では、一宮市のまちづくりの指針となる「一宮市都市計画マスタープラン」と整合を図りながら、施策を推進していく必要があることから、計画期間を 2020 (令和 2) 年度から概ね 10 年間に設定します。

計画期間(年度) 2024 2017 2018 2019 2020 2021 2023 2027 2028 2029 2030 2031 2022 2025 2026 (H31/R1) (R2) (R10) (R12) (H29)(H30)(R3) (R4) (R5) (R6) (R7) (R8) (R9) (R11) (R13) 第7次 一宮市総合計画(2018年度~2027年度) -宮市都市計画マスタープラン(2020 年度〜2030 年度) 第2次一宮市環境基本計画 (2014年度~2023年度) 一宮市緑の基本計画(前計画) (2009年度~2020年度) 一宮市緑の基本計画(2020年度から概ね10年間)

表 計画期間

2. 対象区域

本計画の対象区域は、一宮市全域(面積:113.82km²)とします。



図 対象区域

5 緑に関する法律の改正

2017 (平成 29) 年5月に改正された都市緑地法、都市公園法、生産緑地法等の緑に 関する法律では、「民間活力を最大限に活用して、緑・オープンスペースの整備・保 全を推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現する」ことを目標としており、一宮 市においてもこの目標の実現に向けて、緑に関する様々な取組みを推進していく必要 があります。

そのため、こうした法改正に対応した計画とする必要があることから、次頁以降に 都市緑地法等の法律の主な改正のポイントや具体的な取組み事例を示します。

都市公園の再生・活性化 【都市公園法等】

<改正のポイント>

- ☆都市公園で保育所等の設置を可能に
- (国家戦略特区特例の一般措置化) ☆民間事業者による公共還元型の収益施
- 設の設置管理制度の創設

 ☆公園内の PFI 事業に係る設置管理許可期間の延伸(10 年→30 年)
- ☆公園の活性化に関する協議会の設置

緑地・広場の創出 【都市緑地法】

<改正のポイント>

- ☆民間による市民緑地の整備 ☆緑の担い手として民間主体を指定する 制度の拡充

都市農地の保全・活用 【生産緑地法・都市計画法・建築基準<u>法</u>】

<改正のポイント>

- ☆生産緑地地区の一律 500 mの面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に
- (300 mを下限) ☆生産緑地地区内で直売所、農家レスト ン等の設置を可能に
- ☆新たな用途地域の類型として田園住居 地域を創設(地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制)

地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実 【都市緑地法等】

<改正のポイント>

☆市区町村が策定する「緑の基本計画」(緑のマスタープラン)の記載事項を拡充 ⇒都市公園の管理の方針、 農地を緑地として政策に組み込み

<目標・効果>

民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現

図 緑に関する法律の改正のポイント

(出典:国土交通省「都市緑地法等の一部を改正する法律」(概要))

1. 都市緑地法

都市緑地法の改正のポイントを以下に示します。

■都市緑地法の改正のポイント(出典:国土交通省「都市緑地法改正のポイント」)

1)緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度の拡充(法第69条)

概要

- ○財政面・人員面の制約から、地方公共団体が自ら緑地を買い取り又 は借り受けて、緑地の保全・整備を行うことには限界があります。
- ○一方、NPOや企業CSRによる緑地の保全・整備の取組みが広が りつつあり、このような民間主体を公的に位置付け、社会的信用を 高めるとともに、地方公共団体との連携を強化することで、民間主 体による自発的な緑地の保全・整備の推進を図ります。

みどり法人制度の拡充 ○ 改正概要

ノ以正	似安	20.	500
		現 行	改正
名	称	緑地管理機構	緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)
指定	権者	都道府県知事	市区町村長
指定	対象	·一般社団法人 ·一般財団法人 ·NPO法人	・一般社団法人 ・一般財団法人 ・NPO法人 ・その他の非営利法人(例:認可地縁団体) ・都市の緑地の保全及び緑化の推進を

目的とする会社(例:まちづくり会社)

○ みどり法人として実施できる活動 (指定を受けた市区町村の区域内において活動)

- 市民緑地の設置及び管理
- ・特別緑地保全区域内における管理協定に基づく緑地の管理
- ・都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全 等

〇 指定状況 (平成29年3月現在) 市区町村 都道府県 公益財団法人 東京都公園協会 東京都 世田谷区 一般財団法人 世田谷トラストまちづくり 袖奈川県 公益財団法人 神奈川県公園協会 愛知県 名古屋市 公益財団法人 名古屋市みどりの協会 泉佐野市 一般財団法人 泉佐野市公園緑化協会 大阪府

くみどり法人による緑地の設置・管理イメージ>







5

2) 市民緑地認定制度の創設(法第60条)

○都市部において、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地・オープン スペースが未だ不足している地域があります。

要

概

- ○財政面の制約等から、地方公共団体が用地を取得し都市公園を整備 することには限界がある一方で、都市内で使い道が失われた空き地 等が増加しています。
- ○そこで、市民緑地認定制度を創設し、NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組みを推進します。

市民緑地認定制度の創設 民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成 し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度を創設。 ②設置管理計画の申請 ①貸借契約の締結 〇設置管理主体 緑化地域又は緑化重点地区内 民間主体(NPO法人、住民団体、企業等) ④認定市民緑地の設置・管理・活用 ○周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足 〇面積 〇緑化率 〇設置管理期間 支援措置 みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地(無償貸付 又は自己保有に限る)に係る固定資産税・都市計画税の軽減 [3年間 原則1/3軽減(1/2~1/6で条例で規定)] ※平成31年3月31日までの時限措置 みどり法人が設置管理する認定市民緑地における 直載、ベンチ等の施設整備に対する補助 【社交金:市民緑地等整備事業の拡充】 認定市民緑地のイメージ

2) 市民緑地認定制度の創設(法第60条)

【空き地を活用した緑地の創出イメージ】

<郊外部における空き地を活用した緑地の創出事例>

ふうせん広場

NPO法人 balloon 所在地:千葉県柏市 土地所有者:個人 面積:500m2

整備前:個人所有の空き地

花と緑の広場

NPO法人 花と緑の広場 所在地:東京都三鷹市 面積:6,900m2

整備前:ゴルフ場跡地

今宿コミュニティガーデン

今宿コミュニティガーデン友の会 所在地:神奈川県横浜市 土地所有者:横浜市 面積:600m2

整備前:公共未利用地

※本制度において公共用地は想定されない



整備後:地域住民のイベント広場として活用



整備後:花畑・広場として活用



整備後:地域住民のイベント・植えつけ体験等の場と





【市民緑地の管理・運営イメージ】



企業が管理する子どもの遊び場



NPO法人による地域活性化 のためのイベント広場



市民団体が活用する ガーデニング講習フィールド



企業の管理する緑地における自然観察会



NPO法人による農作業体験

概

要

■都市緑地法改正のポイント(出典:国土交通省「都市緑地法改正のポイント」)

3)緑化地域制度の改正(法第34条)

- ○都市部における緑化が未だ十分ではない中、商業地域等の敷地内空 地が少ない地域における緑化推進が課題となっています。
- ○現行の緑化地域制度においては、敷地内空地の緑化を主としていた ため、建ペい率が高い地区等では、低率で設定をしていました。
- ○一方、近年、緑化技術の進展により壁面緑化や屋上緑化の取組みが 普及してきたことを踏まえ、緑化地域における緑化率の最低限度の 基準を見直し、都市における緑化をより一層推進します。

【緑化地域制度改正の背景】

屋上・壁面緑化の普及 ○屋上・壁面緑化の1年当たり施工面積(フロー面積)は平成12年の約14 万㎡から平成26年の約34万㎡と15年間で20万㎡増加。 ○平成12年~26年の間の累計施工面積(ストック面積)は約500万㎡。 ≪屋上・壁面緑化施工面積の推移≫ 単年(万㎡) 累計(万㎡) 屋上・壁面(累積)計 600 H12~H26年:500万㎡ 45 屋上・壁面(単年)計 500 40 H12年: 14万㎡ 35 30 25 300 20 200 15 屋上·壁面(単年)計 10 100 H26年:34万㎡ 5 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 平成(年) 屋上緑化施工面積(単年) 壁面緑化施工面積(単年) 出典: 平成27年 全国屋上・壁面緑化施工実績調査の結果報告(2016): 国土交通省

屋上・壁面緑化技術の進展

○単一植栽による緑化に比べ、複合植栽による緑化面積が増加傾向にあるように、屋上緑化・壁面緑化に求められる、施工性の改善や資材の軽量化、維持管理性能の改善など、様々な技術開発が進んでいる。

●複合植栽
●芝生主体





出典:平成27年 全国屋上・壁面緑化施工実績調査の結果報告(2016):国土交通省

緑化地域制度の課題 (導入自治体ヒアリングより)

- ・建ペい率80%超の地域においても緑化地域制度を活用したい。その際、地上部や屋上で緑化施設を整備することが困難なので、壁面でもっと計上できるとよい。
- ・条例では、維持管理義務を課すことができていない。緑化地域制度は、維持管理義務を課すことができるのが大きなメリット。
- ・緑化地域は罰金があるが、緑化協議は指導のみであり、不公平感がある。
- ・緑化地域は違反対策パトロールを行っているが、緑化協議は協議終了後にパトロールする仕組みがないので、担保性が弱い。

【緑化地域制度の概要】

【緑化地域制度】

- ○緑が不足している市街地などにおいて、市町村が緑化地域を都市計画に定めることにより、敷地<mark>面積の一定割合以上の緑化を義務付け</mark>ることができる制度(建築基準関係規定)
 - ■対象区域 :「用途地域が指定されている区域内」で「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地域」
 - ■<u>規制の対象</u>: 敷地面積が1,000m以上(条例で300mまで引き下げ可能)の建築物の新築・増築
 - ■規制の内容:建築敷地の緑化率を、都市計画に定める緑化率の最低限度以上とすることを義務付け(建築の完了検査の対象)

緑化地域制度の改正

- ○緑化率の最低限度の基準について、建ぺい率に関わらず25%まで設定可能とする。
- ■【現行】「敷地面積の25%」又は「1-(建ぺい率+10%)」のうち小さい数値

【計算例】建ペい率80%の商業地域 緑化率 = 1-(80%+10%)=10% 養務付けは10%以下となり、緑化効果は限定的

⇒【改正後】壁面・屋上緑化の普及も踏まえ、建ぺい率に関わらず「敷地面積の25%」とする。

緑化地域の指定状況 緑化率の 面 積 (ha) 都市 最低限度(%) 5,700 5~25 世田谷区 横浜市 24.500 10 30.300 10~20 名古屋市 5~15 豊田市 200 合 計 約61,000



34

4)緑地の定義への農地の明記(法第3条)

○都市緑地法における「緑地」の定義上、農地の取扱いが不明確(原 則として含まれず、樹林地に介在する農地のみ含む解釈)でした。

○しかし、都市農業振興基本法・都市農業振興基本計画により、都市 農地の位置付けが見直されたことを受けて、「緑地」の定義に農地が 含まれることを明記し、都市緑地法の諸制度(緑の基本計画、特別 緑地保全地区制度等)の対象とすることとします。

○また、この改正により、良好な都市環境の形成を図る観点から保全 すべき農地については、都市緑地法の諸制度において「緑地」とし て積極的に位置付け、保全・活用を図ることが可能となります。

【都市農業振興計画と緑地の定義】

■都市農業振興計画(平成28年5月13日閣議決定)

概

要

- 〇市街化区域内農地は「宅地化すべ きもの」として位置付け
- 〇生産緑地は、緑地機能のほか将来 の公共施設用地としても評価し保全
- ○主要な農業振興施策の対象外

- 〇食の安全意識、都市住民の農業に 対する関心の高まり
- ○学校教育や農業体験を通じた農業 に対する理解と地域コミュニティ意
- 〇人口減少に伴う宅地需要の沈静化 等による農地転用の必要性の低下
- ○東日本大震災を契機とした防災意識 の向上(避難場所等としての役割)
- ○都市環境の改善や緑のやすらぎ、 景観形成に果たす役割への期待

(平成27年法律第14号)

基本法の政策課題

都市農業の

- 多様な機能の発揮
- 農産物を供給
- ·防災
- ・良好な景観の形成
- 国十・環境の保全
- ・農作業体験・交流の場



政策上の意義

- ○都市農業の農家戸数・販売 金額は全国の1割弱
 - 食料自給率の一翼
- O「集約型都市構造化」と「都 市と緑・農の共生」を目指す → 都市農地を貴重な緑地と して明確に位置付け
- 〇民有緑地として適切に管理
- → 持続可能な都市経営

新たな施策の方向性

都市農業の安定的な継続のため、多様な担い手を確保

- ・営農の意欲を有する者(新規就農者を含む)
- ・都市農業者と連携する食品関連事業者
- ・都市住民のニーズを捉えたビジネスを展開できる企業等

〇土地の確保

○担い手の確保

- ・都市農地の位置付けを「宅地化すべきもの」から都市に 「あるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地を保全
- ・コンパクトシティに向けた取組との連携も検討
- ・都市農地保全のマスタープランの充実等土地利用計画 制度の在り方を検討

○農業施策の本格展開

・保全すべきとされた都市農地に対し、本格的な農業振 **興施策が講じられるよう方針を転換**



東京都の新規就農者グループ 「東京NEO-FARMERS!」



38 都市農地や農業用水を利用した 防災訓練の様子(大阪府貝塚市)

「緑地」の定義

改正後の定義(赤字傍線部分を追加) 【都市緑地法第3条】

この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるもの <u>を含む。)</u>が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を 形成しているものをいう。

都市農業振興基本計画(抜粋)

はじめに

・・・これまで宅地や公共施設の予定地等としてみなされてきた 都市農地の位置付けを・・・「あるべきもの」へと大きく転換し、 環境共生型の都市を形成する上で農地を重要な役割を果たす ものとして捉えることが必要となる。

- 第1都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針 3 都市農業に対する農業政策上及び都市政策上の再評価 (4)都市政策における再評価
 - 都市政策上、都市農地を都市の貴重な緑地として、その保全についてより明確に位置付けることが必要となる。

樹林地		竹林、梅林
		茶畑
		果樹園
草地		野菜畑
		シバ
		採草放牧地
水辺地	池沼	レンコン、ジュンサイ
岩石地	_	_
類する土地	湿地帯	水田(イネ、セリ、クワイ)
	(水辺地)	ワサビ
	砂丘(岩石地)	ラッキョウ、メロン



樹林地(茶畑)







草地(野菜畑)

湿地(水田)

5)緑の基本計画の記載事項の追加(法第4条)

○公園の老朽化、財政制約等を背景に、ストックの適正管理の重要性 が増しており、都市緑地の継続的な減少により、都市農地が発揮す る緑地機能の重要性が高まっています。

概 要

○そのため、緑の基本計画の内容に、公園の「管理」の方針、都市農 地の保全を新たに追加し、都市公園の老朽化対策等の計画的な管理、 都市農地の計画的な保全を推進します。

【緑の基本計画の拡充】

緑の基本計画の拡充

〇計画の法定記載事項(赤字傍線部を改正で追加) 【都市緑地法第4条】

- ①緑地の保全及び緑化の目標
- ②緑地の保全及び緑化の推進のための施策
- ③都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針
- ④特別緑地保全地区内の緑地の保全
- ⑤生産緑地地区内の緑地の保全
- ⑥緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の重点的に緑地の保全に 配慮を加えるべき地区における緑地の保全
- ⑦緑化地域における緑化の推進
- ⑧緑化地域以外の重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区における緑化の推進

〇計画の効果【都市公園法第3条の2、生産緑地法第3条】

・地方公共団体は、都市公園の管理や生産緑地地区の都市計画決定は、基本計画 に即して行わなければならない。



・都市公園の維持管理基準の法令化と相まった老朽化対策の推進

・生産緑地地区の面積要件引下げ等と相まった都市農地の保全の促進

なお、「③都市公園の整備及び管理の方針その他保全すべき繰地の保全及び緑化の推進の方針」においては、今般の都市公園法の改正を踏まえ、都市公園における公園 施設の公募設置管理制度やPFI制度、公園の活性化に関する協議会制度の活用の方針等、<u>官民連携の方針についても定めることが望ましい</u>。【運用指針4(4)④】



<緑の基本計画へ記載する管理の方針例>

○公園の特性に応じた魅力の向上の方針

市内の主要な公園について、個々の公園の特性に応じたパークマネ ジメントプランを作成し、これに基づくマネジメントを行います。

〇官民連携による公園の活性化の方針

- ・○○公園、○○公園など民間参入が見込めるポテンシャルの高い公 園において、民間活力を活用した都市公園のリニューアル、にぎわい づくりを進めます。
- ・公園協議会を市内の〇箇所の公園に設置し、地域と連携して公園の 魅力向上の取組を進めます。

〇公園施設の適切なメンテナンスに関する方針

(例)

- ・公園施設の長寿命化計画に基づき、老朽化施設の計画的なメンテナ ンス、改修を行います
- ・公園の植栽や樹林が、景観や生物多様性など求められる役割を発揮 できるよう、利用者の安全に配慮しながら維持管理を行います。

〇公園の再編や機能向上に関する方針

・人口減少等を踏まえ、地域と協働しながら、小規模公園の統廃合や機 能の見直しを行い、地域のニーズの変化等に応じた都市公園のリ ニューアル、魅力の向上を進めます。

<管理の方針に即して行う都市公園

HECKETS SECOND

EXPONENTS TO BE TO SEE

【神奈川県藤沢市緑の基本計画】

・花の名所づくりに向けた大規模花修景の実施とイ ンバウンド誘致のための広報の展開

の管理の例>

- ・イベントを積極的に誘致して賑わいを創出
- ・自然環境を保全し、環境教育に力を入れた管理の
- など公園の特性に応じた管理運営の実施
- ・公募設置管理制度の活用による都市公園のリ
- 公園協議会において公園ごとのローカルルールを 決め、地域住民等と連携して管理、利活用を推進



- 計画的な公園施設の更新の実施
- ・都市公園の特性、樹木の特性に応じた植物管理 の実施



- ・地域住民の合意を得ながら、都市公園の統廃合 の実施
- ・魅力の低下している小規模公園について、周辺人 口構成、利用者ニーズ等に基づいた機能分担の 整理、再整備の実施

5)緑の基本計画の記載事項の追加(法第4条)

【都市における農地を計画的に保全するための方針の例】

都市における農地を計画的に保全するための方針の例

練馬区みどりの基本計画(抜粋)

世田谷区農地保全方針(抜粋)

〇農とのふれあいの系

農地や屋敷林は、練馬のみどりの特徴であるため、 農地・屋敷林・雑木林が一体となった郷土景観を保全し、 まとまった農地をまちづくりの中に活かしながら、農との ふれあいを推進することが重要。

〇 農地保全重点地区の指定

生産緑地及び宅地化農地、屋敷林が一団で存する 地区を農地保全重点地区に指定する。農地保全重点 地区は、次のいずれかに該当するエリアを中心とした 7地区とする。

〇 農とのふれあいの系



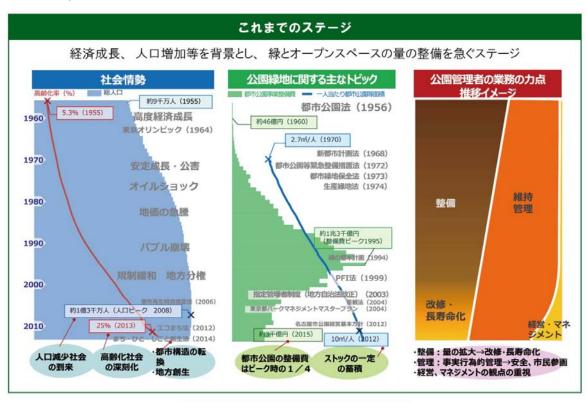
〇 農地保全重点地区



2. 都市公園法

都市公園法については、近年の社会情勢の変化やこれまでの公園緑地行政の変遷 より、緑の「量的」整備(創出・保全)を進めるステージから、緑の「質的」整備 (活用・維持管理)を進めるステージに移行する必要があることから、都市公園の 再生や活性化を推進するため改正されました。

以下に、都市公園法の改正の背景、次頁以降に都市公園法の改正のポイントを示 します。



新たなステージ

社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景とし、 緑とオープンスペースが持つ多機能性を、

- (持続可能で魅力あふれる高質都市の形成 など) ●都市のため
- ●地域のため (個性と活力ある都市づくりの実現 など)
- ●市民のため (市民のクオリティ・オブ・ライフの向上 など)

に最大限引き出すことを重視するステージに移行する必要があります。

■新たなステージで重視すべき観点

【観点1】 ストック効果をより高める

- ●都市公園は全国的に見ると一定程度 整備されてきた
- ●今あるものをどう活かすか、という視
- ●都市公園を活性化する、また必要 に応じて再編するという考え方が重要
- ⇒公園管理者も資産運用を 考える時代へ!

【観点2】 民間との連携を加速する

- ●公共の視点だけでモノをつくらない、 発想しない ●民間のビジネスチャンスの拡大と都市
- 公園の魅力向上を両立させる工夫を
- ⇒民がつくる 民に任せる公園があってもいい!

【観点3】 都市公園を一層柔軟に使いこなす

- ●画一的な都市公園の整備は× (とりあえず、三種の神器(砂場、滑り台、ブランコ)など)
- ●画一的、クラノコ) など)
 ●画一的な都市公園の管理は ×
 (一律でボール遊び禁止 など)
 ●公園の個性を引き出す工夫で、公園はもっと地域に必要とされる財産に
- なる ⇒公園のポテンシャルを 柔軟な発想で引き出す!

都市公園法の改正の背景

(出典:国土交通省「都市公園法改正のポイント」)

■都市公園法の改正のポイント(出典:国土交通省「都市公園法改正のポイント」)

1)公募設置管理制度(Park-PFI)の創設

○都市公園のストックの増加(一人当たり都市公園面積:10 ㎡/人を超えている)や公園施設の老朽化、魅力の低下などが課題としてある中、財政制約等から地方公共団体の整備費、維持管理費は限られているため、公園整備、老朽化した施設の更新への投資もある程度限界があります。

概要

- ○そのため、都市公園の魅力向上、施設整備・更新を持続的に進めていくためには、公共の資金だけではなく、民間の資金・技術力の活用をより一層推進することが必要となります。
- 〇そこで、民間活力による新たな都市公園の整備手法として、「公募設置管理制度(Park-PFI)」を創設することで、公園の再生・活性化を推進します。

【公募設置管理制度の特徴】

公募設置管理制度とは・・・

- ○都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を 行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- ○事業者が設置する施設から得られる**収益を公園整備に還元することを条件**に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される

条件 園路、広場等の公園施設(特定公園施設)の整備を一体的に行うこと

- ・公募対象公園施設を設置、管理する者は、園路、広場等公園管理者が指定する公園施設をあわせて整備することが必要
- ・特定公園施設の整備費は、公募時の条件で、全額事業者負担とすることも、公園管理者が一部負担とすることも可能

特例 1 設置管理許可期間の特例(10年→20年)

- ・公募設置等計画の認定の有効期間は20年
- ・その期間に許可申請があった場合は設置管理の<u>許可を与えなけれ</u> ばならない

(設置管理許可の期間の上限は10年のままだが、認定期間 (上限20年間) 内は更新を保証)

特例 2 <u>建蔽率の特例</u> (2%→12%)

- ・通常、飲食店、売店等の便益施設の建蔽率は2%
- 公募対象公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に 10%の建蔽率上乗せ

特例3 占用物件の特例

・認定公募設置等計画に基づく場合に限り、自転車駐車場、看板、 広告塔を「利便増進施設」(占用物件)として設置可能

収益を充当 公的資金

<制度を活用した公園整備イメージ>

◆公園管理者のメリット

- ✓ 民間資金を活用することで、公園整備、管理にかかる<mark>財政負担が軽減</mark> ⇒れる
- ✓ 民間の創意工夫も取り入れた整備、管理により、公園のサービスレベルが向上する

◆民間事業者のメリット

- ✓ 規模の大きな施設が設置可能となるとともに、設置できる期間も長期 になることから、長期的視野での投資、経営が可能となる
- ✓ 緑豊かな空間を活用して自らが設置する収益施設に合った広場等を一体的にデザイン、整備できることで、収益の向上にもつながる質の高い空間を創出できる

◆公園利用者のメリット

- ✓ 飲食施設の充実など利用者向けサービスが充実する
- ✓ 老朽化し、質が低下した施設の更新が進むことで、公園の利便性、快適性、安全性が高まる

1 - 13

- ■都市公園法の改正のポイント(出典:国土交通省「都市公園法改正のポイント」)
 - 1) 公募設置管理制度(Park-PFI) の創設

【民設民営による都市公園の再整備事例(天王寺公園(大阪市))】

- ○大阪市の天王寺公園では、エントランスエリアの再整備、魅力向上を効率的・効果的に行う ため、 エリアの再整備、管理運営を事業者の負担により行う者を公募。
- ○選定された事業者(近鉄不動産)が、カフェ、レストラン、こどもの遊び場、フットサルコート、ドッグラン、コンビニエンスストア、駐車場等の収益施設を設置するとともに、芝生広場(約7,000㎡)、園路等も事業者負担により整備し、平成27年から20年間の契約(協定締結)で公園の管理運営を実施している。

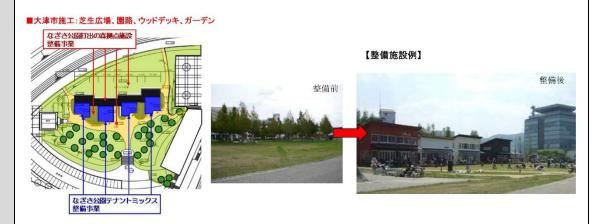
・北東部エリア・エントランスエリア

【P-PFIに当てはめた場合】

- ●公募対象公園施設:公園・地域の活性化に資する運動施設、便益施設、教養施設(建築面積4,000㎡以下)
- ◆特定公園施設:園路、広場(公共負担0を条件)●管理:園路、広場は管理委託により事業者か管理

【地方における民活事例(大津湖岸なぎさ公園(大津市))】

- ○大津市の大津湖岸なぎさ公園では、びわ湖湖岸をより魅力ある場所として活かすため、公園 整備とあわせて商業施設を整備し、市民や観光客の新たな集客交流の拠点の整備を実施。
- ○公園の整備は市が実施し、園内のオープンカフェの整備・運営は(株)まちづくり大津が主体となって事業を推進(テナントは一部公募)。



【P-PFIに当てはめた場合】

- ●公募対象公園施設:オープンカフェ
- ●特定公園施設:園路、広場、ウッドデッキ

■都市公園法の改正のポイント(出典:国土交通省「都市公園法改正のポイント」)

2) PF | 事業の設置管理許可期間の延伸

概要

○都市公園におけるPFI事業は主にプールや体育館等の大規模施設 で活用されており、事業の契約期間が長期に渡るものが多いのが現 状です。

○PFⅠ事業により公園施設を整備する場合の設置管理許可期間をP FI事業の契約期間にあわせて延伸することで、事業者の長期的事 業運営を確保し、より多くの民間参入を促進します。

【PFIによる都市公園の整備管理事例】

PFI事業に係る設置管理許可期間の延伸

〇公園施設を整備する場合の設置管理許可期間(現行:最長10年)を、PFI事業契約の契約期間の範囲内(最長30年) で公園管理者が設定できることとする。

<PFIによる都市公園の整備・管理事例>

公園名	事業名	PFI対象施設	事業開始	運営期間
湘南海岸公園 【神奈川県】	海洋総合文化ゾーン体験学習施設 等特定事業	○体験学習施設 ○水族館	H14	30
長井海の手公園 【神奈川県横須賀市】	○青空市場、レストラン 店、ビジターセンター等 ○管理事務所。展望ラ		H15	10
尼崎の森中央緑地 【兵庫県】	尼崎の森中央緑地スポーツ健康増 進施設整備事業	○ブール ○健康増進施設	H15	17
噴火海バノラマバーク 【北海道】	道立噴火湾バノラマバークビジター センター等整備運営事業	〇ビジターセンター 〇オートキャンプ場	H16	25
錦糸公園 【東京都墨田区】	(仮称)墨田区総合体育館建設等事 業	〇総合体育館 〇テニスコート(4面)	H18	20
鴨池公園 【鹿児島県】	鹿児島市新鴨池公園水泳ブール整 備・運営事業	Oブール	H20	15
二ツ橋公園 【神奈川県横浜市】	横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋 公園整備事業	○区総合庁舎 ○公園	H20	16
布引公園 【兵庫県神戸市】	新神戸ローブウェー再整備等事業	〇ロープウェー、駅舎(3駅)	H21	16
なぐわし公園 【埼玉県川越市】	川越市なぐわし公園温水利用型健 康運動施設等整備運営事業	〇温水利用型健康運動施設	H22	15
まほろば健康パーク 【奈良県】	新県営プール施設等整備運営事業	〇健康增進施設等	H23	15
(仮称)柳島スポーツ 公園	(仮称)柳島スポーツ公園整備事業	〇総合競技場等	H26	22

<PFI事業の例>



新江ノ島水族館 (湘南海岸公 園)



温水利用型健康運動施設 (川越市なぐわし公園)

【PFI事業とP-PFIとの比較】

- ○PFI事業、P-PFIいずれも民間の資金、ノウハウ等を活用して公共施設の整備等を行う手法で あるが、想定する事業内容に応じ、それぞれの手法を適宜選択することが望ましい。 ○PFI事業、P-PFIの特徴を踏まえた、事業手法の選択の観点の例は以下の通り。

	PFI事業	P-PFI
根拠法	PFI法	都市公園法
事業期間の目安	10~30年程度	20年以内
議会の承認	必須	必須ではない
公共コスト削減効果	VFM	特定公園施設の整備費の 全部又は一部
SPCの設立	必須	必須ではない
収益施設以外の施設 整備の要否	必須ではない	必須(特定公園施設)

■都市公園法の改正のポイント(出典:国土交通省「都市公園法改正のポイント」)

3)保育所等の占有物件への追加(特区特例の全国措置化)

概 要 ○国家戦略特区法改正により、特区内の都市では都市公園における占 用許可特例として保育所等の設置が可能となりました。

○待機児童解消の取組み強化に向けて、都市公園における保育所等の 設置について、オープンスペース機能を損なわない範囲で、特区以 外の都市においても設置が可能となりました。

【保育所その他の社会福祉施設の追加】

現行の占用許可制度

(1) 占用物件(※)を限定的に規定

(2) 物件が、①公衆の公園利用に著しい支障を及ぼさない、②必要やむを得な

都市公園内のオープン

い、③技術的基準に適合、を満たす場合に占用許可

スペースを確保

国家戦略特区法による特例(H27.7法改正)

国家戦略特区において保育所等社会福祉施設(通所型)を、占用物件に追加。法施行以降、18事例が認定済。 平成29年4月に6箇所が開所。

▼ 都市公園法改正により一般措置化

〇保育所その他の社会福祉施設であって政令で定めるもの(通所型)(①)について、政令で定める技術基 準(②)等を満たす場合には、公園管理者は占用を許可。

<施行令で規定する事項>

① 設置可能な社会福祉施設(通所型)

〇保育所、学童クラブ、老人デイサービスセンター、障害者支援施設 等

② 技術的基準

○施設の敷地面積は、公園の広場面積の100分の30以内

〇その他、外観、構造等に関する基準(他の占用物件と同様)

【都市公園の占用が可能となる社会福祉施設】

〇保育所その他の社会福祉施設(通所のみにより利用されるものに限る。)

- 通所のみにより利用されるものであり、施設の設置により都市公園の利用が促進され、 都市公園の機能の増進が図られることが期待できるものを対象としている。
- 入所型の社会福祉施設は対象とならない

の推進に関する法律関係

〇施行令第12条第3項において、具体的な施設の種類を明記。(1~5号)

- 認可保育所等個別の関係法令等に基づき設置される施設が対象。
- 施行令に規定される種類の施設であっても、実際の利用形態として入所型のサービス を行う施設は許可の対象とならない。

· 保育所 ・障害児通所支援事業(放課後等デイサービス、児童発達 支援、医療型児童発達支援を行う事業に限る)の用に供 第1号 ○児童福祉法関係 する施設 ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 ・一時預かり事業の用に供する施設 ・小規模保育事業の用に供する施設 ・身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設 ○身体障害者福祉法関係 第2号 ・身体障害者福祉センター ・老人デイサービスセンター 第3号 ○老人福祉法関係 ・老人福祉センタ ・障害福祉サービス事業(自立訓練、就労移行支援又は就 ○障害者の日常生活及び社会 労継続支援、生活介護を行う事業に限る) の用に供する 第4号 生活を総合的に支援するた 施設 めの法律関係 ・地域活動支援センター ○就学前の子どもに関する教 第5号 保育等の総合的な提供 ・幼保連携型認定こども園

〇地方公共団体が施設の地域のニーズや実情に応じて対象を追加できるよう条例 により追加することが可能(6号)

- ・ 施行令第12条第3項第1号から第5号に掲げるものに準ずる社会福祉施設であること。
- 地方公共団体独自の基準により認可している保育所等については、条例に定めること で設置が可能。

都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体が条例で 定めるもの等

- ■都市公園法の改正のポイント(出典:国土交通省「都市公園法改正のポイント」)
 - 3) 保育所等の占有物件への追加(特区特例の全国措置化)

【占用の要件及び技術的基準】

要件

都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地 利用の促進を図るため特に必要であると認められるもの 法第7条第2項



都市公園本来のオープンスペース機能を確保しつつ、周辺の土地利用の状況から、 都市公園の土地を有効に活用することで都市公園の機能の増進が図られる場合

例えば、保育所の設置により公園が園児やその保護者の交流の場となることや、地 域交流スペースの設置により公園利用が促進されるなど。

技術的基準

占用の場所は広場又は公園施設である建築物内

令第16条第1項第6の2号

規模に関する基準

広場 施設の敷地面積の合計が、公園全体の広場の面積の30%以内

施設の床面積の合計が当該建築物の延べ床面積50%以内 建築物内

その他の技術的基準

従前より規定されている占用物件に関する技術的基準についても適用 今第15~17条

- 占用物件の外観及び配置は、都市公園の風致及び美観等を害しないものとする
- 地上に設ける占用物件の構造は、公園施設の保全又は公衆の利用に支障を及 ぼさないものとする
- 占用に関する工事については、公衆の利用に支障を及ぼさないよう必要な措置 を講ずること

等

これらを踏まえて

具体の施設について都市公園の占用を許可することが適当か否かは、当該 都市公園の状況に応じて、公園全体の面積や一般公衆の自由な利用への 影響を考慮しながら、公園管理者が適切に判断すべきもの

例えば、面積の小さな都市公園や既に公園施設である建築物が多数設置されてい るような都市公園については、慎重に判断すべき

■都市公園法の改正のポイント(出典:国土交通省「都市公園法改正のポイント」) 4)公園の活性化に関する協議会の設置

概要

- ○公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行う ための協議会を組織することができます。
- ○各構成員には、協議が整った事項について尊重義務があります。

協議会の設置

〇公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。 〇各構成員には、協議が整った事項について尊重義務がある。



協議会における協議事項(例)

- 〇地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた情報共有、調整
- 〇キャッチボールやバーベキューの可否、可とする場合のルール等、都市公園ごとのローカルルール作り
- 〇都市公園のマネジメント方針、計画

5) 都市公園の維持修繕基準の法令化

概 要

- ○供用中の都市公園のうち設置から 40 年以上経過したものが 2014 年 度(平成26年度)末で約16%あり、20年後には約6割に達する見 込みです。また遊具については、設置から20年以上経過したものが 約5割となっています。
- ○そのため、都市公園の維持修繕基準の規定を設け、適切な時期に点 検を行い、必要な措置を講ずることを義務付けることで、予防保全 による都市公園の長寿命化・安全対策を徹底します。

都市公園の維持修繕基準の法令化

都市公園の管理は、政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準に適合するように行うものとする。

〇維持修繕に係る技術的基準の内容

公園施設全般について

- ・適切な時期に、巡視を行い、清掃・除草等公園の維持のため必要な措置を行う。
- ・公園の点検は、適切な時期に、目視その他適切な方法により行う。
- ・点検等により異状を把握したときは、必要な措置を講ずる。

特に、遊具については、安全性確保の必要が高いことから、

- ・点検頻度について、年1回を基本とする。
- ・点検結果や修繕内容を履歴書として記録し、保存する。

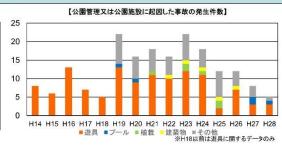
規則第3条の2

令第10条

(参考)都市公園の安全確保に関する指針の整備状況 〇都市公園における遊具の安全確保に関する指針

(H14.3策定、H20·H26改訂) 主に子どもが利用する「遊具」について安全確保に関する基本的な 考え方を規定

- 〇プールの安全標準指針 (H19.3策定) プール利用者の安全確保のため、参考となる留意事項を規定
- 〇公園施設の安全点検に関する指針(案) (H27.4策定) 公園施設全般について、安全点検の考え方や実施方法を規定



3. 生産緑地法、都市計画法及び建築基準法

生産緑地法、都市計画法及び建築基準法の改正のポイントを以下に示します。

■生産緑地法の改正のポイント(出典:国土交通省「生産緑地法等の改正について」)

1) 生産緑地地区の面積要件の引き下げ

○生産緑地地区を都市計画に定めるには、一団で500 ㎡以上の区域とする規模要件が設けられており、要件を満たさない小規模な農地は、 農地所有者に営農意思があっても、保全対象とされていません。

○また、公共収用等に伴い、又は複数所有者の農地が指定された生産 緑地地区で一部所有者の相続等に伴い、生産緑地地区の一部の解除 が必要な場合、残された面積が規模要件を下回ると、生産緑地地区 全体が解除されてしまうことが起きます。(道連れ解除)

○このことから、今回の法改正では生産緑地地区の面積要件を条例で300 ㎡(政令で規定)まで引き下げることを可能にし、併せて同一又は隣接する街区内に複数の農地がある場合には、一団の農地等とみなして指定を可能にしました。(ただし、個々の農地はそれぞれが100㎡以上とします。)

概要

小規模でも身近な農地として緑地機能を発揮

都市住民が農家と交流しながら野菜の収穫体験を行う イベントの実施

面積 約300㎡





営農意欲があっても生産緑地地区が解除される事例

買取り申出面積 1,594㎡ 道連れ解除面積 429㎡





改正内容

○法改正 :生産緑地地区の面積要件を条例で300㎡(政令で規定)まで引下げ可能に。

〇運用改善:併せて、同一又は隣接する街区内に複数の農地がある場合、一団の農地等とみなして指定可能に (ただし、個々の農地はそれぞれ100㎡以上)。

※ これらの制度・運用改正を受けた生産緑地も、従前の税制(固定資産税の農地課税・相続税の納税猶予)を適用。

2) 生産緑地地区における建築規制の緩和(直売所等を可能に)

概要

- ○生産緑地地区内では設置可能な施設に関して、設置可能な建築物を 農業用施設に厳しく限定をしていましたが、かねてより、農業団体 等から直売所等の設置を可能とする要望がありました。
- ○そこで、今回の法改正では、生産緑地地区内に設置可能な建築物として、農産物等加工施設、農産物等直売所、農家レストランを追加することとしました。

改正前

生産緑地地区内に設置可能な施設は、 農林漁業を営むために必要で、生活環境 の悪化をもたらすおそれがないものに限定

【設置可能な施設】

- ①生産又は集荷の用に供する施設 ビニールハウス、温室、育種苗施設、農産物 の集荷施設 等
- ②生産資材の貯蔵又は保管の用に供す る施設
- 農機具の収納施設、種苗貯蔵施設 等
- ③処理又は貯蔵に必要な共同利用施設 共同で利用する選果場 等
- 4休憩施設その他

休憩所(市民農園利用者用を含む)、農作業 講習施設 等

「国家戦略特区における追加の規制改革事項 等について」(H28.3国家戦略特区諮問会議)

・・・・農業の6次産業化の一層の推進等のため、都市農業が営まれる生産緑地地区においても・・・農家レストラン等の設置を可能とすることを検討し、早期に結論を得る。



参考:隣接する生産緑地の所有者が経営する

改正後

<u>営農継続</u>の観点から、新鮮な農産物等へ の需要に応え、農業者の収益性を高める下 記施設を追加。

【追加する施設】

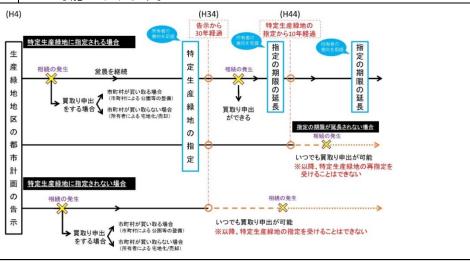
- ①生産緑地内で生産された農産物等を主たる原材料とする製造・加工施設
- ②生産緑地内で生産された農産物等又は①で製造・加工されたものを販売する
- ③生産緑地内で生産された農産物等を主たる材料とするレストラン
- ※生産緑地の保全に無関係な施設(単なるスーパーやファミレス等)の立地や過大な施設を防ぐため、省令で下記基準を設ける。
- 残る農地面積が地区指定の面積要件以上
- ・施設の規模が全体面積の20%以下
- ・施設設置者が当該生産緑地の主たる従事者
- ・食材は、主に生産緑地及びその周辺地域 (当該市町村又は都市計画区域)で生産

■生産緑地法の改正のポイント(出典:国土交通省「生産緑地法等の改正について」)

3)特定生產緑地制度

概要

- ○生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定することができるようになりました。
- 〇指定された場合、市長村に買取り申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から、10年延期されます。10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長が可能となります。



■都市計画法及び建築基準法の改正のポイント

(出典:国土交通省「生産緑地法等の改正について」)

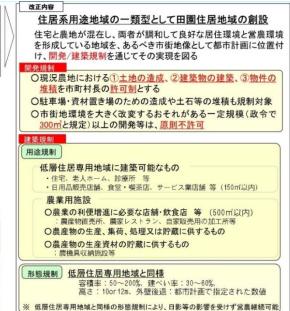
1)田園住居地域の創設

概要

○宅地需要等の沈静化・住民の都市農業に対する認識の変化より、都市農地を都市にあるべきものに位置付けました。また、マンション等の建設に伴う営農環境悪化の防止や住居専用地域に農業用施設等は原則として建てられない状況を踏まえ、住居系用途地域の一類型として、「田園住居地域」を創設しました。



〇宅地需要の沈静化・住民の都市農業に対する認



6 上位・関連計画

1. 愛知県広域緑地計画(2019(平成31)年3月改定)

項目	内容	
目標年次	2030(令和 12)年度	
引張の理会	『豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり	
計画の理念	~緑の質を高め 多様な機能を活用~』	
基本方針(一部抜粋)	計画の理念の実現に向けて、「健全で良質な緑」を基礎とした、「いのちを守る緑」「暮らしの質を高める緑」「交流を生み出す緑」を効果的に活用することを目指している。 【基本方針】 緑の恩恵を享受し、自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり ○人や生き物に対して「緑」は欠かせない存在であることの共通認識を図り、緑を育む行動へと結び付ける ○都市づくりと連確保する ○水と緑のネットワークの形成と生物多様性の確保に向けた取組を推進し、まちと自然が調和した持続可能な都市の緑づくりを目指す【施策】 ○緑の恩恵を享受していくための生物多様性への配慮 ○防災・減災に資する緑とオーブンスペースの保全と創出 ○緑を育む行動へと結びつく啓発活動の実施 【基本方針】 良好な生活環境と QOL(生活の質)を高める緑の空間づくり ○緑による誰もが居心地が良い空間を創出し、県民の生活の質の向上に資する緑づくりを進める ○常とみの活用や、自然を身近に感じられる場の創出を図り、風情があり安らぐ緑の空間づくりを進める 【施策】 ○QOL (生活の質)の向上に貢献する身近な緑とオープンスペースの確保 ○心と体の健康を支える緑の活用 ○まちづくりと一体となった魅力的な緑づくりの促進	
	で流を生み出する。 「基本方針」 多様な主体との連携と 地域の特性を活かす緑づくり ○交流を通じてコミュニティを醸成し、県民の暮らしに彩りを添える ことの出来る緑の創出と活用を進める ○愛知らしい固有の緑を効果的に活用・PR し、地域の特色を活かし た魅力の向上を図る ○多様な主体が相互にコミュニケーションを図りながら連携・協働 し、緑の魅力やポテンシャルを引き出す緑づくりを目指す 【施策】 ○地域コミュニティを育む場としての緑の活用 ○地域の特性を活かした緑のまちづくりの推進 ○多様な主体による緑のまちづくりの推進	

2. 第7次一宮市総合計画(2018(平成30)年3月改定)

2. 第 / 次 -	一 古中福台計画(2016(平成 30)年 3 月 改定)
項目	内容
計画の期間	2018(平成 30)年度~2027(令和 9)年度
基本構想	《将来都市像》木曽の清流に映え、心ふれあう躍動都市 一宮《5つのプランと2つのマネジメント》Plan①:健やかにいきるPlan②:快適にいきるPlan③:安全・安心を高めるPlan④:活力を生みだすPlan⑤:未来の人財を育てるManagement①:人を呼び込むManagement②:持続可能で未来につなげる
まちづくりのの	まちづくりのイメージ 「八個 」

項目	内 容			
	住宅地の 配置方針	・増加傾向にある新規 じた住宅地を配置す ・宅地開発においては ように、利便性の高 ・中心市街地における高 ・市街化区域内の拠点に ・市街化調整区域の駅間	する。 は、不良な住宅市行 高い地区を優先す 密度な、まちなか居住の おける面的未整備地区	街地とならない る。 D推進 の都市基盤整備
土地利用の 方針	商業地の 配置方針	・多様な都市機能が 点を中心に商業地で ・土地の高度利用を図 する。	を配置する。	
	産業用地の 配置方針	・新たな産業立地の多など、広域交通ネッできる場所に産業所	ットワークの既存ん	
	農業用地の 配置方針	- ・都市近郊の農地では、土地利用の効率化を図り、農		
	■事業展開の方向性: ・水と緑のオープン・民有地の緑化促進	、したまちをつくります ノスペースの整備促進と も い緑地の保全と緑化の拍	:利活用	
		成果指標		
前期基本計画		5標名	基準値	目標値
	①都市公園面積 	ベントの参加者数および施	228.40ha	238.04ha
	設の利用者数 1,1		1,111,700人	1,167,200人
	市民の体感指標		基準値	
	指標名 水と緑に親しめる場やイベントがあると思う人の割合		30.3%	
			※各指標の算	出方法は92から96ページを参照
	出典:第7次 一宮市	5総合計画		

3. 一宮市都市計画マスタープラン(2020(令和2)年3月改定)

項目	内容
計画の期間	2020(令和 2)年度~2030(令和 12)年度
	【将来都市像】 都会の利便性と田舎の豊かさが織りなす、だれもが住みよいまち ~多拠点ネットワーク型都市の構築~
都市づくりの	【都市づくりの目標】
方針	■持続可能で安心・安全な都市構造の構築
	■都市機能の集積による拠点の強化 ■誰もが豊かに暮らし続けることができる生活環境の確保
	■誰もが壹がに春らし続けることができる生活環境の確保 ■愛着と誇りの持てる地域文化の形成と継承
	・中心市街地の活性化・産業構造の変化への対応
現のし無質の	・災害などに対する安全・安心の確保・環境負荷の少ない都市構造の形成
現況と課題の	・多様なまちづくり活動の担い手育成 ・地域の歴史と文化の保全・活用 ・人口の集約による地域コミュニティの維持
整理	・人口減少下における生活サービス施設の維持
	・豊かな自然や農地、公園・緑地の保全・活用
将来都市構造図	(ステーシン

項目	内容
公園緑地の 方針 (一部抜粋)	 【基本的な方針】 ・木曽川をはじめ市内を流下する河川や水路、集落地などに数多く見られる社寺林、公園・緑地により市全域にわたる水と緑のネットワークの形成を図る。 ・都市公園については、社会情勢の変化や地域の実情・特性などを勘案し、これからの一宮市の活力と個性を支える公園のあり方を検討し、適切な配置に努める。 【公園緑地の方針】 ・都市公園や社寺林などによる緑の拠点を形成し、河川や緑道により水と緑のネットワークの形成を図る。 ・土地区画整理事業施行区域においては、計画的な公園整備を図る。 ・大規模公園などレクリエーションの拠点については、地域特性やニーズを踏まえ、周辺環境や利用状況に応じ、民間活力の導入による多様な整備及び管理手法を検討する。 ・社寺林などは地域の重要な緑の資源として、保全配慮地区などの指定を検討し、保全を図る。 ・社寺林などは地域の重要な緑の資源として、保全配慮地区などの指定を検討し、保全を図る。 ・社寺を図る。 ・農業体験の場として活用を図る。特に都上版の新知とはまずまなの割まままままままままままままままままままままままままままままままままま
景観形成の 方針 (一部抜粋)	景観・環境機能などさまざまな役割を担うことから、生産緑地地区の新規指定を促進するとともに、特定生産緑地制度の活用により保全を図る。 【基本的な方針】 ・一宮市景観基本計画の方針などを踏まえ、市民・事業者・行政が協働して良好な景観の保全及び形成を図る。 ・良好な景観形成をより積極的に推進するため、景観法に基づく景観計画の策定を検討する。 【自然景観】 ・木曽川に沿った楽しめるみち、古いまちなみや堤防に沿った坂道など、木曽川の雄大な自然と一宮の歴史が一体となった景観づくりを推進する。 ・優良農用地の保全により広がりが保たれた景観、集落地の原風景が活きる景観など、身近な原風景のなかに美を見出す水と緑のネットワークによる景観づくりを推進する。
環境形成の 方針 (一部抜粋)	【基本的な方針】 ・第2次一宮市環境基本計画の方針などを踏まえ、安全で快適な生活環境の保全や豊かな自然環境の保全を図るとともに、循環型社会の実現や地球温暖化防止の実現に向けた環境負荷の少ない持続可能な都市の形成を図る。 【自然環境の保全に向けた方針】 ・木曽川河川敷の河畔林や社寺境内の社寺林、散在する屋敷林や田畑などは、多様な生きものの生息環境として保全するとともに、市民のやすらぎ、リフレッシュの場としての活用を図る。 ・木曽川をはじめとした河川や水路などは、良好な水質や水量を維持し、また多様な生きものの生息環境として保全するとともに、水や緑とふれあい、やすらぐ場としての有効活用を図る。
都市防災の 方針 (一部抜粋)	【基本的な方針】 ・地震や火災の発生、台風や局地的豪雨などによる河川の氾濫や市街地の内水 氾濫による被害を最小限に抑え、また、被害の迅速な回復を図る「減災」の 考えを防災の基本とし、災害が起きても速やかな復旧・復興が可能な災害に 強い都市づくりを推進する。 【火災・震災に強いまちづくり】 ・災害時に遮断地帯、避難地帯などとして有効に機能する、緑地や都市公園な どのオープンスペースの維持・確保を図る。 ・防災協力農地制度の活用を検討する。 【風水害に強いまちづくり】 ・保水・遊水機能としての機能を有する農地を保全し、雨水流出抑制を図る。

4. 一宮市立地適正化計画(2020(令和2)年3月策定)

	.地通正化計画(202	20(令和2)年3月策定)				
項目	内 容					
計画の期間	2019 (平成 31) 年度~2040 (令和 22) 年度					
まちづくりの 方針	子育て世代や高齢者が安心・快適に暮らせるまちづくり					
	■都市的拠点の位	『多拠点ネットワーク型都市』 置付け				
	拠点	位置付け				
	都市拠点	一宮駅周辺を位置付け、尾張地域の中核都市にふさ わしい都市機能の集積及び維持向上を図る。				
目指すべき都市構造	副次的 都市拠点	尾西庁舎周辺、木曽川駅周辺を位置付け、市西部及 び北部地域における都市機能の集積及び維持向上を 図る。				
	地域生活拠点	出張所または公民館周辺を位置付け、日常生活を支える機能の集積及び維持を図る。特に丹陽町出張所周辺においては、市南部のにぎわいの核を目指す。 なお、都市拠点及び副次的都市拠点は、地域生活拠点としての機能も兼ねるものとする。				
	■公共交通ネット ネットワーク 公共交通 ネットワーク	ワークの位置付け				
誘導区域の 施策・誘導方針	【都市機能誘導区域の施策・誘導方針】 ○まちづくりの方針を具現化するために、一宮市の歴史的背景から生活の中心となっている拠点に都市機能の誘導を図り、その中でも、市域の中で核となる拠点については、その地域にふさわしい高次的な都市機能の誘導を図る。 ○誘導する都市機能は、子育て機能や介護福祉機能、商業機能、医療機能について機能強化を図り、子育て世代や高齢者ニーズに合った利便性の維持・向上を目指す。 【居住機能誘導区域の施策・誘導方針】 ○人口減少下においても一定の人口密度を維持し、生活サービスや地域コミュニティの持続性を確保していくために、中心市街地の利便性の高い住宅地から郊外部のゆとりある住宅地まで、子育て世代や高齢者の多様なニーズに対応できる居住環境の形成を図る。 ○生活サービス機能が集積する都市機能誘導区域及びその周辺、公共交通沿線等の利便性の高い地域に居住を誘導し、子育て世代や高齢者の暮らしやすさに配慮した徒歩または公共交通で移動が可能な、歩いて暮らせるまちづくりを目指す。					

5. 第2次一宮市環境基本計画(2014(平成26)年3月改定)

項目	内容
計画の期間	2014 (平成 26) 年度~2023 (令和 5) 年度
目指すべき 環境像	毎日が暮らしやすく、住みやすい環境である一宮市
基本方針	■基本方針1:「安全で快適な生活環境」の保全を目指して ■基本方針2:「自然共生社会」の実現を目指して ■基本方針3:「循環型社会」の実現を目指して ■基本方針4:「地球温暖化防止(低炭素社会)」の実現を目指して ■基本方針5:「連携・協働社会」の実現を目指して
基本計画(一部抜粋)	■自然共生に関する重点施策 ①:自然大生に関する重点施策 ②:市民がを「まもる(残す・保全)」「つくる(創出・整備・改善)」、「つなぐ(ネットワーク化、活用・管理・学ぶ)」の視点で施策を考える。 ②:市民が自然とふれあえる場所や機会の確保 ③:生きものの生息環境の確保と生態系ネットワークの創出 ④:緑の再生と緑化推進 ⑤:郷土文化や歴史的遺産の保存 【

6. 一宮市景観基本計画(2008(平成20)年3月改定)

項 目	t 觀基本計画(2008(平成 20)年 3 月改定)
切 日	【基本理念】
景観形成の 基本理念	本曽川に育まれた中核都市として、自然・歴史・産業が一体となって 活力とやすらぎが感じられる都市景観づくり 【良好な都市景観を形成するための3つの視点】 ①美しく・楽しい景観によって、交流を呼ぶまち ②美しく・楽しい景観のもとで、歩きたくなるまち ③美しく・楽しい景観を、みんなでデザインするまち
基本施策の 目標	 ■中核都市としての中心性・彩り・にぎわい・顔のある景観づくり ■木曽川の雄大な自然と一宮の歴史が一体となった「ふるさとの軸となる景観づくり ■さまざまな歴史資源を継承し、現代に活かす景観づくり ■住みやすく働きやすい環境を支える景観づくり ■身近な原風景のなかに美を見出す水と緑のネットワークによる景観づくり
骨格別の 景観形成方針 (一部抜粋)	一宮市の景観構造の骨格をなす要素であり、一宮市の景観を特徴づける「景観ソーン」「景観拠点」「景観軸」について、方針を定める。 ■景観軸の景観形成方針 【自然景観軸】 →自然環境を構成する線的な景観要素(自然地形及び人工物も含む) 【交流景観軸】 →観光やレクリエーションの対象となる景観要素、及び景観を楽しむための移動空間 【日常生活景観軸】 →市民の日常生活において触れる景観、及び生活のための移動空間 ■交流景観の形成方針 【木曽川に沿ってつなぐ】 大自然と歴史と生活が一体となった軸 【中小の河川・水路に沿ってつなぐ】 身近な自然に触れて歩く軸 【街道に沿ってつなぐ】 歴史のストーリーを感じる軸 【公共交通に沿ってつなぐ】 四季を感じながら気持ちよく移動する軸 【公共交通に沿ってつなぐ】 風を感じながらサイクリングができる軸 本曽川に沿ってつなぐ景観軸 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

7. 一宮市地域防災計画 地震災害対策計画(2018(平成30)年修正)

項 目	内容
基本理念	【防災の基本理念】 災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるように備えなければならない。 防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次の通りである。 【災害予防段階】 災害の規模によっては、ハード対策では被害を防ぎきれない場合もあるから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード対策・ソフト対策を組み合わせて一体的に災害対策を推進する。 【災害応急対策段階】 (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の計画に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。 (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者(「用配慮者」)に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。 【災害復旧・復興段階】 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。
災害予防計画 (一部抜粋)	■基本方針 地震発生時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して住める都市の防災対策に関する総合的な対策を推進しなければならない。広域的かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが予想されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整する。 ■防災空間の整備拡大 (1) 防災対策に資する公園緑地の配置計画 ・緑の基本計画において、環境保全機能、交流機能、防災機能、景観形成機能の視点に加え、総合的な検討を行う。 ・緑地及び保全された農地は、災害時に遮断地帯、緩衝地帯又は避難地等として有効に機能するため、保全に努める。 ・公園は震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を有しているため、整備の推進に努める。 (2) 街路等の整備 ・街路等は、震災時に避難、消防、救護活動の動脈としての役割や、火災の延焼を防止するオープンスペース等多様な機能を有する。その機能を十分に発揮できるよう、都市計画道路等の整備を推進する。

項目				内	容			
	種別	番号	名称	面積(㎡)	指定緊急避難場 所· 広域避難場所	緊急避難場所	耐震性貯水槽	応急仮設住宅 建設予定地
	総合公園	3321	大野極楽寺公園	384,000	O	THE REAL PROPERTY.	193799612277777110	O
	小計	1		384,000				
	運動公園	3321	光明寺公園	279,000	0			0
	小計	1		279,000				
	地区公園	3301	九品地公園	41,478		0		0
		3302	平島公園 (平島公園野球場)	36,402	0	0		0
		3303	奥町公園	43,849	0			0
	ut ⊕L	3304	富田山公園	93,876	0			0
	小計	4		215,605				
	近隣公園	3251	大宮公園	11,989		0	0	
		3252 3253	稲荷公園 野黒公園	16,175 10,367		0		0
		3254	大平島公園	17,412	0	Ŭ		0
		3255	彦田公園	19,834	0			0
		3256 3257	森本中央公園	14,116 12,358		0		00
		3258	多加木公園	12,706		0		Ö
		3259 3260	梅ケ枝公園 伝法寺中央公園	15,106 12,100		0	0	0
		3261	五城公園	21,964	0	Ŭ		0
	小計	3262 12	尾西公園	17,842 181,969	0			0
	7, 1	12		101,909				
	街区公園	3031	常念公園	993		Ŏ	0	
		3051 3052	<u>葵公園</u> 久古見公園	1,287		0		
		3053	橋呑公園	2,414		Ö	0	
市内の		3054 3055	上本町公園 伏木公園	1,923 3,606		0		
		3056	音羽公園	7,504		ŏ		
防災公園		3057	大乗公園	3,357		0	0	
		3058 3059	真清公園 浅野公園	8,048 9,657		0		
		3060	富古場公園	3,254		Ö		0
		3061 3062	弁天公園 南山公園	5,924 4,860		0		0
		3063	低見公園	1,925		ŏ		
		3064	南木公園	2,426		0		
		3065 3066	柳下公園 堀田公園	7,831 7,921		0		0
		3067	西浅間公園	3,886		Ŏ		
		3068 3069	浅間公園 南大門公園	2,900 1,618		0	0	
		3070	大塚公園	2,085		0		
		3071 3072	大赤見公園 柿ノ木公園	2,428 1,700		0		
			富士公園	2,307		Ö	0	
		3074	四反田公園	2,988		Ò		
		3075 3076	常光公園花ノ木公園	2,409 2,368		0		
		3077	古宮公園	2,556		0		
		3078 3079	機立公園 鎌田公園	2,322 2,070		0		
		3079	却田公園	2,681		0		
		3081	さかえ公園	3,741		Ö		
		3082 3083	中央公園 みどり公園	3,744 2,421		8	 	
		3084	若竹公園	1,426		Ö		
		3085 3086	天道公園 仲畑公園	4,058 3,285		0		
		3086	元宮公園	2,466		0		
		3088	天王前公園	5,357		0		
		3089	平島西公園	2,804		0		

種別 番号	
3090 休憩公園 3,004 ○ 0 0 0 0 0 0 0 0 0	(仮設住宅 (予定地
3092 北三峡公園	; J AE*E
3093 海道中公園 2.088	
3094	
3095 2000 1元 1.695 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
3097 西大海道公園	
3098 古金公園	
3099 秋茂西出公園 3.388 ○	
1,543	
3102 新宮公園	
3104 連日公園	
3104 連田公園 4,987 ○	
3106 古田公園 1,024 ○	
3107 天神公園 2,822 ○ 3108 五菱公園 2,500 ○ 3109 平山公園 2,197 ○ ○ 3110 江呼公園 4,116 ○ ○ 3111 財命公園 2,277 ○ 3112 程荷山公園 2,281 ○ ○ 3113 岩砂公園 3,835 ○ ○ 3114 河戸公園 1,852 ○ ○ 3116 口ばり島公園 3,041 ○ ○ 3116 口ばり島公園 1,645 ○ ○ ○ 3118 東ケ島公園 2,106 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
3108 百髪公園 2.500 ○ 3109 平山公園 2.197 ○ 3110 江畔公園 4.116 ○ ○ 3111 駒雪公園 2.281 ○ 3112 稲荷山公園 2.281 ○ 3113 岩鉛公園 2.281 ○ 3113 岩鉛公園 3.835 ○ ○ 3114 河戸公園 1.852 ○ ○ 3115 秋栗公園 2.106 ○ ○ 3116 ひばり鳥公園 3.041 ○ ○ 3118 東ケ島公園 2.106 ○ ○ 3118 東ケ島公園 2.139 ○ ○ ○ 3120 東公園 2.000 ○ ○ 3121 中道公園 2.000 ○ ○ 3121 中道公園 3.425 ○ ○ ○ 3122 一色公園 2.700 ○ ○ 3123 接通道公園 7.000 ○ ○ 3124 南印田公園 3.000 ○ ○ 3125 ①まわり公園 3.528 ○ 3126 寺跡公園 2.200 ○ ○ 3127 西大門公園 3.528 ○ ○ 3129 東個公園 2.000 ○ ○ 3129 東個公園 2.000 ○ ○ 3130 紀正確公園 2.000 ○ ○ 3130 紀正確公園 2.000 ○ ○ 3134 明地東公園 2.451 ○ ○ 3135 黒田公園 2.000 ○ ○ 3136 新田公園 2.000 ○ ○ 3137 五色町公園 2.000 ○ ○ 3138 末年公園 2.169 ○ ○ 3136 新田公園 2.000 ○ 3137 五色町公園 2.000 ○ 3138 末年公園 1.150 ○ 3139 本銀公園 1.651 ○ ○ 3130 北田公園 2.000 ○ 3139 本銀公園 1.100 ○ 3140 五幢ケ河公園 1.871 ○ ○ 3131 小屋が公園 2.000 ○ 3141 在野公園 1.459 ○ ○ 3134 五幢ケ河公園 3.331 末年公園 3.5577 ○ ○ 3332 木管川公園 3.5749 ○ ○ ○ 3341 萬庫公園 4.9815 ○	
3109 平山公園	
3110 江畔公園	
3112 程荷山公園 2.281 ○ 3113 岩船公園 3.835 ○ ○ 3114 河戸公園 1.852 ○ ○ 3115 秋葉公園 2.106 ○ ○ 3116 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	0
3113 岩島公園 3.835 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
3114 河戸公園	
3115 秋葉公園 2.106 ○ 3116 ひはり島公園 3.041 ○ 3117 油田公園 1.645 ○ 3118 鬼ケ島公園 2.000 ○ 3119 前西公園 2.000 ○ 3120 東公園 2.000 ○ 3121 中道公園 2.000 ○ 3122 中道公園 2.700 ○ 3123 演海道公園 7.000 ○ 3124 南印田公園 3.000 ○ 3125 ひまかり公園 3.528 ○ 3126 寺跡公園 2.000 ○ 3127 西大門公園 3.528 ○ 3128 大塚史跡公園 2.000 ○ 3128 大塚史跡公園 2.000 ○ 3129 東加公園 2.000 ○ 3130 応児童公園 1.465 ○ 3131 小信児童公園 1.465 ○ 3131 小信児童公園 4.312 ○ ○ 3134 閉地東公園 2.000 ○ 3134 閉地東公園 2.000 ○ 3134 閉地東公園 2.000 ○ 3135 黒田公園 4.312 ○ ○ 3136 新田公園 2.000 ○ 3137 五色町公園 1.871 ○ 3138 宝生公園 1.150 ○ 3139 本郷公園 1.150 ○ 3131	
3117 油田公園	
市内の 118	
市内の	-
市内の 防災公園	
市内の 3122	
防災公園	
 防災公園 3124 南印田公園 3.000 3125 ひまわり公園 3.528 3126 寺跡公園 2.000 3127 西大門公園 2.000 3128 大塚史跡公園 2.000 3129 東畑公園 2.000 3130 起児童公園 1.465 3131 小信児童公園 3132 管屋公園 4.312 3132 管屋公園 3134 明地東公園 3135 黒田交園 2.000 3134 明地東公園 3135 黒田交園 3169 3136 新田公園 3137 五色町公園 1.871 3138 宝生公園 1.150 3139 本郷公園 1.150 3131 在館ヶ渕公園 3141 佐野公園 1.459 小計 92 266.175 特殊公園 3331 浅井山公園 35.577 特殊公園 3331 浅井山公園 35.577 3332 木曽川緑地 20.749 3341 萬葉公園 49.815 	0
3125	
3127 西大門公園	
3128 大塚史跡公園	
3129 東畑公園	
3130 起児童公園	
3132 電屋公園	
3133 念佛公園 2,000 ○ 3134 明地東公園 2,451 ○ 3135 黒田公園 2,169 ○ 3136 新田公園 2,000 ○ 3137 五色町公園 1,871 ○ 3138 宝生公園 1,150 ○ 3139 本郷公園 1,700 ○ 3140 五輪ケ渕公園 2,000 ○ 3141 佐野公園 1,459 ○ 小計 92 266,175 ○ 特殊公園 3331 浅井山公園 35,577 ○ 3332 木曽川緑地 20,749 ○ 3341 萬葉公園 49,815 ○	
3134 明地東公園 2,451 ○ 3135 黒田公園 2,169 ○ 3136 新田公園 2,000 ○ 3137 五色町公園 1,871 ○ 3138 宝生公園 1,150 ○ 3139 本郷公園 1,700 3140 五輪ケ渕公園 2,000 3141 佐野公園 2,000 3141 佐野公園 1,459 ○ 3331 浅井山公園 35,577 ○ 特殊公園 3331 浅井山公園 35,577 ○ ○ 3332 木曽川緑地 20,749 ○ 3341 萬葉公園 49,815 ○	0
3135 黒田公園 2,169 ○ 3136 新田公園 2,000 ○ 3137 五色町公園 1,871 ○ 3138 宝生公園 1,150 ○ 3139 本郷公園 1,700 3140 五輪ケ渕公園 2,000 3141 佐野公園 1,459 ○ 3141 佐野公園 1,459 ○ 3331 浅井山公園 35,577 ○ 3332 木曽川緑地 20,749 ○ 3341 萬葉公園 49,815 ○	
3137 五色町公園	
3138 宝生公園	
3139 本郷公園	
3140 五輪ケ渕公園	
小計 92 266,175 特殊公園 3331 浅井山公園 35,577 3332 木曽川緑地 20,749 3341 萬葉公園 49,815	
特殊公園 3331 浅井山公園 35.577 〇 3332 木曽川緑地 20.749 〇 3341 萬葉公園 49.815 〇	
3332 木曽川緑地 20.749 〇 3341 萬葉公園 49.815 〇	
3332 木曽川緑地 20.749 〇	
1.A. 100 111 ACC 2012 (A.S. 1997)	0
(工/#地区) 60.015	
3333	
(里小牧地区) 18,829	
3334 木曽川尾西緑地 83,700	
3335 木曽川沿川緑地 82,152	
3.0	
「「「「「「」」	
3402 鉄道高架記念緑道 5.845	
3403 毛受緑道 3,962	

項目	内容							
	種別	番号	名称	面積(㎡)	指定緊急避難場 所·広域避難場所	緊急避難場所	耐震性貯水槽	応急仮設住宅 建設予定地
	1至/ヴウ	3404	奥村井筋緑道	5.012	771-1公以近無場771	光忌避無場別	川川県工工只丁小竹智	建設了走地
		3405	上之島井筋緑道	2,148				
		3406	伝法寺緑道	3,221				
	小計	6		21,088				
	緑地	3411	萩原緑地	1,825		0	0	
	1000年10	3411	宮山緑地	225				
		3412	戸塚緑地	4,504		0		
		3413	第一分区園	5,963		0		
		3414	三ツ井緑地	1,477		Ö		
	-	3415 3416	萩原南緑地 猿海道調整池緑地	5,156 2,500		0		-
		3417	三条緑地	5,657		ŏ		
		3418	大徳ふれあい池緑地			Ŭ		
		3419	せんい緑地	3,082		0		
		3420	鞆江緑地公園	8,246		0		
		3421 3422	西中野排水機場緑地 広口池緑地	5,396 25,232		0		
		3422	阿古井池公園	21,463		0		
	小計	14	F1 H / 1 / 5 A / B	91,906				
				,				
	国些八国		同学大節三川八国					
	国営公園		国営木曽三川公園 三派川地区センター	264,000	0			
	小計	1		264,000				
	県施設		愛知県一宮総合運動 場 一宮商業高等学校		0			
			第2運動場		0			
	市施設		尾西プール					0
市内の			尾西運動場 木曽川運動場		0			
ᆎ然ᄼᄅ			<u> </u>		0			0
防災公園	(都市公園に	準ずる施	元)					
			丹西緑地	4,409		0		
			高井緑地	140				
			河田緑地 丹羽緑地	144 193				<u> </u>
			多加木緑道	13,447				
			大江川緑道	24,454				
			神山緑道	4,050				
			田所緑道	659				
			排水機場緑地 一の宮井筋緑道	250 50.751				
			<u>一の呂井筋</u> 禄追 奥村井筋緑道	109,000				
			尾西緑道	7.710				
			玉野緑地	170				
			若木緑地	301				
			山玉野緑地 尾濃緑地	450 972				1
			尾辰秋地 新屋敷緑地	794				
			大縄場緑地	1,824				
			松枝緑地	162				
			北出緑地	111				
			西郷緑地	132				
			古川筋緑地 若草公園	268 294			 	-
			西新田緑地	179				<u> </u>
			祖父江放水路緑地	2,590				
			玉野放水路緑地	1,692				
			北方広場	1,576				
	\vdash		前並六緑地	140				-
			三条西緑地	151 227,013			-	
	小計							

8. 一宮市農業振興地域整備計画(2019(平成31)年3月見直し)

項目	内容
概要	【目的】 ・農業を振興する地域を明らかにし、その地域の土地利用を高めるとともに、土地基盤の整備、農地保有の合理化、農業の近代化施設の整備等を進め、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与する。 【市の現況】 ・市街化調整区域(7,589ha)のほぼ全域が農業振興地域(7,449ha)に指定・農業振興地域内のまとまった農地は、農用地区域、通称「青地」(1,688ha)として保全に努めている。 ・農業振興地域整備計画の変更(農用地区域の編入・除外・用途区分の変更)は、年4回(5月・8月・11月・翌年2月)行っている。
農用地等の 保全計画	【保全の方向】 ・緑地機能、保水機能等農地の持つ多面的機能を維持し、生産性の確保と農業経営の安定を図るため、利用集積による農地の有効利用を進め、認定農業者等の担い手による規模拡大により、集団的優良農用地の保全に努める。 ・都市化の進展や異常気象による農地及び農業用施設などの湛水被害が近年増大しているため、排水路の改修・新設などにより、水稲その他農作物への被害の軽減を推進する。 ・老朽化対策として、土地改良施設の更新を推進する。 【農用地等の保全のための活動】 ・平成19年度から多面的機能支払交付金制度により、農地の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援しており、今後も継続する。 ・平成20年8月に開校したはつらつ農業塾の担い手育成コース及び生きがいコースを通して、農業従事者の高齢化と後継者不足及び担い手不足による農地の遊休化の解消に努めるとともに農業従事者を育成する。
担い手等の育成対策	・農家各々の実情に配慮した指導を行いつつ、農業の将来展望とそれを担う農業者や農業経営体への支援を強化する。 ・望ましい経営を目指す農業者に対して、JA・県等との連携を密にしながら
月 灰 八 水	農業経営改善計画の作成や相互の連携が図られるよう積極的に推進する。

7 計画書の構成

本計画の構成を以下に示します。

計画の基本事項として、改定の背景や目的、第7次一宮市総合計画や愛知県広域緑地計画等における位置付けを整理するとともに、一宮市の緑の現況や緑に関する市民の意識、前計画の目標や施策の達成状況から、一宮市の緑に関する課題を整理し、これからの緑のまちづくりに向けた重要な視点を踏まえ、計画の基本理念及び基本方針を設定します。

また、設定した基本理念及び基本方針の実現に向けた施策の設定、施策推進の効果を把握するための指標の設定を行うとともに、市民・民間事業者等・行政が一体となって緑のまちづくりを推進するための方向性を示します。

計画の基本事項

計画改定の背景と目的

緑の基本計画とは

計画の位置付け

計画のフレーム

緑に関する法律の改正

上位 · 関連計画

これまでの緑のまちづくり

一宮市の緑の現況

緑に関する市民の意識

前計画の達成状況

一宮市の水と緑に関する課題

これからの緑のまちづくりに向けた重要な視点

計画の基本的な考え方

基本理念(案)と基本方針(案)

計画の進捗状況を確認する指標(案)

緑の保全・創出・活用の方針(案)

都市公園等の整備と管理の方針(案)

緑の将来像(案)

緑のまちづくりに関する施策(案)

緑のまちづくりの推進

図 計画書の構成

第1章 計画の基本事項

第2章 これまでの緑のまちづくり

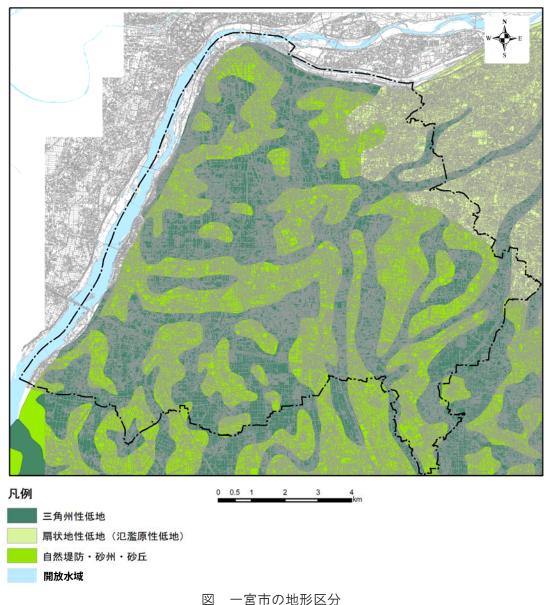
- 第3章 計画の基本的な考え方
- 第4章 緑のまちづくりに関する施策(案)
- 第5章 緑のまちづくりの推進

第2章 これまでの緑のまちづくり

一宮市の自然・土地利用の特性

- 1. 地形特性の概要
 - ○木曽川沿いの三角州、扇状地の低地が広がる平坦な地形となっています。
 - ○木曽川堤防付近は斜面地となっており、市内を流れる河川や旧河道、自然堤防等 による微高地としての起伏がみられます。

一宮市は木曽三川(木曽川、長良川、揖斐川)により形成された濃尾平野の中央 部に位置し、木曽川を挟んで岐阜県と接しています。地形特性としては、木曽川沖 積平野の低地であることから、高低差が少ない平坦地で構成されています。木曽川 堤防付近や市内を流れる河川などでは、微高地としての起伏がみられます。

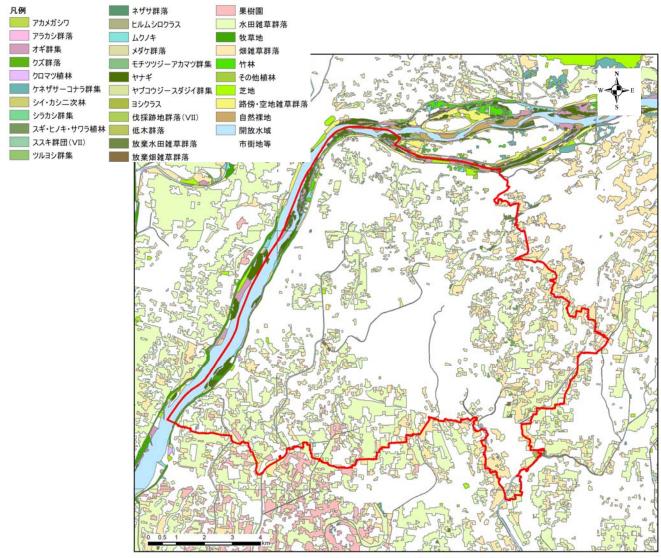


2. 植生特性の概要

- ○木曽川の水辺空間軸が重要な動植物の生息地として機能しています。
- ○小規模な樹林や河川の分布が特徴となっています。

一宮市の植生として、木曽川の河川区域において、前計画時点(2009年度時点)では自然裸地が多くみられたのに対し、今回計画時点(2019年度時点)では、ヤナギやオギ群集、竹林等が多くみられます。このことから、河川の低水敷や氾濫原に成立する代表的な植生が発生してきていることがわかります。

一方、市街地を除く多くの区域が水田雑草群落、畑地雑草群落で占められており、 生物の生息環境としての植生は比較的シンプルな形態となっています。また、大規 模な植物群落はみられませんが、小規模な植物群落、社寺林や河川沿いの自然地が 数多くみられることから、生物多様性の確保を担う植生環境が整っていることがわ かります。



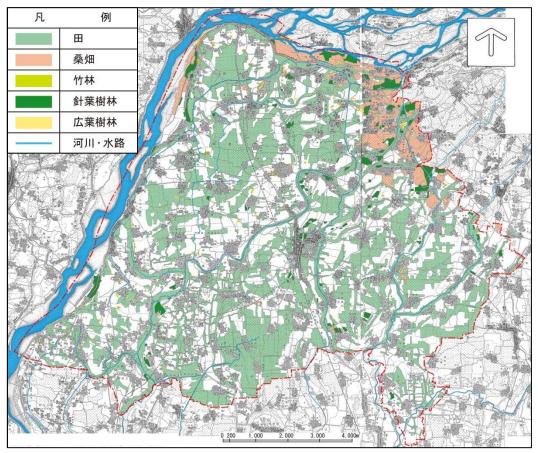
資料:自然環境保全基礎調查「植生調査(1/25,000縮尺)第6-7回 現存植生」 第6回調査(平成11~16年度)、第7回調査(平成17年度~)

図 一宮市の現存植生

3. 土地利用特性の概要

〇中心市街地を核に、多様な農業集落が分散する土地利用から市街地のスプロール 化が進行しています。

明治期における土地利用状況をみると、尾張一宮駅及び名鉄一宮駅周辺に形成されてきた市街地を中心に、中小の農業集落が農用地や原野の中に多数分散していることが特徴的でしたが、この後、中心市街地の拡大と、中心市街地を取り囲んでいた集落地の市街化の進行により、人口集中地区(DID)が連担し、市街地のスプロール化が進行していることがわかります。



資料:『明治·昭和 東海都市地図』 柏書房 1996【1889~1911(明治 22~44)年図】に加筆·着色

図 明治期の植生分布図

【人口集中地区(DID)の拡大変遷(引用:一宮市都市計画マスタープランより引用)】

■昭和 30~40 年代 凡例 S35 DID S40 DID S45 DID 鉄道駅 鉄道 ■ 東海道新幹線 行政区域 市街化区域 高速道路IC·JCT 高速道路 - 国道 大山寺 ■平成元年以降 凡例 H27_DID H22_DID H17 DID H12 DID H07 DID H02 DID S60以前DID 鉄道駅 -- 鉄道 ■ 東海道新幹線 行政区域 市街化区域 高速道路IC•JCT - 高速道路 国道

2 - 4

【資料協力:一宮市尾西歴史民俗資料館】

【木曽川の今昔(その1)】

○木曽川の移り変わり○

木曽川は、長野県木曽郡木祖村にある鉢盛山(2,447m)から、長野県、岐阜県、愛知県、三重県にまたがって流れる全長229kmの河川です。木曽三川(木曽川、長良川、揖斐川)の一つで、中部地方では最長、日本でも7番目に長い河川です。

一宮市が接する木曽川中流域の景観の変化は大きく、1955(昭和30)年頃までは、 起水泳場では、たくさんの子どもたちが川原で泳いでいる風景が見られましたが、砂 州が広がっていた川原は森のように樹林が生い茂り、現在では地面が見えないほどの 草が覆っています。





図 水泳場があった頃、砂州が広がっていた木曽川 図 川原に樹林や草本が生い茂る現在の木曽川(起宿周辺)

木曽川は、上流の濃飛流紋岩や花崗岩を削って流下し、中流域の河川の特徴とも言える木曽川の丸石を形成しました。この丸石は各地に運ばれ、家々の東石や積み石など様々な用途に使われました。

現在では、砂州が減り、樹林 化が進んだことや橋梁やダムが 増えたことにより、川の景観が変 化するとともに、生息する生き物 にも影響を与えています。



図 現在の木曽川(写真提供:木曽川上流河川事務所)



図 1957 (昭和32)年の木曽川(写真提供:木曽川上流河川事務所)

【資料協力:一宮市尾西歴史民俗資料館】

【木曽川の今昔(その2)】

○木曽川の自然と生き物○

現在、木曽川やその樹林化した川原には、タヌキ、キツネ、ノウサギ、アカネズミ、 カヤネズミ、イタチ属などの在来種に加え、ヌートリアやハクビシン、アライグマの ような外来種の哺乳類が生息しています。越冬の産卵のために飛来するマガモやコハ



クチョウ、夏によく見るオオヨシキリなどをは じめとした鳥類や、両性類、は虫類などの生き 物も数多く生息しています。

本川にはサツキマスやアユなど、江戸時代に は木曽川の産物として記録されている魚類やウ ナギやコイ、たまりのようになったワンドには タモロコやモツゴ、カマツカやツチフキ、トウ カイヨシノボリなどが生息しています。中でも、 世界でも日本の3ヶ所にしか生息していないタ



コハクチョウ



オオヨシキリ

ナゴの仲間、国指定天 然記念物イタセンパラ が木曽川には生息して います。イタセンパラ は絶滅危惧種IA類で ありその保護活動が行 われていますが、産卵

をする二枚貝の減少やヌートリアによる二枚貝の捕食が問題となっています。

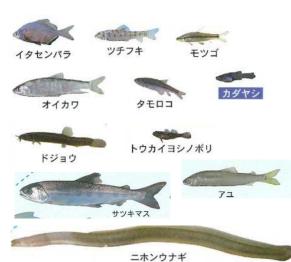
一方で、哺乳類だけでなく魚類もブルーギルやオオクチバス、カム ルチー、カダヤシなどの外来種が増え、河川環境も含め川と生き物と 人との関わりを考えていく必要があります。



スッポン



トノサマガエル



(写真提供:木曽川上流河川事務所)



二枚貝類(上からド ブガイ、イシガイ、 ヤマトシジミ、トン ガリササノハガイ)



2 一宮市の緑の現況

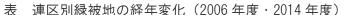
1. 緑被の現況

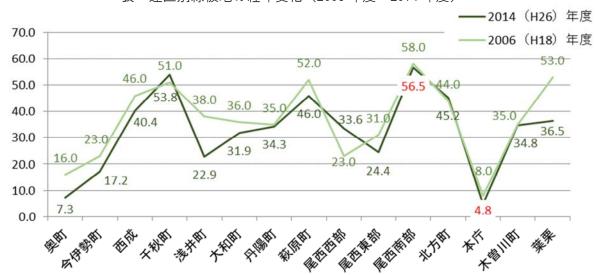
- ○一宮市の市街化区域の緑被率は、2006年度から約8%減少しています。
- ○連区別の緑被率では、尾西南部地区が 56.5%と最も高く、本庁地区が 4.8%と最も低くなっています。

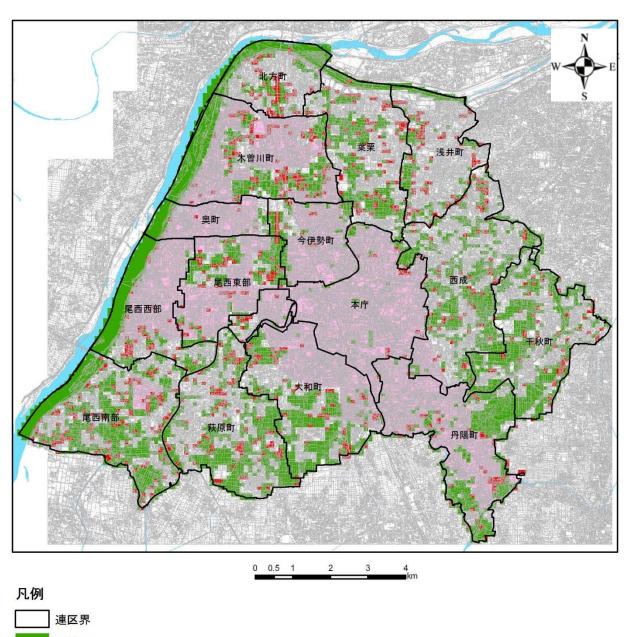
一宮市の緑被地(樹木や草地等の緑に覆われた土地)は、「国土数値情報(2014(平成 26)年度調査)」によると、約 4,000ha あり、市域の約 35%を占めています。 2006(平成 18)年度~2014(平成 26)年度の緑被地の経年変化をみると、市街化調整区域ではほとんど変化していませんでしたが、市街化区域では 13%から 5.1% と約 8 %減少しています。また、連区別の緑被地については、市街化調整区域に位置する尾西南部地区が 56.5%と最も高く、一宮駅や市役所が位置する本庁地区が 4.8%と最も低くなっています。

区分	市街化区域 (3,802ha)	市街化調整区域 (7, 580ha)	都市計画区域 (11, 382ha)		
	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)		
樹林・竹林・草地・休耕地	13.66	34. 67	48. 33		
河川・ため池	29. 43	755. 40	784. 83		
農地	150. 30	3, 022. 56	3, 172. 87		
緑被地合計	193. 39	3, 812. 64	4, 006. 03		
2006年度の緑被地合計	494. 26	3, 865. 80	4, 325. 16		
緑被率	5. 1%	50. 3%	35. 2%		
2006年度の緑被率	13%	51%	38%		

表 一宮市の緑被現況(2014年度)







緑被地

2006~2014年の間に消失した緑被地

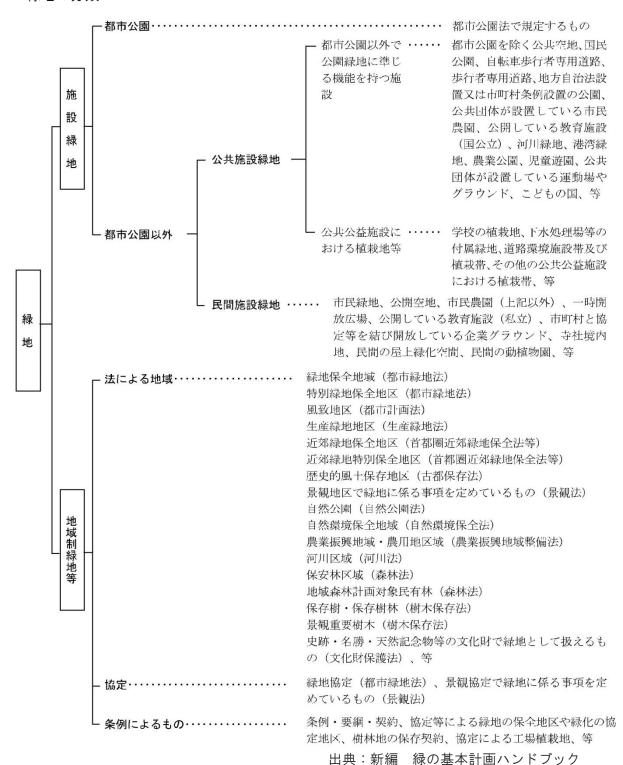
市街化区域

図 緑被地の経年変化(2006年度・2014年度)

2. 施設緑地の現況

施設緑地とは、都市公園法で規定される「都市公園」と公共施設緑地や民間施設緑地が含まれる「都市公園以外」に大きく区分されます。ここでは、①都市公園等(都市公園と都市公園に準ずる施設(都市公園以外で公園緑地に準ずる機能を持つ施設))、②公共施設緑地及び民間施設緑地について、それぞれの現況を示します。

■緑地の分類



①都市公園等(都市公園と都市公園に準ずる施設)

- ○都市公園等の整備面積は、2007年度~2018年度で約1.2倍に増加しています。
- ○市民 1 人当たりの都市公園面積は、5. 41 ㎡/人と 2007 年度時点から 0. 88 ㎡/人増加していますが、国の標準値(10 ㎡/人)を下回っています。
- 〇また、都市公園に準ずる施設は 2007 年度から 2 箇所、約 6.8ha 増加しています。
- ○都市公園の多くは、一宮駅周辺の市街地に多く配置されています。

一宮市内には、都市公園等(都市公園と都市公園に準ずる施設)が 167 箇所整備されており、総面積は 229.84ha と 2007(平成 19)年度から約 1.2 倍に増加しています。

また、市民 1 人当たりの都市公園面積は 5. 41 ㎡/人となっており、2007(平成 19) 年度から 0.88 ㎡/人増加していますが、国の標準値(10 ㎡/人)や愛知県の平均値 (7.68 ㎡/人)よりも下回っています。

大江川緑道や奥村井筋緑道などの都市公園に準ずる施設は、2007(平成19)年度から2箇所、約6.8ha増加しています。

都市公園の配置状況については、一宮駅周辺の市街地に多く配置されており、市 街化区域北部及び西部にはあまり配置されていない状況です。

	整備箇所		整備面積	責(ha)	市民1人	当たりの (ha)
	2007年度 (H19年度)	2018年度 (H30年度)	2007年度 (H19年度)	2018年度 (H30年度)	2007年度 (H19年度)	2018年度 (H30年度)
都市公園	121	139	173. 63	208. 21	4. 53	5. 41
都市公園に準ずる施設	26	28	14. 88	21. 63	0. 39	0. 56
都市公園等	147	167	188 51	229 84	4 92	5 97

表 都市公園及び都市公園に準ずる施設の現況(2018(平成30)年度)





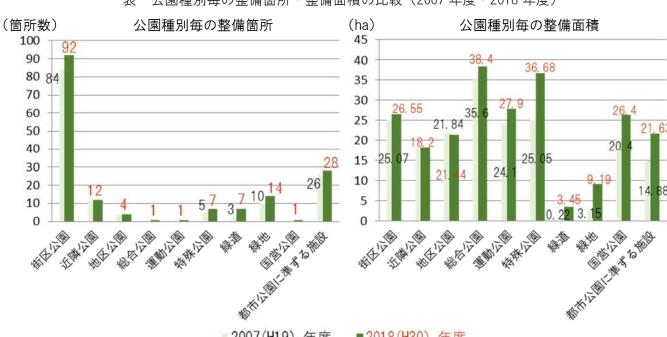


表 公園種別毎の整備箇所・整備面積の比較(2007年度・2018年度)

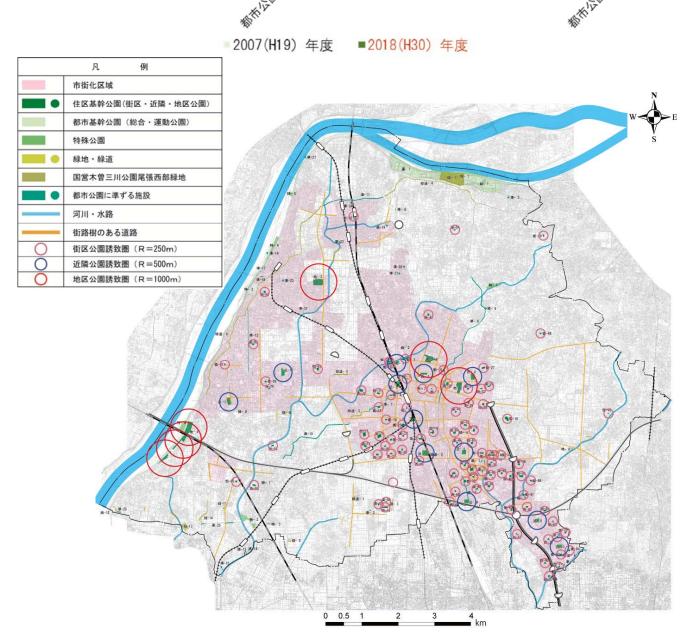


図 都市公園の配置状況

また、愛知県内の人口が同規模の都市(春日井市、小牧市、豊田市、岡崎市、豊橋市)と都市公園整備面積及び市民1人当たりの都市公園面積を比較した結果、小牧市を除く他都市よりも、都市公園整備面積及び市民一人当たりの都市公園面積が少ない傾向にありました。

	五 1/2 1/300以 1 日 日 1 1 2 0 2 2 4 (1 0 1 0 7 1 3 1 1 4 3 m/)							
市町村名公園種別		一宮市	春日井市	小牧市	豊田市	岡崎市	豊橋市	
初士八国人社	箇所	139	284	109	183	244	397	
都市公園合計	面積(ha)	208. 2	353. 22	113. 82	464. 7	410. 53	378. 26	
都市計画区域内人口	(千人)	381	307	149	402	381	373	
一人当たり面積	(m²)	5. 41	11. 51	7. 64	11. 56	10. 78	10. 14	

表 人口同規模の他都市との比較(2018年3月末時点)



②公共施設緑地及び民間施設緑地

- ○公共施設緑地は、ちびっ子広場や小中学校等の運動場、行政が管理する市民農園 などがあり、総面積は115.17haとなっています。
- ○民間施設緑地は、真清田神社や妙興寺などの社寺林のみとなっており、総面積は 37.44haとなっています。

一宮市にある公共施設緑地は、ちびっ子広場や児童遊園、小中学校の運動場、行政が管理する市民農園などがあり、総面積は115.17haとなっています。都市公園等の公共緑地が少ない一宮市においては、これらの公共施設緑地が都市における緑地として重要な位置付けとなっており、特に市内に315箇所あるちびっ子広場は都市公園が少ない地域の子ども達の貴重な遊び場となっています。

民間施設緑地として代表的なものは、真清田神社や妙興寺などの社寺林があり、 市街地にまとまった樹林地がない一宮市においては、環境面、景観面において重要 な都市緑地となっています。

	名称	箇所数	市街化区域内 面積(ha)	市街化調整 区域内面積 (ha)	都市計画区域内面積 (ha)
	ちびっ子広場	315箇所	4. 01	8. 99	13. 00
	児童遊園	59箇所	2. 81	2. 04	4. 85
	小学校運動場	42箇所	20. 79	16. 38	37. 17
	中学校運動場	19箇所	9. 61	17. 93	27. 54
│ │ 公共施設緑地	公立高校運動場	10箇所	4. 12	1. 2	5. 32
公共心故秘地	その他学校運動場	4箇所	0	0	0. 00
	その他グラウンド	3箇所	0. 92	3. 14	4. 06
	都市公園を除く公共空地	6箇所	0. 22	22. 46	22. 68
	市民農園(公共)	8箇所	0. 55	0	0. 55
	合計	466箇所	43. 03	72. 14	115. 17

表 公共施設緑地及び民間施設緑地の現況(2018(平成30)年度)

	名称	箇所数	市街化区域内 面積(ha)	市街化調整 区域内面積 (ha)	都市計画区域内面積 (ha)
足即体现绿地	寺社境内地	81箇所	27. 77	9. 67	37. 44
民間施設緑地	合計	81箇所	27. 77	9. 67	37. 44



図 一宮総合運動場



図 小塞神社の社寺林

3. 地域制緑地の現況

- 〇一宮市の地域制緑地は、生産緑地地区、農業振興地域農用地区域、河川区域、史跡・指定文化財に区分され、総面積は約 2352ha となっています。
- 〇地域制緑地は、2007 年度から約 252ha 減少しており、特に生産緑地地区は、2007 年度から約 38ha 減少しています。

地域制緑地とは、一般的に特別緑地保全地区や緑地保全地域、風致地区、生産緑地地区、農業振興地域農用地区域等の「法によるもの」と、緑地の保全地区や緑化協定地区等の「条例等により定められるもの」に区分されます。

一宮市における地域制緑地は、生産緑地地区、農業振興地域農用地区域、河川区域、名勝・天然記念物、史跡・指定文化財の「法によるもの」のみとなっています。地域制緑地の現況としては、総面積が約 2352ha となっており、2007(平成 19)年度から約 252ha 減少しています。特に、市街化区域の農地に指定される生産緑地地区においては、2007(平成 19)年度から約 38ha 減少しています。1992(平成 4)年に指定された生産緑地地区については、2022(令和 4)年に指定後 30年を迎えることから、特別な理由が無くても指定を解除することができるため、今後、更なる減少が危惧されます。

耒	地域制緑地の現況	(2018 (巫成30)	年度)
77	メリスメンX. 田リ ボメメ メリス U ノ メオ. ノリ.	(/UIO ()), (U)	4 1 0 1

	式 /四·3/(山川水/四 v) 20000	(()) () ()	
批告出结批	面積	備考	
地域制緑地	2007(H19) 年度	2018 (H30) 年度	1佣 与
緑地保全地域	0	0	都市緑地法
特別緑地保全地区	0	0	都市緑地法
風致地区	0	0	都市計画法
生産緑地地区	163. 1	125. 0	生産緑地法
歴史的風土保存区域	0	0	古都保存法
自然公園	0	0	自然公園法
農用地区域	1902. 0	1688. 0	農業振興地域整備法
河川区域	531. 7	531. 7	河川法
保安林区域	0	0	森林法
名勝・天然記念物	1. 28	1. 28	文化財保護法等
史跡・指定文化財	6. 41	6. 41	文化財保護法等
地域制緑地合計	2604. 49	2352. 39	

※赤枠は現在、一宮市に存在する地域制緑地を示しています。

緑地現況図

市街化区域

特殊公園

緑地・緑道

都市基幹公園(総合・運動公園)

国営木曽三川公園尾張西部緑地

都市公園に準ずる施設

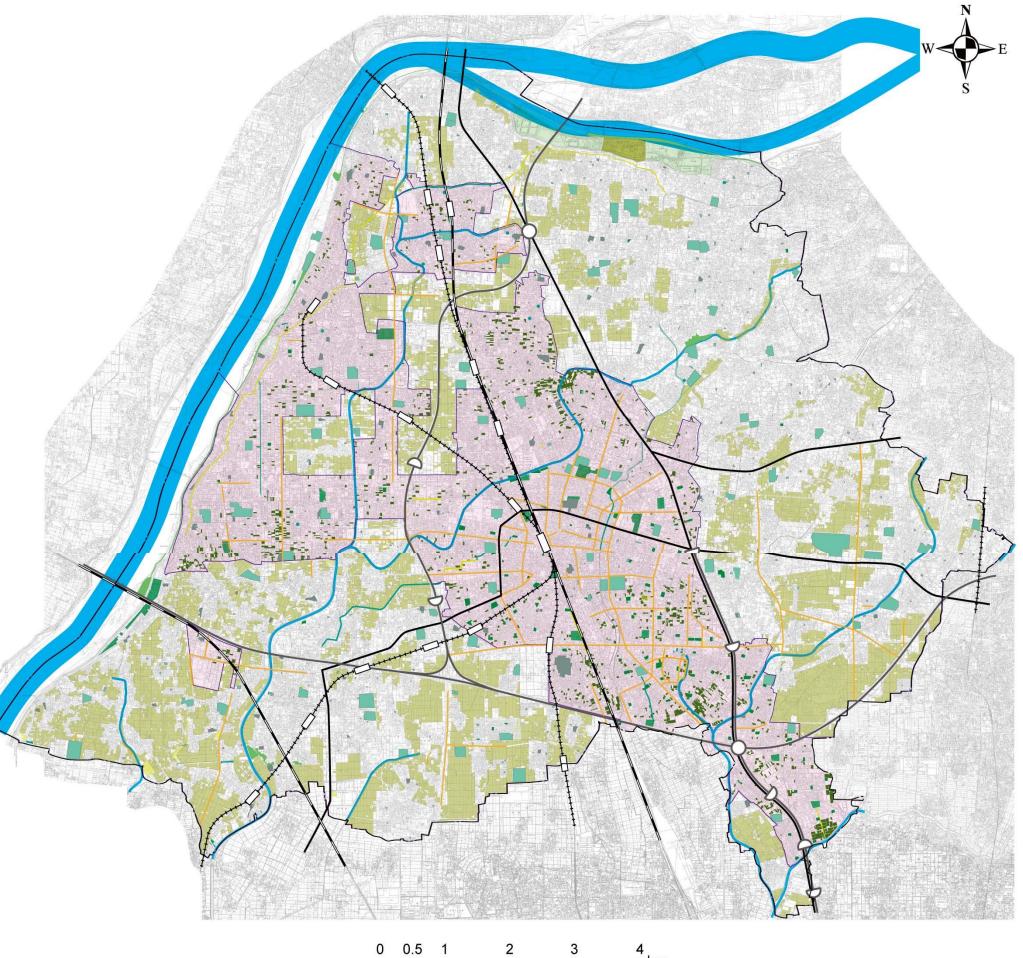
河川・水路区域 街路樹のある道路

生産緑地地区 農用地区域

農業振興地域

公共施設緑地 民間施設緑地





4. 緑に関する市民活動の現況

- 〇公園愛護団体数は、2007年度から約1.2倍に増加しています。
- ○アダプトプログラム参加数は、2007年度から約2.7倍に増加しています。
- ○「市民参加の森づくり」事業では、これまでに約 14, 200 人が参加し、約 144, 000 本の苗木を植樹しました。

■身近な公園の維持管理を行う公園愛護団体

一宮市には、町内会や子ども会等の市民が身近に公園や緑道の維持管理を行う「公園愛護団体」が多数あり、2018(平成30)年度では66団体が活動しています。公園愛護団体の推移としては、2007(平成19)年度は57団体でしたが、2018(平成30)年度では66団体と約1.2倍に増加しています。



公園愛護団体の活動

■市民や民間事業者等の多様な主体が参加するアダプトプログラム制度

2001 (平成 13) 年度からボランティア活動の制度として、「アダプトプログラム制度」が導入されており、市民や民間事業者等の多様な主体が地域の美化・清掃活動等に取組んでいます。アダプトプログラムの推移としては、2007 (平成 19) 年度では 69 グループでしたが、2018 (平成 30) 年度では 187 グループと約 2.7 倍に増加しています。



アダプトプログラムの活動

■市内の都市公園や緑道等で開催されてきた「市民参加の森づくり」事業

1997(平成9)年から、市民参加による緑豊かなまちづくりの実現に向けて、「市民参加の森づくり」事業を実施してきました。これまでに梅ヶ枝公園や光明寺公園、鉄道高架記念緑道等の都市公園や緑道等で計18回開催されており、延べ約14,200人が参加し、延べ約144,000本の苗木を植樹しました。

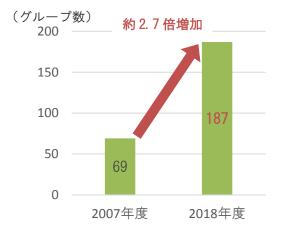


市民参加の森づくり

表 公園愛護団体の推移



表 アダプトプログラムの推移



5. 環境保全からみた緑の現況

- ○都市公園や街路樹、社寺林や農地等の都市における様々な緑は、地球温暖化に対して多様な機能を発揮しています。
- ○また、これらの都市における様々な緑は、多様な生物の生息環境となっており、 生物多様性において重要な役割を果たしています。

■都市緑地が果たすヒートアイランド現象に対する役割

一宮市では、中心市街地などの市街化が進んだ 地域や一宮駅をはじめとする鉄道駅周辺、大規模 商業施設周辺等において、気温が高くなる「ヒー トアイランド現象」がみられます。そのため、都 市公園や街路樹、社寺林や農地等の都市の気温上 昇の抑制に効果を発揮する都市緑地の維持・保全 が必要となります。

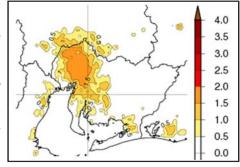


図 東海地方における夏のヒートアイランド現象 (出典:気象庁ホームページ)

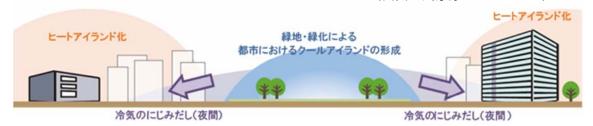


図 都市緑地によるヒートアイランド現象の緩和

■生物多様性の確保に重要な役割を果たす木曽川や社寺林などの都市緑地

木曽川やその河畔林、市街地内の社寺林や農地等の緑には、多様な生物の生息環境となっており、生物多様性の確保において重要な役割を担っています。特に、木曽川には国指定天然記念物であるイタセンパラが生息しており、全国的にも貴重な生息環境となっています。イタセンパラについては、近年、絶滅の危惧にさらされていることから、国を挙げて生息地となる木曽川の環境改善・保全に取組んでおり、一宮市においても、木曽川をはじめ多様な生物の生息地となる都市緑地の保全に取組む必要があります。



イタセンパラ(国指定天然記念物)



コハクチョウ

図 一宮市に生息する様々な生物

6. 防災からみた緑の現況

- ○大野極楽寺公園や光明寺公園等の大規模公園緑地は指定緊急避難場所に指定されており、広域的な防災拠点となっています。
- ○市内にある都市公園の大半は、緊急避難場所に指定されていますが、市街化区域 北部においては、避難場所となる都市公園が少ない状況です。

■指定緊急避難場所に指定されている大野極楽寺公園や光明寺公園

東海地方全体が南海トラフ地震による大規模な 被害が想定されることから、一宮市では、地域防 災計画において都市公園や学校の運動場等の公共 空地を、災害時の避難場所として指定しています。 特に、大野極楽寺公園や光明寺公園等の大規模公 園緑地は指定緊急避難場所(地震や水害等により、 市民の生命の安全の確保を目的とした緊急避難先) に指定され、広域的な防災拠点となっています。

表 避難場所等指定状況

指定内容	都市 公園数
指定緊急避難場所 広域避難場所	16
緊急避難場所	111
耐震性貯水槽設置場所	10
応急仮設住宅 建設予定地	25

都市公園の大半は緊急避難場所(二次災害から身を守るための避難先)に指定されており、2008(平成20)年度以降、市内にある緊急避難場所は新たに6箇所指定されているものの、市街化区域北部においては避難場所となる都市公園が不足している状況です。

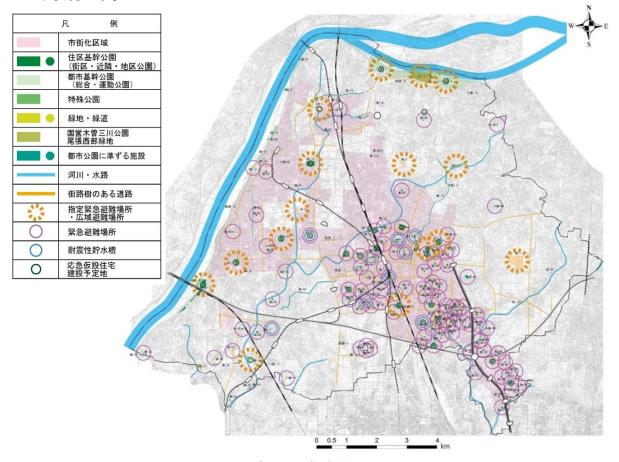


図 防災公園指定状況

7. 観光・交流からみた緑の現況

- ○大野極楽寺公園や138タワーパークは広域的な観光・交流の拠点となっています。
- ○木曽川沿いでは、遊歩道やサイクリングロードが整備されており、健康づくりの 拠点となっています。
- ○エコハウス 138 の「びおっこ」は、環境学習を通した交流空間となっています。
- ○社寺林は現在に至るまで市民の憩いの場、子ども達の遊び場となっています。

■広域的な観光・交流拠点となる 138 タワーパーク・大野極楽寺公園

市北部には木曽川の雄大な流れと自然環境を活かした 138 タワーパーク(国営木曽三川公園三派川地区センター)が整備されており、多くの来訪者が訪れる広域的な観光・交流の拠点となっています。また、隣接する大野極楽寺公園には、バーベキュー広場やグランドゴルフ場等が整備されており、多世代の人が利用できる交流空間となっていることから、多くの利用者でにぎわいをみせています。



138 タワーから見た 138 タワーパーク

■健康づくりの拠点となる木曽川周辺のサイクリングロード・遊歩道

市内に167箇所ある都市公園等については、子ども達の遊び場や高齢者の健康づくりの場など、多世代が緑とふれあいながら健康増進を図る空間となっています。また、近年では周辺市町と連携して木曽川沿いのサイクリングロードと遊歩道の整備を進めており、健康づくり拠点の創出に取組んでいます。



木曽川沿いの サイクリングロード

■環境学習の拠点となるエコハウス 138「びおっこ」

市北西部にあるエコハウス 138 には市民との協働により整備されたビオトープ「びおっこ」があり、環境学習を通した多世代の交流の場となっています。びおっこでは、子どもから高齢者までが一緒になってメダカやタナゴ、鳥類等の観察を実施しており、地域の自然環境を学ぶことができる貴重な場となっています。



エコハウス 138「びおっこ」

■古くから子ども達の遊び場となっている社寺林

市街地内に残る社寺林は、生物の生息環境としての 役割を果たすとともに、古くから市民の憩いの場、お 祭りなどの地域行事の拠点として活用されており、市 民の集いの空間となっています。また、社寺境内を活 用した「ちびっ子広場」等も整備されており、都市公 園が少ない地域において、子ども達の貴重な遊び場と なっています。



社寺の中にあるちびっ子広場 (八幡神社内)

8. 景観からみた緑の現況

- ○国指定名勝である木曽川堤桜が一宮市の優れた景観資源となっています。
- ○市街地内に点在する社寺林は、都市におけるまとまった緑地景観となっています。
- ○市街地に広がる街路樹は、景観面においても重要な緑となっています。
- 〇一宮市丹陽町三ツ井周辺にある「島畑」は、歴史的・文化的にも貴重な農業景観 となっています。

■一宮市の優れた緑地景観である木曽川堤桜(国指定名勝)

木曽川は、一宮市の景観における骨格軸として重要な役割を担っており、特に、一宮市北方町から江南市草井までの約9kmに渡って植栽された桜並木「木曽川堤桜」は、国指定名勝になっており、都市における優れた景観であるとともに、歴史的な景観でもあります。

木曽川堤桜が見頃となる3月下旬~4月上旬には、 市内をはじめ、多くの人々が見物に訪れます。



木曽川堤桜

■市街地内に際立つ緑の空間「社寺林」

まとまった樹林地がない一宮市においては、大木や 樹林がある社寺林が市街地内の代表的な緑の空間となっており、市民に憩いと安らぎを与える景観となっています。特に真清田神社や妙興寺等にある大きな社寺 林は歴史的風格がある貴重な緑地景観です。また、かって美濃路の宿場町として栄えた起宿や萩原宿には歴史的景観が残っており、市指定文化財である大イチョウなどの歴史を感じる巨木もみられます。



妙興寺の社寺林

■緑の帯としてつながる街路樹景観

市街地に広がる街路樹は、緑のネットワークを形成し、都市景観の向上を図っているとともに、火災時における延焼防止機能も有していることから、景観面、防災面においても重要な都市の緑となっています。



街路樹の更新

■貴重な農業景観として現在まで残る島畑

一宮市丹陽町三ツ井周辺には「島畑」という農業景観が残っており、日本では一宮市と京都市でしか見ることができない貴重な農業景観となっています。「島畑」は子ども達の田植え体験等でも活用されている他、一宮市の農業の歴史を後世に伝える貴重な歴史的・文化的資源でもあります。



尾張一宮PAから見た島畑

3 緑に関する市民の意識

本計画を策定する上で、一宮市の緑に関して、市民のみなさんがどのような印象を持っているか把握するため、市民意識調査を実施しました。

1. 市民意識調査の概要

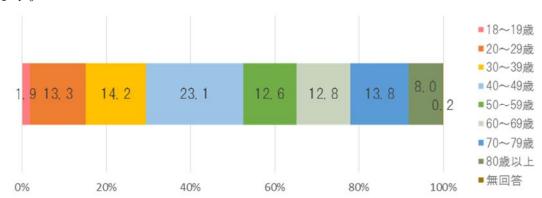
【実施概要】

実施概要			
実施日	平成 30 年 11 月		
配布数	3, 000 通		
回収数	1, 107 通		
回収率	36. 9%		

【回答者のスケジュール】

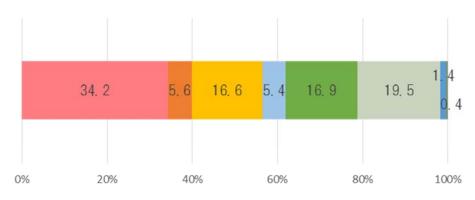
■年齢·世代

40代(23.1%)の回答率が最も高く、10代(1.9%)の回答率が最も低い傾向にありました。その他の世代については、概ね13%前後の回答率となっています。



■職業

「会社員(公務員を含む)」(34.2%)が最も回答率が高く、次いで「無職」(19.5%)、「アルバイト」(16.9%)となっています。一方、「学生」(5.4%)の回答率が最も低い傾向にありました。



2. 市民意識調査の結果

市民意識調査の結果概要と集計結果を以下に示します。

【市民意識調査の結果概要】

(1) 一宮市の水と緑について

【水と緑が豊かなまち】⇒約5割の人が「豊か」だと捉えています。

【一宮市の水と緑のイメージ】⇒「木曽川の水辺」や「木曽川沿いの公園の緑」など

【一宮市の水と緑の満足度】⇒約3割の人が「満足」しています。

(2) 身近な水と緑について

【身近な緑の量】⇒約7割の人が「多い・普通」と感じています。

【住み始めた頃からの緑の変化】⇒約4割の人が「少なくなった」と感じています。

【気に入っている身近な緑】⇒「公園や緑地の緑」、「神社や寺の緑」など

【不足している身近な緑】

⇒「河川やため池などの水辺周辺の緑」、「市民参加による花壇などの緑」など 【市民が望む身近な水と緑の空間】

⇒「散歩やジョギングできる緑道」、「ゆったりと休憩できる場所」など

(3)公園施設について

【公園の利用割合】⇒約5割の人が「ほとんど利用しない」と回答しています。

【公園を利用する主な目的】⇒「休憩・散歩」、「子どもを遊ばせる」など

【公園を利用しない理由】

⇒「公園でやりたいことがない」、「利用したい施設がない」など

【市民が望む公園】

⇒「子どもが安心して遊べる公園」や「カフェやレストランがある公園」など

【公園の維持管理の満足度】

⇒約2割の方が「満足・やや満足」、「不満・やや不満」と感じています。

【公園の維持管理の方向性】

⇒約4割の人が「行政と地域が協力して管理すべき」と考えています。

(4) 一宮市の農地について

【市街地内の農地に対する捉え方】

⇒約5割の人が「市民農園や農業体験等に活用できると良い」と考えています。

【身近な農地に対する捉え方】

⇒「高齢者の生きがい」や「暑さを和らげ、快適にしてくれる」など

(5) 一宮市の緑に関する施策について

【緑の整備の方向性】

⇒「身近に利用できる公園の整備」や「防災機能を備えた公園の整備」、「安全かつ 快適にウォーキングできる遊歩道の整備」など

【緑の取組みの方向性】

⇒「公園や緑地、街路樹などの適正な管理」や「空き地などを活用した市民の庭(オープンスペース)の創出・活用」、「自然とのふれあいや環境学習の推進」など

(6) 市民の緑に対する取組みについて

【緑に対する取組みの関心度】

⇒約3割の人が「関わったことがある・今後関わってみたい」と回答しています。

【現在関わっている・今後関わってみたい取組み】

⇒「自宅の庭やベランダなどの緑化」や「花づくり・花壇づくり運動等の緑化運動」 など

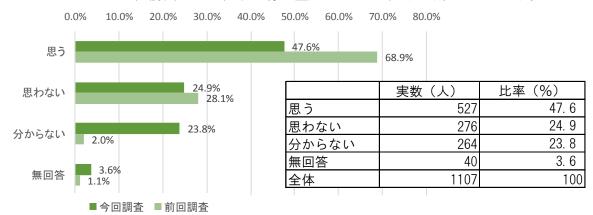
【市民意識調査の集計結果】

(1) 一宮市の水と緑について

問1 ■一宮市は「水と緑が豊かなまち」と思いますか。当てはまるものを一つ選び○印を付けてください。

【結果】

○水と緑が豊かなまちだと「思う」人は 47.6%、「思わない」人が 24.9%となっています。前回調査では、水と緑が豊かなまちだと「思う」と回答した人が 69%であったことから、前回よりも、水と緑が豊かだと思う市民は減少しています。



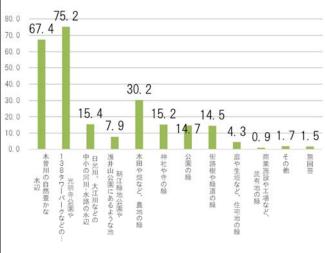
問2

■「一宮市の水と緑」といえば何をイメージしますか。当てはまるもの を三つまで選び〇印を付けてください。

【結果】

○「光明寺公園や138 タワーパークなど木曽川沿いの公園の緑」が75.2%と最も高く、次いで「木曽川の自然豊かな水辺」が67.4%、「水田や畑など、農地の緑」が30.2%となっています。

	実数(人)	比率(%)		
木曽川の自然豊かな				
水辺	746	67.4	80.0	75.
光明寺公園や			70. 0	67. 4
138タワーパークな				
どの			60. 0	
木曽川沿いの公園の緑	832	75.2	50, 0	
日光川、大江川などの			40.0	-
中小の河川・水路の水辺	170	15.4	30. 0	
鞆江緑地公園や			20. 0	-
浅井山公園にあるよう	87	7.9	2500000	
水田や畑など、農地の			10.0	
緑	334	30.2	0.0	+ 1
神社や寺の緑	168	15.2		木 1 曾 3 川 8
公園の緑	163	14.7		水のタ
街路樹や緑道の緑	160	14.5		・ 曽川の自然豊かな水辺
庭や生垣など、住宅地				売 1
の緑	48	4.3		かなどの
商業施設や工場など、				6
民有地の緑	10	0.9		:
その他	19	1.7		
無回答	17	1.5		
		•		

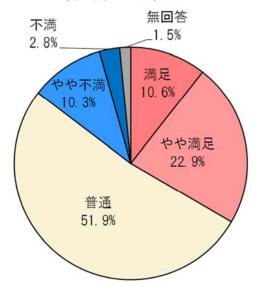


■一宮市全体の水と緑について、あなたはどう思いますか。当てはまる ものを一つ選び〇印を付けてください。

【結果】

○一宮市の水と緑について、「満足」している人が 10.6%、「やや満足」している人が 22.9%と約3割の人が概ね満足していますが、「普通」が 51.9%、「やや不満」が 10.3%、「不満」が 2.8%と満足に至っていない人が約7割います。

	実数(人)	比率(%)
満足	117	10.6
やや満足	253	22.9
普通	575	51.9
やや不満	114	10.3
不満	31	2.8
無回答	17	1.5
全体	1107	100



(2) 身近な水と緑について

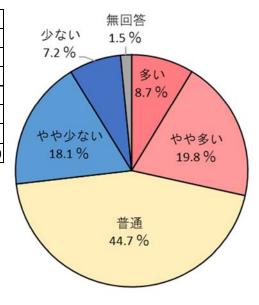
問4

■あなたがお住まいの地区の緑の量について、どう思いますか。当ては まるものを一つ選び〇印を付けてください。

【結果】

○「多い」が 8.7%と「やや多い」が 19.8%となっていることから、約3割の人が 身近な緑が多いと感じていますが、「少ない」が 7.2%、「やや少ない」が 18.1% と約 25%の人が少ないと感じており、地区毎で身近な緑の量に対するイメージが 異なっています。

	実数(人)	比率(%)
多い	96	8.7
やや多い	219	19.8
普通	495	44.7
やや少ない	200	18.1
少ない	80	7.2
無回答	17	1.5
全体	1107	100

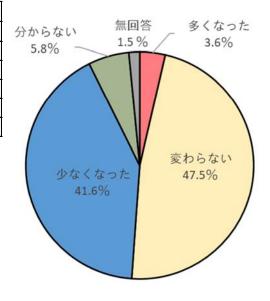


■あなたがお住まいの地区の緑の量は、住み始めた頃と比べてどうですか。当てはまるものを一つ選び〇印を付けてください。

【結果】

○住み始めた頃と比べ、「少なくなった」と感じている人が 41.6%となっています。 また、「多くなった」と感じている人が 3.6%であることから、約9割の人が住み 始めた頃と比べ、身近な緑が増えていないという印象を持っています。

	実数(人)	比率 (%)
多くなった	40	3.6
変わらない	526	47.5
少なくなった	460	41.6
分からない	64	5.8
無回答	17	1.5
全体	1107	100



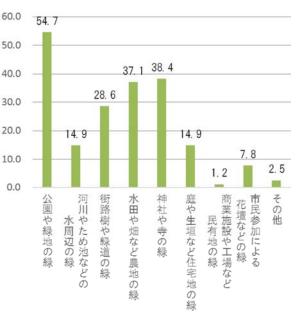
問6

■あなたのお住まいの地区の緑で、気に入っている緑は何ですか。当て はまるものを三つまで選び〇印を付けてください。

【結果】

○「公園や緑地の緑」が54.7%と最も高く、次いで「神社や寺の緑」が38.4%、「水田や畑など農地の緑」が37.1%となっており、一宮市の水と緑のイメージと概ね同じような傾向となっています。

	回答数	比率	(%)
公園や緑地の緑	605		54.7
河川やため池などの 水周辺の緑	165		14.9
街路樹や緑道の緑	317		28.6
水田や畑など農地の緑	411		37.1
神社や寺の緑	425		38.4
庭や生垣など住宅地の緑	165		14.9
民有地の緑	13		1.2
花壇などの緑	86		7.8
その他	28		2.5
無回答	34		3.1

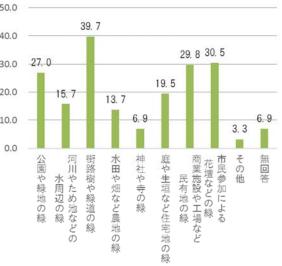


■あなたのお住まいの地区で不足していると思う緑は何ですか。当ては まるものを三つまで選び〇印を付けてください。

【結果】

○「街路樹や緑道の緑」(39.7%)、「市民参加による花壇などの緑」(30.5%)、「商業施設や工場など民有地の緑」(29.8%)が特に不足していると感じています。

	回答数	比率(%)
公園や緑地の緑	299	27.0
河川やため池などの 水周辺の緑	174	15.7
街路樹や緑道の緑	440	39.7
水田や畑など農地の緑	152	13.7
神社や寺の緑	76	6.9
庭や生垣など住宅地の緑	216	19.5
民有地の緑	330	29.8
花壇などの緑	338	30.5
その他	36	3.3
無回答	76	6.9



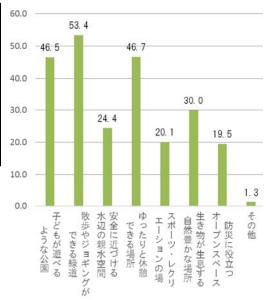
問8

■あなたの身近な場所にどのような水と緑の空間があれば良いと思いますか。当てはまるものを三つまで選び〇印を付けてください。

【結果】

○「散歩やジョギングができる緑道」(53.4%)、「ゆったりと休憩できる場所」(46.7%)、「子どもが遊べるような公園」(46.5%)など、市民が日常的に利用できる緑の空間が望まれています。

	回答数	比率(%)	
子どもが遊べるような公園	515	46.5	
散歩やジョギングができる緑道	591	53.4	
安全に近づける水辺の親水空間	270	24.4	
ゆったりと休憩できる場所	517	46.7	
スポーツ・レクリエーションの場	222	20.1	
生き物が生息する自然豊かな場所	332	30.0	
防災に役立つオープンスペース	216	19.5	
その他	14	1.3	



(3)公園施設について

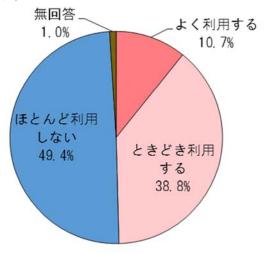
問 9

■あなたは市内の公園を利用しますか。当てはまるものを一つ選び〇印を付けてください。

【結果】

○市内の公園を「ほとんど利用しない」人が 49.4%となっており、約半数の市民が公園を利用していないことが分かります。一方、「よく利用する」人は 10.7%となっていますが、年齢別にみると 30 代の約3割が「よく利用する」を回答しており、子育て世代が良く利用していると考えられます。

	実数(人)	比率(%)
よく利用する	119	10.7
ときどき利用する	430	38.8
ほとんど利用しない	547	49.4
無回答	11	1.0
全体	1107	100.0



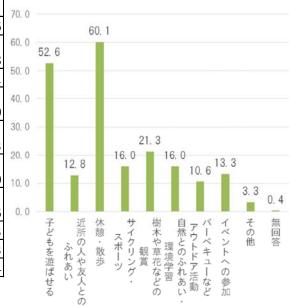
問 10

■あなたが市内の公園を利用する主な目的は何ですか。当てはまるもの も三つまで選び〇印を付けてください。

【問9で「1. よく利用する」「2. ときどく利用する」と回答された方】 【結果】

- ○市内の公園を利用する主な目的としては、「休憩・散歩」(60.1%)、「子どもを遊ばせる」(52.6%)などの日常的な利用が多い傾向にあります。
- 〇また、世代別にみると、「子どもを遊ばせる」と回答したのは、30 代 \sim 40代(80.5%)、「サイクリング·スポーツ」は 10 代(63.6%)、「アウトドア活動」は 20 代(30.2%)、と世代毎で公園に対するニーズが異なる傾向がわかります。

	回答数	比率(%)
子どもを遊ばせる	289	52.6
近所の人や友人との		
ふれあい	70	12.8
休憩・散歩	330	60.1
サイクリング・		
スポーツ	88	16.0
樹木や草花などの		
観賞	117	21.3
自然とのふれあい・		
環境学習	88	16.0
バーベキューなど		
アウトドア活動	58	10.6
イベントへの参加	73	13.3
その他	18	3.3
無回答	2	0.4

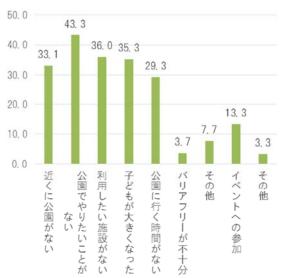


問 11 ■あなたが市内の公園を利用しない理由は何ですか。当てはまるものを 三つまで選び○印を付けてください。

【問9で「3.ほとんど利用しない」と回答された方】 【結果】

○「公園でやりたいことがない」(43.4%) や「利用したい施設がない」(36.0%)、「子どもが大きくなった」(35.3%) など、多様なニーズに対応する公園施設が不足している傾向にあります。

	回答数	比率(%)
近くに公園がない	181	33. 1
公園でやりたいことが		
ない	237	43. 3
利用したい施設がない	197	36. 0
子どもが大きくなった	193	35. 3
公園に行く時間がない	160	29. 3
バリアフリーが不十分	20	3. 7
その他	42	7. 7
イベントへの参加	73	13. 3
その他	18	3. 3
無回答	6	1. 1

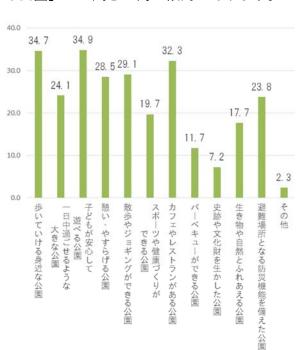


問 12 ■あなたは市内にどのような公園があれば良いと思いますか。当てはまるものを三つまで選び○印を付けてください。

【結果】

○「子どもが安心して遊べる公園」(34.9%) や「歩いて行ける公園」(34.7%)、「カフェやレストランがある公園」(32.3%) などが望まれており、近年他都市でも見られる「カフェやレストランなどがある公園」への関心が高い傾向にあります。

	回答数	比率(%)
歩いていける身近な公園	384	34. 7
一日中過ごせるような		
大きな公園	267	24. 1
子どもが安心して	000	0.4.0
遊べる公園	386	34. 9
憩い・やすらげる公園	316	28. 5
散歩やジョギングができる		
公園	322	29. 1
スポーツや健康づくりが	0.4.0	
できる公園	218	19. 7
カフェやレストランがある	050	00.0
公園	358	32. 3
バーベキューができる公園	100	11 7
	130	11. 7
史跡や文化財を生かした公 園	80	7. 2
生き物や自然とふれあえる	00	7. 2
公園	196	17. 7
避難場所となる防災機能を		
備えた公園	263	23. 8
その他	26	2. 3
無回答	17	1. 5

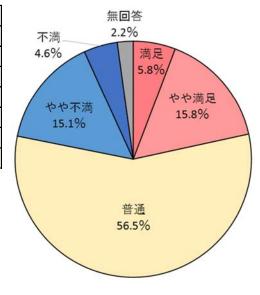


■身近な公園や緑道の維持管理について、あなたはどう思いますか。当 てはまるものを一つ選び〇印を付けてください。

【結果】

○「満足」が 5.8%、「やや満足」が 15.8%となっていることから、約2割の人が身近な公園や緑道に対して満足している一方、「不満・やや不満」と感じている人も約2割います。

	実数(人)	比率(%)
満足	64	5.8
やや満足	175	15.8
普通	626	56.5
やや不満	167	15.1
不満	51	4.6
無回答	24	2.2
全体	1107	100



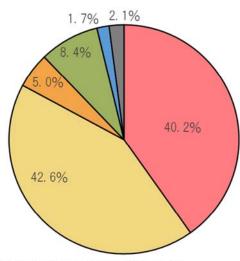
問 14

■身近な公園や緑道の維持管理について、今後どのようにすべきだと思いますか。当てはまるものを一つ選び〇印を付けてください。

【結果】

○今後の維持管理の方向性として、「身近な施設として、市と地区(連区)が協力して維持管理すべき」と思う人は 42.6%いる一方、「誰もが利用する施設なので市が維持管理すべき」と思う人は 40.2%いることから、維持管理に関する捉え方が分かれる傾向にあります。また、民間事業者やボランティア、地区が主体となった維持管理については、8.4%となっています。

作				
	実数(人)	比率(%)		
誰もが利用する施設なので 市が維持管理すべき	445	40.2		
身近な施設として、市と地区(連区)が協力して維持 管理すべき	472	42.6		
愛着の持てる施設として、 地区が中心となって維持管 理すべき	55	5.0		
民間事業者やボランティア を募って維持管理してもら うべき	93	8.4		
その他	19	1.7		
無回答	23	2.1		



- ■誰もが利用する施設なので市が維持管理すべき
- ■身近な施設として、市と地区(連区)が協力して維持管理すべき
- ■愛着の持てる施設として、地区が中心となって維持管理すべき
- ■民間事業者やボランティアを募って維持管理してもらうべき
- ■その他
- ■無回答

(4) 一宮市の農地について

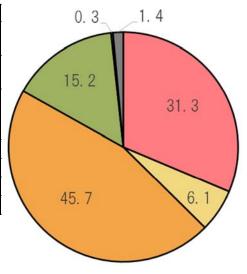
問 15

■都市緑地法の改正(平成 29 年)により、農地も緑地として位置付けることになりました。一宮市の市街地内の農地について、あなたはどう思いますか。当てはまるものを一つ選び○印を付けてください。

【結果】

○農地については、「市民農園や子どもたちの農業体験などに活用できると良い」と考えている人が 45.7%と最も多く、次いで「市街地内の貴重な緑地として保全していくべき」と考えている人が 31.3%となり、市街地においても農地は必要なものと捉えられています。

	実数(人)	比率(%)
市街地内の貴重な緑地として保全していくべき	347	31.3
市街地内に農地は無くてもよい	67	6.1
市民農園や子どもたちの農業体験などに活用できると良い	506	45.7
分からない	168	15.2
その他	3	0.3
無回答	16	1.4
全体	1107	100.0



- ■市街地内の貴重な緑地として保全していくべき
- ■市街地内に農地は無くてもよい
- ■市民農園や子どもたちの農業体験などに
- 活用できると良い
- ■分からない
- ■その他
- ■無回答

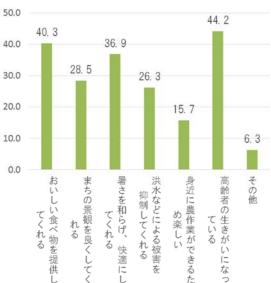
問 16

■あなたの身近にある農地について、どのように感じていますか。当て はまるものを三つまで選び〇印を付けてください。

【結果】

○身近にある農地については、「高齢者の生きがい」(44.2%) としての場であるとともに、「おいしい食べ物を提供してくれる」(40.3%) や「暑さを和らげ、快適にしてくれる」(36.9%) などの農地が持つ多面的機能についても理解していることが分かります。

	回答数	比率(%)
おいしい食べ物を提供してくれる	446	40. 3
まちの景観を良くしてくれる	315	28. 5
暑さを和らげ、快適にしてくれる	408	36. 9
洪水などによる被害を 抑制してくれる	291	26. 3
身近に農作業ができるため楽しい	174	15. 7
高齢者の生きがいになっている	489	44. 2
その他	70	6. 3



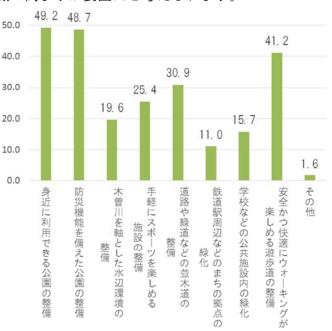
(5) 一宮市の緑に関する施策について

問 17 ■一宮市の緑について、今後どのように整備を進めていくべきだと思いますか。当てはまるものを三つまで選び〇印を付けてください。

【結果】

○今後、一宮市が進めていくべき整備として、「身近に利用できる公園の整備」 (49.2%)や「防災機能を備えた公園の整備」(48.7%)が望まれていることから、 近年多発する自然災害に対する防災意識の高まりが要因だと考えられます。

	回答数	比率 (%)
身近に利用できる公園の整備	545	49. 2
防災機能を備えた公園の整備	539	48. 7
木曽川を軸とした水辺環境の 整備	217	19. 6
手軽にスポーツを楽しめる 施設の整備	281	25. 4
道路や緑道などの並木道の 整備	342	30. 9
鉄道駅周辺などのまちの拠点の 緑化	122	11. 0
学校などの公共施設内の緑化	174	15. 7
安全かつ快適にウォーキングが 楽しめる遊歩道の整備	456	41. 2
その他	18	1. 6

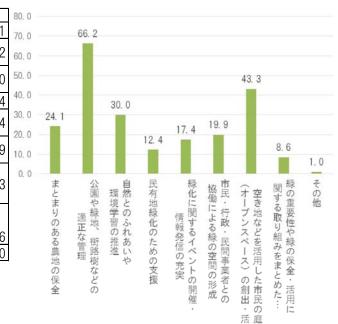


問 18 ■一宮市の緑について、今後どのような取り組みを進めていくべきだと 思いますか。当てはまるものを三つまで選び〇印を付けてください。

【結果】

○今後、一宮市が進めていくべき取組みとして、「公園や緑地、街路樹などの適正な管理」(66.2%)や「空き地などを活用した市民の庭(オープンスペース)の創出・活用」(43.3%)などが望まれており、問 17 にあった公園の整備に加えて、既存の都市の緑の適正な維持管理・活用が求められています。

	回答数	比率(%)
まとまりのある農地の保全	267	24. 1
公園や緑地、街路樹などの 適正な管理	733	66. 2
自然とのふれあいや 環境学習の推進	332	30. 0
民有地緑化のための支援	137	12. 4
緑化に関するイベントの開催・ 情報発信の充実	193	17. 4
市民・行政・民間事業者との 協働による緑の空間の形成	220	19. 9
空き地などを活用した市民の庭 (オープンスペース)の創出・活 用	479	43. 3
緑の重要性や緑の保全・活用に 関する取り組みをまとめた		
ガイドブックの発行	95	8. 6
その他	11	1. 0



(6) 市民の緑に対する取り組みについて

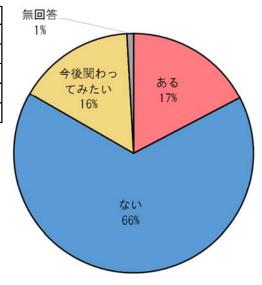
問 19

■あなたは緑に対する取り組みについて、関わっていることはあります か。当てはまるものを一つ選び〇印を付けてください。

【結果】

〇これまでに緑に対する取り組みに関わったことが「ある」人は 17.3%いる一方で、関わったことが「ない」人は 65.9%となっています。しかし、「今後関わってみたい」と考えている人は 15.8%いることから、市民の緑に対する関心は一定程度あると考えられます。

	実数(人)	比率(%)
ある	192	17.3
ない	730	65.9
今後関わってみたい	175	15.8
無回答	10	0.9
全体	1107	100.0



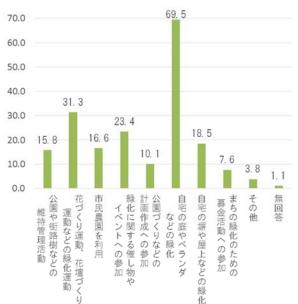
問 20

■緑化に対する取り組みで、現在関わっていること、または、今後関わってみたいことをお答えください。当てはまるものすべてに〇印を付けてください。

【問 19 で「1.ある」「3.今後関わってみたい」と回答された方】 【結果】

○「自宅の庭やベランダなどの緑化」が 69.5%と最も高くなっており、気軽に出来る緑化が高い傾向にあります。また、「花づくり運動・花壇づくり運動などの緑化運動」(31.3%)や「緑化に関する催しやイベントへの参加」(23.4%)も比較的高い傾向にあります。

	□ /// \\	11 + (0/)
	回答数	比率(%)
公園や街路樹などの	E0.	15 0
維持管理活動	58	15. 8
花づくり運動、花壇づ		
< 9	115	31. 3
運動などの緑化運動		
市民農園を利用	61	16. 6
緑化に関する催し物や	86	23. 4
イベントへの参加	00	23. 4
公園づくりなどの	37	10. 1
計画作成への参加	37	10. 1
自宅の庭やベランダ	255	69. 5
などの緑化	200	09. 0
自宅の塀や屋上などの	68	18. 5
緑化	00	10. 5
まちの緑化のための		7. 6
募金活動への参加	28	7. 0
その他	14	3. 8
無回答	4	1. 1



4 前計画の達成状況

前計画の策定から約 10 年が経過したことから、一宮市がこれまで取組んできた緑のまちづくりがどの程度進んでいるか把握するため、前計画の目標及び施策の達成状況を整理し、以下に示します。

1. 緑地の確保目標の達成状況

緑地の 確保目標①

市民1人当たりの都市公園面積

【未達成】

【基準值】	【現状値】	【目標值】
2007(平成 19)年度	2018(平成 30)年度	2020(平成 32)年度
4. 5㎡/人	5.41㎡/人	6. 1㎡/人

0.91 m²/人增加

0.69 m²/人不足

【達成状況】

- ●前計画が策定された 2007 (平成 19) 年度から、 都市公園は 18 箇所、34.58ha 増加しており、 市民 1 人当たりの都市公園面積は 4.5 ㎡/人から 5.41 ㎡/人と 0.91 ㎡/人増加しました。
- ●しかしながら、現時点では目標値である 6.1 ㎡/人から 0.69 ㎡/人不足しており、目標値に は至っていない状況です。
- 表 市民1人当たりの面積

都市公園	2007 年度	2018 年度
整備箇所	121	139
整備面積	173. 63	208. 21
市民1人 当たりの面積	4. 5	5. 41

●また、計画の最終年度となる 2020 (令和2)年度の市民1人当たりの都市公園 面積を推計した結果、5.77 ㎡/人となることから、2020 (平成32)年度におい ても前計画の目標値を達成することができない状況です。



緑地の 確保目標2 市民1人当たりの都市公園等面積 (都市公園及び都市公園に準じる施設)

【未達成】

【基準値】	【現状値】	【目標值】
2007(平成19)年度	2018(平成 30)年度	2020(平成 32)年度
4. 9㎡/人	5. 97㎡/人	6. 5㎡/人

1.07 m²/人增加

0.53 m²/人不足

【達成状況】

- ●前計画が策定された 2007 (平成 19) 年度から、 都市公園等は 20 箇所、41.33ha 増加しており、 市民1人当たりの都市公園等面積は4.9㎡/人 から 5.97 ㎡/人と 1.07 ㎡/人増加しました。
- ●しかしながら、現時点では目標値である 6.5 m²/人から 0.69 m²/人不足しており、目標値に は至っていない状況です。

表 市民1人当たりの 都市公園等面積

都市公園等	2007 年度	2018 年度
整備箇所	147	167
整備面積	188. 51	229. 84
市民1人 当たりの面積	4. 9	5. 97

緑地の 市民1人当たりの

確保目標③ 都市公園等及び公共施設緑地面積

【未達成】

【基準値】	【現状値】	【目標值】
2007(平成 19)年度	2018(平成 30)年度	2020(平成 32)年度
8. 1㎡/人	8. 95㎡/人	9.8㎡/人

0/85 m²/人增加

0.85 m²/人不足

【達成状況】

- ●前計画が策定された 2007 (平成 19) 年度から、都市公園等及び公共施設緑地面積 都市公園等及び公共施設緑地は 64 箇所、 36.07ha 増加しており、市民1人当たりの都市 公園等及び公共施設緑地面積は8.1㎡/人から 8.95 ㎡/人と 0.85 ㎡/人増加しました。
- ●しかしながら、現時点では目標値である 9.8 m²/人から 0.85 m²/人不足しており、目標値に は至っていない状況です。

表 市民1人当たりの

都市公園等	2007 年度	2018 年度
整備箇所	569	633
整備面積	308. 94	345. 01
市民1人 当たりの面積	8. 1	8. 95

緑地の 確保目標4

市街化区域における緑地の割合

【未達成】

【基準値】	【現状値】	【目標值】
2007(平成 19)年度	2018(平成 30)年度	2020(平成 32)年度
7.9%	7.0%	7.8%

0.9%減少

0.8%不足

【達成状況】

- ●一宮市における「緑地」とは、大野極楽寺公園や冨田山公園などの「都市公園」、また、奥村井筋緑道などの「都市公園に準じる施設」、学校の運動場やちびっ子広場などの「公共施設緑地」、真清田神社の社寺林や妙興寺の社寺林などの「民間施設緑地」となります。
- ●一宮市の市街化区域における緑地面積は、2007(平成19)年度時点では、300.62haだったのに対し、2018(平成30)年度時点では265.73haと約35ha減少しており、緑地率も7.9%から7.0%に減少しました。
- ●2020(平成 32)年度の目標値よりも、0.8% 緑地が不足していることから、現時点では目 標値には至っていない状況です。

表 市街化区域における 緑地の割合

	200/年度	2018年度
都市公園等	65. 93	67. 33
公共施設緑地	39. 64	43. 03
民間施設緑地	29. 35	27. 77
地域制緑地	165. 7	127. 6
緑地合計	300. 62	265. 73
市街化区域面積	3, 802	3, 802
緑地率	7. 91%	6. 99%



緑地の 確保目標 5

都市計画区域における緑地の割合

【未達成】

【基準値】		【目標值】 2020(平成 32)年度
26.2%	24.0%	24.2%

2.2%減少

0.2%不足

【達成状況】

●一宮市の都市計画区域における緑地面積は、2007 (平成 19) 年度時点では、2979. 22ha だったのに対し、2018 (平成 30) 年度時点では2734. 84ha と約244ha 減少したことから緑地率についても、26. 2%から24. 0%に減少しました。

表 都市計画区域における 緑地の割合

	2007年度	2018年度
都市公園等	188. 51	229. 84
公共施設緑地	120. 43	115. 17
民間施設緑地	65. 79	37. 44
地域制緑地	2604. 49	2352. 39
緑地合計	2979. 22	2734. 84
都市計画区域面積	11, 391	11, 382
緑地率	26. 15%	24. 03%

●都市計画区域における緑地率は、2020(平成32)年度の目標値よりも、0.2% 不足していることから、現時点では目標値には至っていない状況です。

2. 緑に関する施策の達成状況

前計画に掲げられた緑に関する施策について、現時点での達成状況を把握するため、前計画の6つの基本方針である「緑地の保全・活用」、「緑地の整備・改善」、「緑化」、「緑の質の向上」、「水と緑のネットワーク」、「市民との協働」に沿って、2018(平成30)年度時点での達成状況を整理します。

表 前計画の施策の達成状況(2018(平成30)年度)

【○:実施·計画中、△:未着手、×:事業中止、済:実施済み

【基本方針】			
個別施策	達成状況	評価	
【緑地の保全・活用】			
①木曽川の水辺空間とそれに沿った 歴史性を残す町並みの一体的保全	・本市の水と緑の軸である木曽川、青木 川の保全、社寺林や地域の緑の保全につい ては、公園整備事業等の他事業を優先的に 推進していることから、未着手となってい ます。	Δ	
②市街化調整区域内の 優良な農用地の保全	・「農用地利用計画」に基づき、保全すべき 農地は農業振興地域内の農用地区域に指 定しています。	0	
③市街化区域内生産緑地の 緑としての継続的保全	・生産緑地法の改正に伴い、2018 年 9 月に条例を制定し、生産緑地の指定面積を 300 ㎡以上に緩和したことで、保全に努めています。(要継続)	0	
④社寺林や屋敷林など身近な緑地資源の保全活用	・社寺林や屋敷林などの身近な緑については、博物館にて市の指定文化財に指定し、 維持管理を行いながら保全に努めています。(要継続)	0	
⑤島畑の歴史文化的景観の保全活用	・博物館にて島畑のジオラマを展示し、小学 生等の文化学習に活用しています。 (要継続)	0	
【緑地の整備・改善】			
	・稲荷公園再整備事業により、にぎわい拠点 や一時避難所としての再整備を実施しま した。	済	
①都市公園やポケットパークなどの 充実	・以下の4事業について、実施・計画を進めています。 1) 一の宮井筋緑道整備事業 2) 木曽川河川敷公園整備事業 3) 光明寺公園及び大野極楽寺公園のサイクリングロード整備事業 4) 冨田山公園における民間活力導入検討	0	
	・市街地内の農地、樹林地の活用については、 民有地であり、所有者との協議が必要とな るため、未着手の状況となっています。	Δ	

個別施策	達成状況	評価	
	・稲荷公園再整備事業により、地域ニーズに	済	
	合わせた公園施設の更新を実施しました。	Л	
②既存の公園や緑地の改修	・公園施設安全安心事業により、各種公園施		
	設のバリアフリー化を実施しています。	0	
	(要継続)		
	・街路樹維持管理事業や美しい並木道再生事		
	業により、街路樹の維持管理を推進し、快	0	
	適な歩行空間の創出を図っています。		
③道路整備に合わせた緑被地の整備	(要継続)		
	・新設道路における高木道路植栽について		
	は、有効歩道幅員を考慮して、植栽可能な	0	
	路線については、中低木に切り替えて植栽 を実施しています。		
	・青木川河川敷公園整備事業により、水路沿		
④河川や幹線水路などの水辺や	いを一体的に活用できるような散策路の	0	
沿道を活用した緑道の整備	整備を実施しています。(要継続)	O	
	・鞆江緑地公園整備事業により、多様な生物		
⑤河川や水路の緑地環境の改善	の生息地となる河川や水辺などの緑地環	0	
少内州(F)/哈·沙林·地球先000000000000000000000000000000000000	境の保全を進めています。		
录化】	30 111 - 12 1 1 1 1		
	・「花いっぱい運動」を実施し、沿道の花飾	_	
①道路や公共交通空間の緑化推進	りを推進しています。(要継続)	0	
	・壁面緑化や屋上緑化などの推進により、公	_	
	共施設の積極的な緑化を図っています。	0	
②宅地内(公共公益施設)の	・一宮庁舎や尾西庁舎周辺、木曽川駅周辺の		
緑化推進	緑化地域指定の検討に関して、未検討の状	Δ	
	況となっています。		
	・花壇コンクール (2017 年度完了) を実施し、		
	緑化に関する市民の意識を高め、緑化推進	済	
	を図りました。		
③宅地内(民有地)の緑化推進	・民有地緑化助成制度の活用や花苗配布を実	0	
	施し、緑化推進を図っています。	O	
	・緑化協定地区の指定検討については、未着	Δ	
	手の状況となっています。		
录の質の向上】			
 ①豊かな生物多様性のみられる	・生物多様性の確保につながる樹林について		
	は、博物館などの関係機関と連携を図りな	0	
樹林の創出	がら保全に取り組んでいます。(要継続)		
	・歴史性及び文化性を持つ緑を計画的に保		
る歴史性及び文化性を持つ 緑の保全及び改善	全・改善するため、景観計画と整合した緑	0	
冰の休王及の以音	の保全・改善に取り組んでいます。		

【基本方針】			
個別施策	達成状況	評価	
【緑の質の向上】			
③まとまりのある樹林地の質の向上	・社寺林やまとまりのある樹林地の市民緑地 指定に関しては、民有地であり所有者との 協議が必要となることから、未着手の状況 となっています。(要継続)	Δ	
【水と緑のネットワーク】			
①生物の多様性を支える ネットワークの整備	・青木川河川敷公園や鞆江緑地公園の整備事業により、水と緑の環境軸の形成・活用、既存緑地と河川のネットワークの保全を行い、生物多様性を念頭に置いて、水辺環境の整備を推進しています。(要継続)	0	
②広域的な交流ネットワークの整備	・広域的ネットワークの整備として、木曽川 河川敷公園整備事業によるサイクリング ロード整備を実施しています。(要継続)	0	
③市民の生活を支える ネットワークの整備	・社寺林や文化財等を結ぶ遊歩道整備として、安心歩行エリア整備事業等を想定していますが、現段階では未着手となっています。(要継続)	Δ	
【市民との協働】			
	・花壇コンクールに表彰制度を設けることに より、市民の緑や花に関する意識の向上を 図りました。	済	
①「市民緑地」「市民農園」制度などによる平地林、農用地の保全・維	・「花いっぱい運動」や「市民参加の森づくり」等の事業により、市民に親しまれる緑地空間の創出を図っています。(要継続)	0	
持管理やレクリエーション、環境学習面での活用	・市民緑地制度の活用について、保全や活用 に取組むべき農地や平地林は民有地であ り、所有者との協議・調整が必要となるこ とから未着手となっています。	Δ	
	・市民農園制度の活用について、所管課及び 関係機関との協議・調整により、事業の継 続は行わないと確認しました。	×	
②身近な公園などの維持・管理への 参加(公園愛護団体等)、水辺環境 の美化活動などの支援	・アダプトプログラム制度を継続的に実施したことで、10年間で69団体から187団体に増加し、多くの市民や民間事業者等が環境美化活動に取組むことが出来ています。(要継続) ・市民や各種団体との協働により、各種緑化イベントを企画し、「緑化フェア」を実施しています。(要継続)	0	
③身近な水と緑と歴史の資源や建築 景観資源などの掘り起し(社寺マップづくり、ウォーキング、ふるさと勉強会等)の支援	・身近な自然環境や地域資源への関心の向上に向け、「緑のカーテン事業」や「環境学習講座」、「子ども環境イベント」等の企画を毎年実施しています。(要継続) ・木曽川沿いの景勝地や史跡などの地域資源に関するウォーキングマップを作成し、情報発信に努めています。	0	

3. 法制度の活用による緑地の保全及び緑化の推進の進捗状況

前計画では、計画の実現に向けて、市民や民間事業者等との協働に加え、関連する法制度の活用による緑地の保全の方向性を定めていることから、2018(平成30) 年度時点のこれらの進捗状況を整理します。

表 法制度の活用による緑地の保全及び緑化の推進の進捗状況

【○:実施・計画中、△:未着手、済:実施済み

【法制度の活用による緑地の保全及び緑化の推進】			
候補地及び保全・推進の方向性	進捗状況	評価	
【特別緑地保全地区の指定による緑地の	保全】		
真清田神社、妙興寺 小塞神社、鞆江神社 等	○市街化区域にまとまった緑地が少ない一宮市においては、真清田神社や妙興寺等にある社寺林が景観面、防災面で重要な機能を有していることから、「特別緑地保全地区」の指定を検討することとしていましたが、民有緑地であるため土地所有者等との協議調整が必要になるため、地区指定まで至っていません。	Δ	
【緑地保全地域の指定による緑地の保全			
木曽川、青木川、日光川 等	○一宮市の水と緑の軸である木曽川や青木川、日光川等には、河川周辺にまとまった緑が点在しており、市民のにぎわい空間や生物の生息空間として保全する必要があることから、「緑地保全地域」の指定を検討していましたが、愛知県をはじめとする関係機関との協議・調整に時間を要することから、地域指定まで至っていません。	Δ	
【保全配慮地区(保全検討地区も含む)	による緑地の保全】(要継続)		
西成・千秋町、尾西南部、萩原町 大和町、奥町、木曽川町の まとまりのある農用地 等 (市街化調整区域の農地)	○一宮市の特徴である市街地を取り囲む農用地には、食糧生産の場だけではなく、多様な機能を有していることから、緑の保全や活用施策を総合的に取組めるよう、「保全配慮地区」の指定を検討していましたが、前計画時点では、「保全検討地区」の指定のみに留まっており、保全配慮地区の指定までは至っていません。	Δ	
【緑化地域の指定による緑地の保全】			
市街化区域、本庁地区、 尾西庁舎周辺、奥町、木曽川駅周辺	○市街地の緑が不足している一宮市において、今後更なる都市的土地利用への転換が進むことを踏まえ、敷地内緑化や屋上緑化等の緑化の推進を図るため、「緑化地域」の指定による緑化の推進を検討していましたが、緑化地域の区域設定及び面積要件等に関する関係機関との協議・調整が必要となることから、地域指定まで至っていません。	Δ	

【法制度の活用による緑地の保全及び緑化の推進】			
候補地等 進捗状況		評価	
【景観計画区域・景観地区による緑地の保全及び緑化の推進】			
市域全域	〇一宮市内には市街地の都市景観や市街地を取り囲むように残る集落景観が残されていることから、景観法に基づく景観計画の策定を検討していましたが、2019(令和元)年度より景観計画の策定に取組んでいます。	0	
【都市公園事業の推進】			
【住区基幹公園の整備】 稲荷公園の改修 池沼周辺の公園化及び 幹線水路の緑道化 等 【基幹的な公園などの整備】 木曽川河川敷公園の活用	○稲荷公園再整備事業や青木川河川敷公園整備事業の実施により、住区基幹公園の整備を実施しました。 ○木曽川河川敷公園の活用については、国や県との連携・協働により、ミズベリング138事業を実施し、水辺空間の活用によるにぎわい創出を図りました。	済	
中心市街地における セントラルパークの整備 等	整備については、事業用地確保に係る土地 所有者との協議調整が必要となることか ら、整備まで至っていません。	Δ	
【緑化重点地区の指定による緑化の推進】(要継続)			
市域全域	○木曽川沿川においては、大野極楽寺公園等の拠点を結ぶサイクリングロード及び遊歩道の整備を実施しています。 ○青木川河川敷公園整備事業により、河川沿いの緑化を推進しました。	0	

5 これからの緑のまちづくりに向けて

これまでの社会情勢の変化や緑のまちづくりを踏まえ、一宮市の水と緑に関する課題を整理するとともに、これからの緑のまちづくりに向けた重要な視点を整理し、以下に示します。

1. 本市の水と緑に関する課題

<社会情勢の変化からみえる課題>

課題① │地球温暖化や多発する自然災害などの都市型災害への対応

○地球温暖化の影響により急激な気候変動が生じており、それに伴って台風や豪雨災害、地震等の自然災害が多発していることから、環境保全機能や防災機能等の多面的機能を持つ緑の役割が重要になってきています。一宮市においては、これらの機能を果たす緑の拠点として、これまで都市公園の整備を推進してきましたが、今後はこれらの機能を最大限に発揮するような維持管理の推進を図るとともに、市民や民間事業者等と一体となって、緑を活かした安心・安全なまちづくりを推進する必要があります。

課題② │人口減少社会と多様化するニーズやライフスタイルの変化への対応

〇一宮市は戦後の復興土地区画整理事業を機に市街化が進んでいましたが、近年の少子高齢化の急激な進行により、2015(平成27)年をピークに人口減少に転じています。また、この10年間で大きく変化した社会情勢により、市民のニーズが多様化し、ライフスタイルも変化してきました。そのため、これまでの公園緑地行政(量的拡大)から新たなステージ(質的向上)へ移行し、市民の豊かな暮らしを支える緑の取組みを推進する必要があります。

課題3 ◆生物多様性の確保と多様な種が共存する持続可能な都市づくりへの対応

○一宮市では、生物多様性の確保に向けて、これまでに木曽川の水辺空間を活用した環境学習や、エコハウス 138 内にあるビオトープ(びおっこ)での環境学習、青木川河川敷公園の整備などに取組んできました。今後は、人口減少に伴う持続可能な都市づくりへの転換が進められることから、生物多様性の確保に配慮しながら、多様な種が共存できるまちづくりを推進する必要があります。

課題4 グリーンインフラなどの新たな国の政策への対応

○日々変化する社会情勢に対応するため、国においては、都市緑地法や都市公園 法、生産緑地法等が改正され、これまでの緑地の量的拡大の考え方から、質的 向上への考え方に転換しつつあります。また、近年では、緑が持つ多面的機能 を最大限に活用するグリーンインフラの取組みが進められていることから、一 宮市においても、国の政策との整合が図られた緑のまちづくりを推進する必要 があります。

課題⑤ │ 多拠点ネットワーク型都市の形成と連携した都市緑地の創出への対応

○2015 (平成 27) 年を境に人口減少に転じている一宮市においては、持続可能な 都市経営に向けたコンパクトなまちづくりが求められています。そのため、こ れからの緑のまちづくりにおいては、都市計画マスタープラン等の都市計画と の整合を図り、多拠点ネットワーク型都市の形成と連携しながら、市民と地域 が水と緑を通してつながるような都市緑地の創出を図る必要があります。

<緑の現況からみえる課題>

課題6 木曽川の自然や市街地内の緑被・緑地の減少への対応

○一宮市の緑の現況として、市街化調整区域や木曽川沿いには緑被地・緑地が確保されていますが、一宮駅を中心とした本庁地域においては、都市的土地利用の進展により緑地が不足しています。市街地の緑被地・緑地は、気温の上昇を緩和させる機能や防災・減災機能を持つだけでなく、生物多様性の確保においても非常に重要となることから、緑地が不足している市街地を中心に、積極的な維持・保全を図る必要があります。

課題⑦ 市民協働による緑のまちづくりの推進

○この 10 年間で市民協働による緑のまちづくりを推進してきたことから、公園 愛護団体及びアダプトプログラム参加団体は増加しており、今後も活発な活動 が期待されます。そのため、これらの市民団体等を継続的に支援するとともに、 市民協働の更なる拡大へ向けた取組みを推進する必要があります。

課題® 木曽川の自然や歴史文化のある社寺林などの 一宮市の特徴的な水と緑の資源の保全と活用

○一宮市には、木曽川の雄大な自然や真清田神社や妙興寺の社寺林、旧林家住宅の庭園、浅井山公園などの歴史性・文化性のある公園など、多様な水と緑の資源があります。これらの資源を次世代へ継承するためにも、地域との連携や協働による保全や維持管理を図るとともに、市民に利用してもらうための活用推進を図る必要があります。

<緑に関する市民の意識からみえる課題>

課題⑨ 市民が利用したくなる、魅力的な公園づくり

○市民意識調査から、「公園でやりたいことがない」や「利用したい施設がない」という理由から約5割(49.4%)の市民が公園を利用していない現状にあります。しかしながら、「子どもが安心して遊べる公園」や「カフェやレストランがある公園」等のニーズがあることから、今後は多様なニーズに合った市民が利用しやすくなる、魅力的な公園づくりを推進し、公園の更なる利活用を図る必要があります。

課題⑩ ストック効果を高める公園緑地の維持管理

○市民意識調査から、身近な公園や緑道の維持管理について、2割程度(19.7%)ではありますが、現状の維持管理に満足していない方々がおり、公園や緑道の適正な維持管理が望まれています。今後は、人口減少による厳しい財源制約を受ける社会状況が想定される中で、更なる計画的かつ効果的な公園や緑道等の既存ストックの適正な維持管理を推進する必要があります。

課題① 市民の緑づくりに関する意識啓発と参加機会の拡大

○市民意識調査から、多くの市民(65.9%)がこれまで緑に対する取組みに関わったことがないと回答しており、市民の緑に対する意識が低い傾向にあります。しかしながら、これからの緑のまちづくりにおいては、行政だけではなく、市民や民間事業者等といった多様な主体による緑の取組みが重要となってくることから、市民の緑づくりに関する意識啓発を推進するとともに、気軽に緑づくりに参加できる機会を創出することが必要となります。

<前計画の達成状況からみえる課題>

課題② ↑ 行政主体による公園緑地の新規整備の限界

○一宮市では、この 10 年間、緑豊かなまちづくりに向けて本計画に基づき都市公園を 20 箇所、約 41ha 整備してきましたが、市民 1 人あたりの都市公園面積は 5.41 ㎡/人と未だ国が定める標準値には至っていません。また、今後さらに進行する人口減少によって、公園緑地行政に係る財源が縮減されることが想定されるとともに、市街地において新たに公園を整備できる用地を確保することにも限界があることから、行政主体による公園緑地の新規整備は限界を迎えつつあります。そのため、これからは量から質への転換を図り、より質の高い緑地空間を確保するための取組みが必要となります。

課題(3) 社寺林や農地などの民有緑地の保全及び緑化の推進

○この 10 年間で稲荷公園再整備事業や木曽川沿いのサイクリングロード整備事業等をはじめとした公園緑地の整備・改善に関する施策、花壇コンクールや花いっぱい運動等の市民や民間事業者等との協働による緑化推進事業を進めてきましたが、社寺林や農地などの民有緑地の維持・保全、市民生活の質の向上に資する市街地の緑の保全等が未着手となっています。これらの緑は、多面的機能を有しており、都市においても重要な緑地空間となることから、緑地の量的確保が厳しくなる今後において、市民や民間事業者等の多様な主体との連携・協働による民有緑地の維持・保全、緑化の推進に取組む必要があります。

2. これからの緑のまちづくりに向けた重要な視点

01 木曽川の水辺空間を軸とした生物多様性の確保

対応する課題 課題③(生物多様性の確保)・課題⑥(緑被・緑地の減少)

- ○一宮市の水と緑の骨格である木曽川をはじめ、青木川や日光川などの河川や沿川の緑地、市街地に点在する社寺林、郊外に広がる農地などは多様な生物の生息・移動空間となっています。そのため、これからの緑のまちづくりにおいては、木曽川の水辺空間を軸として、水と緑のネットワークの形成を図るとともに、生物の生息空間となる緑地の確保及びそれに伴う生物多様性の確保が重要となります。
- 02 地震や豪雨災害などの都市型災害への対応に向けた グリーンインフラの充実

対応する課題 │課題①(都市型災害への対応)・課題④(グリーンインフラへの対応)

○南海トラフ地震や豪雨災害などの都市型災害に対して、市民意識調査にもあるとおり、これまで以上に市民の防災意識・防災対策の重要性が高まっています。そのため、これからの緑のまちづくりにおいては、これまで取り組んできた都市型災害への対応を推進するとともに、都市公園や街路樹等が持つ防災機能を活用したグリーンインフラの充実を図ることが重要となります。

03 都市の顔となる新たな魅力あふれる緑地空間の創出

対応する課題 │課題②(多様化するニーズへの対応):課題⑨(魅力的な公園づくり)

○2015 (平成 27) 年より人口減少に転じている一宮市において、公園緑地に係る 財源の確保が厳しくなっており、これまでと同様な公園緑地の整備・維持管理 が困難な状況にあります。加えて、日々変化する社会情勢により市民のライフ スタイルやニーズが変化してきていることから、これからの緑のまちづくりに おいては、民間活力等の導入により、市民生活の質の向上に資する緑地空間の 充実を図るとともに、利便性・快適性の向上による豊かな暮らしの実現に寄与 する緑地空間の創出が重要となります。

04 地域の特色を活かした水と緑の既存ストックの保全と活用

対応する課題 課題⑧ (水と緑の資源の保全・活用)・課題⑩ (ストック効果の向上)

○一宮市には、県を代表する河川である木曽川、広域的な交流拠点として多くの利用者が訪れる大野極楽寺公園や138 タワーパーク、歴史と文化を象徴する真清田神社や妙興寺、貴重な農業景観である島畑など多種多様な水と緑の資源があります。これらの資源(既存ストック)を次世代へ継承するため、これからの緑のまちづくりにおいては、これらの既存ストックを計画的に保全しながら、更なる活用に向けた緑の取組みの推進が重要となります。

05 市民や地域がまとまり、つながるコンパクトなまちづくりとの連携

対応する課題

課題⑤(コンパクトなまちづくりとの連携)

課題⑫(行政主体による整備の限界) 課題⑬(民有緑地の保全及び緑化の推進)

○2015 (平成 27) 年をピークに人口減少に転じている一宮市においては、持続可能な都市経営の実現に向けてコンパクトなまちづくりを進めていく必要があります。そのため、これからの緑のまちづくりにおいては、都市計画マスタープランや立地適正化計画等の都市計画との連携、さらには 2015 (平成 27) 年に国連で採択された「SDGs (持続可能な開発目標)」との整合を図りながら、コンパクトで質の高い緑のまちづくりを実現するとともに、市民や地域との協働による緑地の確保や法制度の活用による身近な緑の維持・保全等の緑の取組みを進めることが重要となります。

06 多様な主体との連携・協働の活発化

対応する課題 |課題⑦(市民協働)・課題⑪(緑づくりに関する意識啓発等)

○一宮市においては、公園愛護団体やアダプトプログラム等の市民による緑化・ 美化活動が活発に進められてきましたが、これからの緑のまちづくりにおいて は、これまで以上に市民や民間事業者等の多様な主体による緑の取組みが重要 となります。特に、緑地空間が不足している市街地においては、多様な主体と の連携による緑地の保全や創出、官民連携による公園緑地の維持管理の推進が 重要となります。

この 10 年間で変化した社会情勢

■地球温暖化などの地球環境問題が深刻化しており都市環境への配慮が求められている ■多発する自然災害に対する防災意識・防災対策の重要性の高まっている ■本市の人口は2015年を境に減少に転じており、厳しい財政状況になっている 緑を取り巻く ■経済的な豊かさから精神的な豊かさへの転換により、多様化するニーズや変化するライ 社会環境の変化 フスタイルへの対応が求められている ■生物多様性に配慮した多様な種が共存する持続可能な都市づくりへの転換が求められて いる ■都市緑地法、都市公園法、生産緑地法等の緑に関する法律の改正 ⇒市民緑地認定制度等の創設(都市緑地法)や公募設置管理制度(Park-PFI)の創設(都 国が推進する

取組み

- 市公園法)、生産緑地地区の面積要件の緩和(生産緑地法)
- ■都市の緑が持つ多様な機能の活用推進⇒「グリーンインフラ」の推進
- ■立地適正化計画に基づく持続可能で多拠点ネットワーク型のコンパクトな都市づくりへの転換

これまでの緑のまちづくり

【本市の緑の現況】

緑被の現況	○木曽川の自然や郊外部に広がる農地などの都市計画区域における緑被率は 35.2%となっており、2006 年度と比較して約3%減少 ○市街化区域の緑被率は5.1%となっており、2006 年度と比較して約8%減少
緑地の現況	○都市公園の整備面積は 2007 年度(173.63ha) ~2018 年度(208.21ha)で約 1.2 倍に増加しており、整備箇所は 2007 年度(147 箇所)~2018 年度(167 箇所)で 20 箇所増加○市民 1 人当たりの都市公園面積は 5.41 ㎡/人と 2007 年度時点から 0.88 ㎡/人増加しているが、国の標準値(10 ㎡/人)や県平均値(7.68 ㎡/人)を下回る○地域制緑地は生産緑地地区、農業振興地域農用地区域、河川区域、史跡・指定文化財のみであり、総面積は 2524.1ha で 2007 年度から約 80ha 減少○民間施設緑地である社寺林は市内に点在しており、総面積は 37.44ha
市民活動の現況	○公園愛護団体数は 66 団体で 2007 年度から約 1. 2 倍増加 ○アダプトプログラム制度は 187 グループで 2007 年度から約 2. 7 倍に増加 ○「市民参加の森づくり」事業では約 14, 200 人が参加し、約 144, 000 本の苗木を植樹
4つの機能別の 緑の現況	○木曽川沿川の緑地や大野極楽寺公園などは広域的な観光・交流の拠点となっている ○真清田神社や妙興寺には歴史性・文化性のある社寺林が残っている ○エコハウス 138 や 138 タワーパークでは自然を通した環境学習が実施されている ○都市公園のほとんどが緊急避難場所に指定されており、地域の防災拠点となっている

【緑に関する市民の意識】

平成30年度実施の市民アンケート結果より抜粋

- ○本市の水と緑のイメージとして「木曽川及びその周辺の緑」と感じており、生活に身近な緑としては、「神 社や寺の緑」というイメージを持っている
- ○市民が住んでいる地区周辺の緑の量について、市民の28.5%が多いと感じており、住み始めた頃からの緑 の量は 41.6%の市民が減少したと感じている
- ○市民の49.4%が公園を利用しておらず、利用しない理由としては、「公園でやりたいことがない」、「利用し たい施設がない」が挙げられている
- ○市民から「子どもが安心して遊べる公園」や「カフェやレストランがある公園」が求められている
- ○身近な緑の維持管理について、満足している市民は少なく、今後の維持管理のあり方としては、42.6%の市 民が「行政と地域が協力して管理すべき」と考えている
- ○今後の緑の取組みとして市民が期待することは、「公園や街路樹等の適正な維持管理」、「空き地などを活用 した市民の庭(オープンスペース)の創出・活用」、「防災機能を備えた公園の整備」などが挙げられている
- ○市民の多く(81.7%)がこれまでに緑に関する取組みに関わったことがないが、今後関わってみたいと考え る市民(15.8%)もいる

【前計画の達成状況(2019年3月末時点)】

	<市民1人当たりの都市公園面積>
	【基準値】: 4.5 ㎡/人 【現状値】: 5.41 ㎡/人 【目標値】: 6.1 ㎡/人 ⇒【未達成】
244の742日1年	<市民1人当たりの都市公園等及び公共施設緑地面積>
緑地の確保目標	【基準値】: 8. 1 ㎡/人 【現状値】: 8. 95 ㎡/人 【目標値】: 9. 8 ㎡/人 ⇒【未達成】
	<市街化区域における緑地率>
	【基準値】: 7.9% 【現状値】: 7.0% 【目標値】: 7.8% ⇒【未達成】
	・これまでの 10 年間で稲荷公園再整備事業や大野極楽寺公園及び光明寺公園のサイクリン
+/- /-/-	グロード整備事業等の緑地の整備改善に関する事業を推進してきたが、社寺林や農地など
施策	の身近な緑の保全・活用、市民や民間事業者等との連携による民有地緑化が未着手となっ
	ている

これからの緑のまちづくり

<社会情勢の変化からみえる課題>

【課題①】: 地球温暖化や多発する自然災害などの都市型災害への対応

【課題②】: 人口減少社会と多様化するニーズやライフスタイルの変化への対応

【課題③】: 生物多様性の確保と多様な種が共存する持続可能な都市づくりへの対応

【課題④】: グリーンインフラなどの新たな国の政策への対応

【課題⑤】: 多拠点ネットワーク型のコンパクトな都市の形成と連携した

都市緑地の創出への対応

<緑の現況からみえる課題>

【課題⑥】: 木曽川の自然や市街地内の緑被・緑地の減少への対応

【課題⑦】: 市民協働による緑のまちづくりの推進

【課題⑧】: 木曽川の自然や歴史文化のある社寺林などの一宮市の特徴的な

水と緑の資源の保全と活用

<緑に関する市民の意識からみえる課題>

【課題⑨】: 市民が利用したくなる、魅力的な公園づくり 【課題⑩】: ストック効果を高める公園緑地の維持管理

【課題印】: 市民の緑づくりに関する意識啓発と参加機会の拡大

<前計画の達成状況からみえる課題>

【課題②】: 行政主体による公園緑地の新規整備の限界

【課題③】:社寺林や農地などの民有緑地の保全及び緑化の推進

くこれからの緑のまちづくりに向けた重要な視点>

視点	内 容	課題への 対応	基本方針への 展開
視点 1	木曽川の水辺空間を軸とした 生物多様性の確保	課題 ③·⑥	【基本方針①】
視点2	地震や豪雨災害などの都市型災害への 対応に向けたグリーンインフラの充実	課題 ①·④	いのちを紡ぐ 緑のまちづくり
視点3	都市の顔となる新たな魅力あふれる 緑地空間の創出	課題 ②·⑨	【基本方針②】
視点4	地域の特色を活かした 水と緑の既存ストックの保全と活用	課題 8·10	暮らしを織りなす 緑のまちづくり
視点5	市民や地域がまとまり、つながる コンパクトなまちづくりとの連携	課題 ⑤·12·13	【基本方針③】
視点6	多様な主体との連携・協働の活発化	課題 ⑦·⑪	ともに育てる 緑のまちづくり

第1章 計画の基本事項

第2章 これまでの緑のまちづくり

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 緑のまちづくりに関する施策(案)

第5章 緑のまちづくりの推進

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念(案)と基本方針(案)

これまでの緑のまちづくりを踏まえ、緑を取り巻く社会環境の変化に対応しながら、一宮市の水と緑を次世代へつなぐ、持続可能で緑豊かなまちづくりを目指す基本理念として「水と緑で"人"がつながる 心ふれあうまち 一宮」と、その基本理念の実現に向け、「"いのちを紡ぐ"緑のまちづくり」、「"暮らしを織りなす"緑のまちづくり」、「"ともに育てる"緑のまちづくり」の3つの基本方針を定めることとします。

基本理念(案)

水と緑で"人"がつながる 心ふれあうまち 一宮

【水】: 木曽川や市内を流れる中小河川などの水の軸

【縁】: 社寺林や農地、都市公園などの市民生活に寄り添う緑の拠点

【人】: 市民をはじめ、市外からの来訪者、民間事業者などの多様な主体

基本理念の実現に向けて

基本方針(案)



【基本方針①】

"いのちを紡ぐ"緑のまちづくり

○水と緑のネットワークの形成や生物多様性の確保、公園や街路樹等のグリーンインフラの充実、都市農地の保全等を図り、人や生き物などの多様な種が共存する緑のまちづくりを目指します。



【基本方針②】

"暮らしを織りなす"緑のまちづくり

○多様化するニーズやライフスタイルの変化に対応しながら、市民生活の 向上に資する緑地の充実・活用、多世代が交流できる緑地空間の創出を 図り、豊かで快適な暮らしができる緑のまちづくりを目指します。



【基本方針③】

"ともに育てる"緑のまちづくり

○本市の緑を次世代へ継承するため、市民や民間事業者等との連携協働、 都市公園法等の改正による新たな取組みを進めながら、多様な主体が一体となって緑をともに育て、活用する緑のまちづくりを目指します。

計画の進捗状況を確認する指標(案)

本計画を効果的かつ効率的に推進するためには、行政だけではなく、市民や民間事 業者等の多様な主体との連携・協働が必要となります。そのためには、誰もが分かり やすく、定量的に把握できる指標を設定する必要があることから、本計画では、市民 や民間事業者等が実感として緑とどのように関わってきたかを捉える「成果指標」と、 計画を推進した結果としてどのように一宮市の緑が変わったかを捉える「達成指標」 を設定します。

「成果指標」については、各基本方針の考え方を踏まえ、以下の3つを設定します。

【成果指標①】:生物多様性に関する活動の実施回数

⇒対応する基本方針:【基本方針①】"いのちを紡ぐ"緑のまちづくり

【成果指標②】: 都市公園の利活用回数

⇒対応する基本方針:【基本方針②】"暮らしを織りなす"緑のまちづくり

【成果指標③】: 緑に関する取組みの関心度

⇒対応する基本方針:【基本方針③】"ともに育てる"緑のまちづくり

「達成指標」については、計画全体の推進を踏まえ、以下の2つを設定します。

【達成指標①】:緑地率(市街化区域に対する緑地の割合)

【達成指標②】: 市民1人当たりの公的緑地面積

上記5つの指標については、市政アンケート(2018年度実施)や所管課が管理する データを基準値とし、定期的な計測を実施することで、進捗状況の把握に努め、必要 に応じて見直しを行うものとします。

成果指標 【成果指標①】 【成果指標②】 【成果指標③】 生物多様性に関する 都市公園の 緑に関する 活動の実施回数 利活用回数 取組みの関心度 対応する基本方針 対応する基本方針 対応する基本方針 【基本方針③】 【基本方針①】 【基本方針②】 "いのちを紡ぐ "暮らしを織りなす" 緑のまちづくり 緑のまちづくり 緑のまちづくり 達成指標

【達成指標①】

緑地率 (市街化区域に対する緑地の割合)

【達成指標2】

市民1人あたりの 公的緑地の面積

図 計画の進捗状況を確認する指標(案)

1. 成果指標

成果指標① 生物多様性に関する活動の実施回数

【基準值】	【中間目標値】	【最終目標値】
2018(平成 30)年度	2024(令和6)年度	2030(令和 12)年度
22回/年	26回/年	30回/年

【考え方】

- ●本市は山林等のまとまった緑地は無いものの、木曽川や市内に点在する社寺林、または中小河川や郊外に広がる豊かな田園環境など、生物多様性の保全において、貴重な緑地を有しています。また、エコハウス 138 にあるびおっこ(ビオトープ)や大野極楽寺公園などでは生物多様性に関するイベントや活動が取り組まれています。
- ●そこで、本計画では、生物多様性の保全に向けて、木曽川に関する環境学習や地域の生態系保全に関する活動を促進し、生物多様性に関する市民意識の向上を図るため、成果指標として「生物多様性に関する活動の実施回数」を設定します。



成果指標②

都市公園の利活用回数

【基準值】	【中間目標值】	【最終目標值】
2018(平成 30)年度	2024(令和6)年度	2030(令和 12)年度
415回	470回以上	5 2 0 回以上

【考え方】

- ●一宮市では、より柔軟に都市公園を利用してもらい、まちのにぎわい・交流の場となるよう、2017(平成29)年度に都市公園条例に基づく公園内行為の許可基準を緩和し、イベントや朝市の実施などの都市公園の利用推進を進めてきました。これまでに2017(平成29)年度には365件、2018(平成30年)年度には415件と、市民や民間事業者等による利用が着実に進んでいます。
- ●今後は、使いやすい都市公園の再整備や情報 発信を推進し、より一層市民や民間事業者等 による都市公園等の活用を促すため、成果指 標として、「都市公園の利活用回数」を設定し ます。

表 都市公園の行為許可申請件数



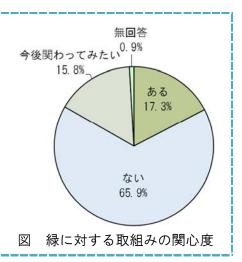
成果指標③

緑に対する取組みの関心度

【基準值】	【中間目標值】	【最終目標值】
2018(平成 30)年度	2024(令和6)年度	2030(令和 12)年度
17.3%	25%	3 3 %

【考え方】

- ●一宮市では、これまでに水と緑に関するイベントや環境学習、市民緑化の推進などの取組みを進めてきましたが、2018(平成30)年度に実施した市政アンケート結果では、緑に対する取組みに関わったことがある人は約17%の人に留まっています。
- ●そのため、これからは行政だけではなく、市 民や民間事業者等の多様な主体による緑の取 組みの推進を図るため、「緑の取組みに関する 関心度(=緑の取組みに関わったことがある 人の割合)」を成果指標に設定します。



2. 達成指標

達成指標①

緑地率(市街化区域に対する緑地の割合)

【基準値】	【中間目標値】	【最終目標値】
2018(平成 30)年度	2024(令和6)年度	2030(令和 12)年度
7.0%	7.0%	7.0%

【考え方】

- ●緑地率(市街化区域に対する緑地の割合)については、前計画においても目標として設定していましたが、2018(平成30)年度時点で7.0%と目標値である7.8%を達成することが出来ませんでした。
- ●しかしながら、緑豊かなまちづくりを実現するためには、都市的土地利用を図る市街化区域内の緑地を確保することが重要です。そこで、前計画の達成状況を踏まえ、多様な主体との連携による緑地の維持・保全・創出をこれまで以上に推進するとともに、市民緑地制度等を活用した取組みを進めることで、本市の緑を次世代へ繋ぐため、前計画から引き続き、「緑地率」を達成指標に設定します。

表 市街化区域における 緑地の割合(再掲)

	2007年度	2018年度
都市公園等	65. 93	67. 33
公共施設緑地	39. 64	43. 03
民間施設緑地	29. 35	27. 77
地域制緑地	165. 7	127. 6
緑地合計	300. 62	265. 73
市街化区域面積	3, 802	3, 802
緑地率	7. 91%	6. 99%

達成指標②

市民1人当たりの公的緑地面積

【基準値】	【中間目標値】	【最終目標値】
2018(平成 30)年度	2024(令和6)年度	2030(令和 12)年度
8. 95㎡/人	9. 5㎡/人	10㎡/人

【考え方】

- ●一宮市における「公的緑地」とは、大野極楽寺公園や光明寺公園などの「都市公園」、大江川緑道などの「都市公園に準ずる施設」、学校の運動場やちびっ子広場などの「公共施設緑地」といった行政が市民や民間事業者へ公的に提供する緑の公共空間のことを指します。
- ●これまで一宮市では、市民や民間事業者等に対して、都市公園をはじめとする公的な緑地空間の提供に努めてきましたが、都市公園のみの整備では、国が定める 10 ㎡/人には残念ながら達していません。したがって、今後は、学校の運動場等を市民に開放し、広場として活用してもらう取組みの推進や民間施設緑地を市民緑地として認定し、公的緑地として位置付けることで、一宮市全体で公的な緑地空間の創出を図り、市民1人当たりの公的緑地の面積確保を目指します。

表 一宮市の公的緑地

	2007年度 (H19年度)	2018年度 (H30年度)
都市公園	173. 63	208. 21
都市公園に 準ずる施設	14. 88	21. 63
公共施設緑地	120. 43	115. 17
公的な緑地面積合計	308. 94	345. 01
都市計画区域内人口	383, 308	385, 453
市民1人当たりの 公的な緑地面積	8. 06	8. 95



3 緑の保全・創出・活用の方針(案)

基本理念(案)及び基本方針(案)の実現に向けて、緑の保全・創出・活用の方針 (案)を設定します。

緑の保全

特徴ある緑を保全し、次世代へつなぐ

- ●水と緑の骨格となる木曽川や青木川等の河川沿いの緑、都市部を包み込む む農地等の自然の緑は、多様な種の共存に資する緑として保全します。
- 真清田神社や妙興寺等の社寺林、市街化区域内の生産緑地地区等の貴重な緑を保全します。
- ●都市公園や街路樹等の緑は、防災機能や景観形成機能等の多様な機能を 有していることから、市民生活の向上に資する緑として保全します。
- ●市民や民間事業者等との連携・協働による、都市公園や街路等の身近な 緑の保全を推進します。

緑の創出

緑あふれるまちづくりを進め、暮らしを豊かにする

- ●中心市街地などの緑が不足している地域において、市民緑地認定制度等を活用するとともに、必要に応じて緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)による園路や広場、植栽の整備等に取組むことで、効果的かつ効率的な緑とオープンスペースの創出を図ります。
- ●多様化するニーズやライフスタイルの変化に対応した公園緑地の整備 を官民連携により推進するとともに、市役所や公民館等の公共施設の 緑化を推進します。
- ●市内を流れる河川や道路、美濃路等の旧街道の緑化を推進し、緑の拠点をつなぐ水と緑のネットワークの形成を図ります。
- ●市民や民間事業者に対して、緑化に関する情報発信や緑に関するイベント等を通して、多様な主体との連携による緑あふれるまちづくりを推進します。

緑の活用

身近な緑を活用し、人々の交流を促進する

- ●都市公園をはじめとする公園緑地は、多世代が交流し、にぎわいを創出する空間として活用を図るとともに、利用方法等を市民へ情報発信することで、積極的な利用促進を図ります。
- ●生産緑地地区等の市街化区域内の農地は、都市部の貴重な緑であることから、市民等と連携しながら継続的な維持・保全、活用を図ります。
- ●青木川や大江川等の河川敷や島畑等の農地は、人々が自然を通して交流できる空間として活用を図ります。

4 都市公園等の整備と管理の方針(案)

2018 年度末時点の本市の1人あたりの都市公園面積は、目標値10 ㎡/人(国が定める標準値)に対して、5.41 ㎡/人に留まっており、2007(平成19)年度と比較すると増加しているものの、依然として都市公園面積が不足しています。都市公園の配置状況をみても、歩いて行ける範囲に不足している地域や大規模な公園がない地域もあります。また、今後、人口減少が進むことによって、都市公園の整備・管理に係る財源が更に縮減されることが想定されるため、新たに公園を整備することや既存の都市公園を十分に管理することが困難な状況となっています。

そこで、本市においては、都市公園の現状やそれを取り巻く社会情勢を踏まえ、既 存ストックの活用を念頭に量から質への転換を図るため、以下の方針に基づき、都市 公園等の整備・管理に努めます。

【都市公園等の整備と管理の方針(案)】 ⇒ 対応する基本方針

- 1) 市民の生活の質(QOL)を高める公園緑地の再整備 ⇒ 基本方針②
 - ○都市公園は多世代の市民が利用し、地域コミュニティの拠点となる施設であることから、市民ニーズを踏まえ、市街化区域内における拠点性の高い都市公園(九品地公園や平島公園等)を中心に再整備を推進します。
- 2) 土地区画整理事業等の開発に伴う公園緑地の整備・管理 ⇒ 基本方針②,③
 - ○外崎土地区画整理事業をはじめとした開発事業に伴う公園の整備については、地元意見等を踏まえながら計画的に整備を推進します。また、整備した公園に対しては、住民らによる公園管理団体等の組織を設立するなど、地域主体での管理ができる仕組みづくりを推進します。
- 3) 民間活力等の導入の促進による公園緑地の再整備・管理 ⇒ 基本方針①,②,③
 - ○広域的な交流拠点やレクリエーション・防災拠点となる公園(大野極楽寺公園や冨田山公園等)については、指定管理者制度や Park-PFI 等の新たな制度を活用し、積極的に民間活力等を導入することで、利便性及び快適性・防災性の高い都市公園の再整備・管理を推進します。
 - ○公園種別や地域の特性に応じたパークマネジメントプランを作成し、これに基づく都市公園等の管理に取組みます。
- 4)計画的かつ効果的な公園緑地の管理 ⇒ 基本方針①
 - ○公共施設総合管理計画や公園施設長寿命化計画に基づき、限られた財源 の中で計画的かつ効果的な公園施設の適正な管理を推進します。
- 5) 多様な主体との協働による維持管理 ⇒ 基本方針③
 - ○公園愛護団体やアダプトプログラム制度による管理を今後も継続的に推進するとともに、都市公園法や都市緑地法などの関係法令の制度利用を 積極的に推進し、地域による維持管理や産業・福祉と連携した管理・活用を推進します。

5 緑の将来像(案)

一宮市の目指すべき緑の姿を、緑の保全・創出・活用を念頭においた「いのちを紡ぐ緑」、「暮らしを織りなす緑」、「ともに育てる緑」で構成される緑の将来像として示します。



口 個

パレー 19 91			
	木曽川の水辺空間軸		緑と農の田園環境エリア
	主要な水と緑のネットワーク軸 (日光川、野府川、青木川)		中核となる緑の拠点(都市公園等)
• • • • •	水のネットワーク軸(河川や水路)		歴史と文化のある緑の拠点
•••••	緑のネットワーク軸 (街路樹のある道路や緑道)	\longleftrightarrow	高規格幹線道路軸
	歴史と文化が織りなす緑の回廊		公共交通軸 (JR・私鉄)
0000	木曽川を軸とした広域交流軸 (木曽川沿いのサイクリングロード)		1

ゾーン区分

都市居住ゾーン	田園環境共生ゾーン	工業集積ゾーン
都市拠点	副次的都市拠点	地域生活拠点

※ゾーン区分は一宮市都市計画マスタープランにおける位置づけを引用

【緑の将来像(案)の考え方】

いのちを紡ぐ緑

一宮市の特徴的な水と緑の軸である木曽川を「水辺空間軸」、日光川や野府川、 青木川の市内を流れる河川とその沿川の緑地を「主要な水と緑のネットワーク軸」、 その他の河川や水路を「水のネットワーク軸」、街路樹のある道路や緑道を「緑の ネットワーク軸」として位置付け、動植物の生息・移動空間や交流・レクリエーション機能を担う水と緑のネットワーク形成を図ります。

木曽川の水辺空間軸

•••••

緑のネットワーク軸 (街路樹のある道路や緑道)

主要な水と緑のネットワーク軸 (日光川、野府川、青木川)



木曽川を軸とした広域交流軸 (木曽川沿いのサイクリングロード)

●●●●● 水のネットワーク

水のネットワーク軸 (河川や水路)

暮らしを織りなす緑

主要な都市公園や公共施設緑地を「中核となる緑の拠点」、真清田神社や妙興寺、尾西歴史民俗資料館等の本市の歴史と文化の象徴となる拠点を「歴史と文化のある緑の拠点」、旧街道の歴史文化を残す美濃路や岐阜街道を「歴史と文化が織りなす緑の回廊」、市街化区域を囲むように広がる田園環境を「緑と農の田園環境エリア」と位置付け、都市と田舎が織りなす景観や都市のにぎわい創出機能を担う、都市の質を高める緑としての保全・創出・活用を図ります。

中核となる緑の拠点(都市公園等)

歴史と文化が織りなす緑の回廊



歴史と文化のある緑の拠点



緑と農の田園環境エリア

ともに育てる緑

都市計画マスタープランにおいて位置付けられた3つのゾーン、3つの拠点については、持続可能なまちづくりと連携した緑の保全·創出·活用の推進を図ります。

【ともに育てる緑のゾーン】

都市居住ゾーン(市街化区域)、田園環境共生ゾーン(市街化調整区域)、工業集積ゾーンの3つのゾーンについては、各ゾーンの土地利用や地域特性を踏まえながら、市民や民間事業者等と連携して緑の保全・創出・活用を図ります。

【ともに育てる緑の拠点】

都市拠点(一宮駅周辺)、副次的都市拠点(尾西庁舎周辺及び木曽川駅周辺)、地域 生活拠点(出張所等の主要な公共施設)の3つの拠点については、市民が日常的に利 用する拠点であることから、緑豊かなまちづくりの実現に向けた積極的な緑化推進を 図ります。

【ともに育てる緑のゾーン】

都市居住ゾーン

田園環境共生ゾーン

工業集積ゾーン

【ともに育てる緑の拠点】



都市拠点

副次的都市拠点

地域生活拠点

- 第1章 計画の基本事項
- 第2章 これまでの緑のまちづくり
- 第3章 計画の基本的な考え方
- 第4章 緑のまちづくりに関する施策(案)
- 第5章 緑のまちづくりの推進

第4章 緑のまちづくりに関する施策(案)

1 施策の体系

次頁以降に示す施策の体系は、基本理念(案)及び基本方針(案)、そして目標の 実現に向けた具体的な取組みとなる6つの施策方針を示しています。

また、基本方針(案)と施策方針(案)に沿った個別施策については、基本的な考え方とともに具体的な事業例や主な担い手を示しています。

【緑のまちづくりの施策体系】

基本理念

水

緑

が

な

が

心

-51

れ

あ

う

ま

ち

宮

基本方針

施策方針

個別施策

赤字:新規施策 黒字:前計画からの継続施策

将来目標



【基本方針①】 いのちを紡ぐ

【基本方針①】に基づく施策方針

【施策方針01】

水と緑のネットワーク形成と生物多様性の確保

【施策方針 02】

防災・減災に資するグリーンインフラの充実

01-1:木曽川を軸とした水と緑のネットワークの形成

01-2:生物の生息地となる都市緑地の維持・保全

01-3:木曽川を中心とした水辺空間の活用及び環境学習の推進

01-4:生物多様性の確保に向けた環境学習及び啓発活動の推進

02-1:地域の防災機能を高める身近な公園緑地等の充実

02-2:都市公園・緑道等の適正な維持管理

02-3:美しい並木道再生を目指した街路樹の形成

02-4:安全な道路空間を維持するための街路樹の管理

02-5: 洪水などの豪雨災害に対する水田の保全

03-1: Park-PFI による多様なニーズに合った公園の再整備

03-2:防犯カメラによる安全・安心な公園利用の推進

03-3: ICT (情報通信技術) を活用した公園の情報発信の推進

03-4: 大規模公園緑地におけるレクリエーション拠点づくり

03-5:各種公園における健康器具の設置・活用の推進

03-6:中心市街地におけるまちなか空間の再構築・利活用に向けた取組み

03-7:サイクリングロード等の木曽川沿川の「健康づくり」拠点の整備・活用

04-1:「公園でイベントや朝市をしよう」等の都市公園の利活用推進

04-2: 冨田一里塚や旧林家住宅等の歴史・文化のある緑の保全・活用

04-3:起宿や萩原宿等の美濃路を活かした緑の回廊づくり

04-4:地域の特色ある景観資源の保全・活用

04-5:都市農地の継続的な維持・保全及び活用

04-6:貴重な農業景観である「島畑」の保全・活用

05-1:市民緑地認定制度の活用によるオープンスペースの創出

05-2: 開発事業に伴う緑地・オープンスペースの市民緑地認定の推進

05-3:緑化重点地区における緑化の推進

05-4: 立地適正化計画と整合した緑化地域指定への取組み

05-5:保全配慮地区における緑の保全及び活用の推進

05-6:生産緑地地区の新規指定及び特定生産緑地指定の推進

06-1:市民協働・民間連携による公園施設の維持管理の推進

06-2:森林環境譲与税の活用による木材利用の促進及び普及啓発

06-3:公園愛護団体等による緑化・美化活動の推進

06-4:あいち森と緑づくり都市緑化推進事業の活用推進

06-5:「市民参加の森づくり」事業において植樹したエリアの保全

緑のまちづくり

【基本方針②】に基づく施策方針

【施策方針 03】

暮らしを豊かにする緑の拠点の創出

【施策方針 04】

地域の特色を活かした

水と緑の既存ストックの保全と活用

【基本方針2】 暮らしを織りなす 緑のまちづくり

【基本方針3】 ともに育てる 緑のまちづくり

【基本方針③】に基づく施策方針

【施策方針 05】

コンパクトなまちづくりと連携した 次世代へ継承する緑のまちづくり

【施策方針 06】

多様な主体との連携・協働の拡大

成果指標①

生物多様性に関する 活動の実施回数

> 【基準値】 2018 (H30) 年度

22回/年

【目標値】 2030 (R12) 年度

30回/年

成果指標②

都市公園の利活用回数 【基準値】

2018 (H30) 年度

415回/年

【目標値】 2030 (R12) 年度

520回/年

成果指標③

緑に関する 取組みの関心度 【基準値】

2018 (H30) 年度 17.3%

【目標値】 2030 (R12) 年度 33%

達成指標①

市街化区域の緑地率 【基準値】

2018 (H30) 年度 7.0%

【目標値】

2030 (R12) 年度 7.0%

成果指標③

市民1人当たりの 公的緑地面積 【基準値】

2018 (H30) 年度

8. 95㎡/人

【目標値】

2030 (R12) 年度 10㎡/人

緑のまちづくりの施策(案) 2

ここでは、基本方針(案)と施策方針(案)に沿った個別施策を示します。

【個別施策の見方】

各個別施策では、基本方針及び施策方針に沿った各個別施策の考え方と、前計画から の継続性を示します。また、具体的事業例として、現在想定している、もしくは今後取 り組んでいきたい事業とその主な担い手を示しています。

【基本方針①:"いのちを紡ぐ"緑のまちづくり】に基づく施策

【施策方針 01】水と緑のネットワーク形成と生物多様性の確保

施策番号

前計画からの継続性

01 - 1

木曽川を軸とした水と緑のネットワークの形成●

個別施策名

【継続】

都市緑地法との対応

都市公園等の整備

都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

●一宮市の骨格軸であり、日本を代表する河 川である木曽川については、国による水辺空 間の整備・改善を継続的に要望するとともに、 周辺の公園緑地の再整備・維持管理を推進し、 水と緑のネットワークの形成に取組みます。 また、木曽川をはじめ、青木川や日光川等の 河川や水路、尾西緑道等の緑道や街路等によ り、市街地と緑の拠点がつながるよう、回遊 性のある水と緑のネットワークの形成に努 めます。

都市緑地法との対応項目 (着色部分が対応)



木曽川の水と緑の空間 (出典:大野極楽寺公園HP)

個別施策の考え方

主な担い手

河川や緑道、街路樹の再整備による 回遊性のある水と緑のネットワークの形成	具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
		_	_	0

事業該当エリア

○市域全域 ● 事業を想定する地域(都市マスでの地域区分)

○緑が不足している市街地と緑の拠点をつなぐことで、人や多様な生物が回遊することがで きるよう、市内を流れる河川や水路、緑道や街路等の適正な維持管理、改修に努めます。

多様な主体との連携による ミズベリング 138 プロジェクトの推進

 \bigcirc 0

事業該当エリア

○葉栗·北方町·木曽川町地域

○尾西北部・南部地域

○木曽川を中心に展開される「ミズベリング 138 プロジェクト」について、国や愛知県、流 域自治体等の行政と市民や民間事業者等の多様な主体との連携により、生物多様性に係る 環境学習や水辺空間の保全・活用を図ります。また、木曽川については、国による水辺空 間の整備・改善を引き続き要望することで、一宮市の骨格的な水と緑のネットワークの形 成に努めます。

想定する事業の内容

【基本方針①:"いのちを紡ぐ"緑のまちづくり】に基づく施策

【施策方針 01】水と緑のネットワーク形成と生物多様性の確保

01-1 木曽川を軸とした水と緑のネットワークの形成

【継続】

都市緑地法との対応 都市公園等の整備 都市公園等の管理 緑地の保全 緑化の推進

●一宮市の骨格軸であり、日本を代表する河川である木曽川については、国による水辺空間の整備・改善を継続的に要望するとともに、周辺の公園緑地の再整備・維持管理を推進し、水と緑のネットワークの形成に取組みます。また、木曽川をはじめ、青木川や日光川等の河川や水路、尾西緑道等の緑道や街路等により、市街地と緑の拠点がつながるよう、回遊性のある水と緑のネットワークの形成に努めます。



木曽川の水と緑の空間 (出典:大野極楽寺公園HP)

~ / · ·					
具体的事業例	市民	民間事業者等	行政		
河川や緑道、街路樹の再整備による 回遊性のある水と緑のネットワークの形成		_	_	0	
事業該当エリア	○市域全域				
○緑が不足している市街地 たるよう。 まれた流れる					
きるよう、市内を流れる	の週上な稚	#持官埋、以修し	分のより。		
多様な主体との連携による ミズベリング 138 プロジョ		0	0	0	
事業該当エリア	○葉栗・北方町・木曽川町 ○尾西北部・南部地域	「地域			

○木曽川を中心に展開される「ミズベリング 138 プロジェクト」について、国や愛知県、流域自治体等の行政と市民や民間事業者等の多様な主体との連携により、生物多様性に係る環境学習や水辺空間の保全・活用を図ります。また、木曽川については、国による水辺空間の整備・改善を引き続き要望することで、一宮市の骨格的な水と緑のネットワークの形成に努めます。

01-2 生物の生息地となる都市緑地の維持・保全

【継続】

都市緑地法との対応都市公園等の整備

整備都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

●木曽川の水辺環境や市内を流れる河川、市 街地に点在する社寺林や屋敷林、農地等の 都市緑地は、多様な生物の生息・移動空間 となっていることから、これからも多様な 種と共存できるよう、都市緑地の維持・保 全を図ります。



鞆江緑地公園

具体的事業例		市民	民間事業者等	行政
保全配慮地区指定による 社寺林や農地等の身近な緑の維持・保全		0	_	0
事業該当エリア	○市域全域			
○生物多様性の確保において、社寺林や農地等の市民に身近な緑が果たす機能を最大限に発揮させるため、保全配慮地区に指定する箇所を中心に市民との連携による維持管理・保全に取組みます。				
貴重な樹木の保存樹林・保	存樹への指定	0	0	0
事業該当エリア	○市域全域			
○身近な緑を継続的に保全するためには、健全な状態を維持する必要があることから、貴重な樹木等を保存樹林や保存樹へ指定し、市民が主体的に維持管理できるよう、行政による 支援制度の検討を行います。				
市民参加の活動による生態系の維持・保全		0	0	0
事業該当エリア	○市域全域			

○木曽川や青木川等の水辺空間、都市公園や街路、社寺林や農地等の都市緑地は、多様な生物の生息空間であることから、自治会や子ども会等による清掃・美化活動等の市民参加による維持管理・環境保全活動の推進を図ることで、多様な主体との連携による生態系の維持・保全に努めます。

01-3 木曽川を中心とした水辺空間の活用及び環境学習の推進

【新規】

都市緑地法との対応

都市公園等の整備

都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

●木曽川流域には、一宮市の代表的な観光・ 交流拠点である大野極楽寺公園や光明寺公 園、138 タワーパークをはじめ、河川環境楽 園(岐阜県各務原市)、フラワーパーク江南 (愛知県江南市)等があることから、他都 市との連携を図りながら、木曽川周辺の水 辺空間を有効的に活用するとともに、木曽 川の歴史と文化を通した環境学習を推進す アクアワールド水郷パークセンターでの ることで、市内外の人々の交流の促進に努 めます。



環境教育講座

(出典:国営木曽三川公園HP)

具体的事業例		市民	民間事業者等	行政
木曽川の水辺空間を活用 水と緑と親しむ体験交流		0	0	0
事業該当エリア	○葉栗・北方町・木曽川町地域○尾西北部・南部地域			
○大野極楽寺公園や冨田山公園等の木曽川沿川の大規模公園緑地を中心に、おだやかな水面				

を活用したSUP(スタンドアップパドルボード)やカヌー等の体験イベントを、国や愛 知県、流域自治体、市民や民間事業者等の多様な主体との連携による開催することで、市 民だけではなく、木曽川流域に関わる多様な人々の交流を促進し、水辺を中心としたにぎ わい空間の創出に取組みます。

「親子木曽川源流探検隊」		\circ	_	\circ
木曽川源流におけるイベントの継続実施				
事業該当エリア	○市域全域			

○市内の親子が木曽川源流のまちである長野県木曽郡木祖村を訪れ、木曽川源流の自然や文 化、人々との交流を通して、日々の生活に必要な水と緑の大切さを知る機会を創出するた め、「親子木曽川源流探検隊」等の交流イベントを継続的に実施します。

木曽川沿川公園の広域連携を活かした 木曽川の歴史・環境学習の推進		0	_	0
事業該当エリア	○葉栗・北方町・木曽川町	「地域		
	○尾西北部・南部地域			

○大野極楽寺公園や 138 タワーパークを中心に、木曽川流域にある河川環境楽園やフラワー パーク江南、かさだ広場等の木曽川を軸とした広域的な交流拠点との連携を強化すること で、木曽川の文化や歴史等を楽しく学べる取組みを推進します。

01-4 生物多様性の確保に向けた環境学習及び啓発活動の推進

【継続】

都市緑地法との対応都市公園等の整備

都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

- ●一宮市の環境学習の拠点となっているエコ ハウス 138 において、市民との協働により 整備されたビオトープ「びおっこ」をより 一層活用し、環境学習を推進することで、 生物多様性に関する市民意識の向上を図り ます。また、大野極楽寺公園で実施されて いる「平成一宮ホタルの会」等の環境保全 に取組む市民活動を推進します。
- ●国の天然記念物であり、国内希少野生動植 物種に指定されているイタセンパラをはじ め、多様な生物が生息する木曽川は、生物 多様性の確保において重要な役割を担って いることから、今後も多様な生物が生息で きる環境を維持するため、木曽川の自然や 生態系に関する環境学習を推進し、環境保 全に対する市民意識の向上に努めます。



エコハウス 138 のびおっこ



ミズベリング 138 事業における イタセンパラの展示

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
エコハウス 138 における			0
継続的な環境講座・体験学習の実施			

事業該当エリア

○葉栗·北方町·木曽川町地域

○エコハウス 138 内のビオトープ「びおっこ」を中心に、一宮市に生息する多様な生物の観 察会や飼育講座、石や草などを活用したアート作品づくり等の市民向けの体験学習を継続 的に実施します。また、びおっこにて活動する市民ボランティア団体「びおっこの会」へ の参加を促進し、生物多様性に関する普及・啓発活動に取組みます。

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
ミズベリング 138 事業における 「イタセンパラの展示」の継続実施	_	_	0

事業該当エリア

○葉栗・北方町・木曽川町地域

〇尾西北部·南部地域

○国の天然記念物であれるイタセンパラについては、市全体での保護意識を高めるととも に、木曽川の水辺環境の保全についても関心を持ってもらうため、ミズベリング 138 事業 におけるイタセンパラの展示及びその生態に関する情報発信を継続的に実施します。

尾張西部生態系ネットワーク協議会と連携した		
生物多様性の確保に向けた啓発活動等の推進		

事業該当エリア

○市域全域

○尾張西部地域の自治体(一宮市を含む11市5町1村)により構成される尾張西部生態系ネ ットワーク協議会と連携を図りながら、生物多様性に関する普及啓発活動に取組みます。

【基本方針①:"いのちを紡ぐ"緑のまちづくり】に基づく施策

【施策方針 02】防災・減災に資するグリーンインフラの充実

02-1

地域の防災機能を高める身近な公園緑地等の充実

【継続】

都市緑地法との対応

都市公園等の整備

都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

●既存の都市公園や緑地において、災害時でも対応可能な防災拠点とするため、既存の公園施設を防災対応施設に更新し、平常時にはキャンプ利用、地震や水害等の被災時には被災者の一時避難場所や災害対応活動拠点として利用できるよう、公園緑地等の防災機能の向上を図ります。また、更新した防災対応施設を効果的かつ円滑に活用できるよう、利用方法等の勉強会や防災体験イベント等の取組みを推進します。



キャンプ利用のできる 防災公園のイメージ (出典:千葉県市川市HP)

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
既存公園における防災対応施設の設置・更新		_	0

事業該当エリア

○市域全域

○大野極楽寺公園や光明寺公園等の地域の拠点となる公園については、防災トイレの設置や 防災備蓄倉庫等の設置を促進するなど、防災対応施設の設置・更新に取組むことで、平常 時のにぎわい空間だけでなく、被災時の防災空間として公園緑地等を活用できるよう取り 組みます。

防災対応施設の有効活用に向けた	:
市民協働による体験学習の推進	

0 0

 \circ

事業該当エリア

○市域全域

○既存の公園施設を防災対応施設に更新した公園において、有事の際に市民が円滑に使用することができるよう、市民や近隣の民間事業者等との協働による防災体験イベント等の取組みを推進します。

02-2 都市公園・緑道の適正な維持管理

【継続】

都市緑地法との対応

都市公園等の整備

都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

- ●公園施設の更新においては、公園施設長寿命化計画に基づき、計画的かつ効果的な更新・修繕に努めます。また、施設の更新にあたっては、更新に対する費用対効果を検証し、より質の高い公園施設の整備を図ります。
- ●市街地における都市公園や緑道は、市民の 憩いや集いの場としての機能だけでなく、 生物多様性の保全や気温上昇の抑制、災害 時の避難場所等の多様な機能を有している ことから、それらのグリーンインフラの充 実を図るため、計画的な調査、適正な維持 管理及び更新に努めます。



公園施設の更新 (梅ケ枝公園)

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
更新見込み年度及び優先度評価を踏まえた 公園施設の更新・修繕	_	_	0

事業該当エリア

○市域全域

○市域全域の公園における遊具や休憩施設等の公園施設は、公園施設長寿命化計画に基づき、誰もが安全・安心に利用できるよう、施設の更新や修繕を適切に行います。また、専門家による定期点検等による健全度調査を適正に実施し、その結果に基づき計画的かつ効果的な公園施設の更新・修繕を行います。

定期的な樹木調査及び樹木診断による 都市公園及び緑道の維持管理		_	_	0
事業該当エリア	○市域全域			

○都市公園や緑道の樹木について、樹木の高齢化や病虫害による倒木、枯れなどを未然に防 ぎ、市民が安全・安心に利用できるよう、日常管理での点検や樹木医による樹木の精密診 断を計画的に実施します。

(例)都市公園の更新・管理ガイドラインの策定	_	_	0
------------------------	---	---	---

事業該当エリア

○市域全域

○市民に身近な公園が交流・にぎわいの空間として活用されるよう、公園施設の適切な更新・維持管理、市民等との協働による維持管理の指針を取りまとめたガイドラインを策定し、安全・安心な公園利用の促進に努めます。

02-3 美しい並木道再生を目指した街路樹の形成

【継続】

都市緑地法との対応都市公園等の整備

都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

●一宮市内の幹線道路において、緑にあふれ た美しい並木道再生を目指した街路樹の形 成を推進し、街路樹が織りなす都市景観の 向上を図ります。また、街路樹の形成にあ たっては、一宮市としての街路樹更新に関 するルールを定め、適切な維持管理・更新 に取組みます。



市内の街路樹並木

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
あいち森と緑づくり税を活用した 既存街路樹の更新	_	_	0

事業該当エリア

○市域全域

○行政が管理する街路樹の中で、植栽年数が経過し、寿命を迎えるような街路樹や病虫害等 による倒木の危険性があるような街路樹について、植栽帯や沿道状況、沿道住民の意向等 を踏まえながら、あいち森と緑づくり税を活用した街路樹の更新に取組みます。

(例)	街路樹再生		更新ガイ	۴	ライ	ンの策定
-----	-------	--	------	---	----	------

 \bigcirc

事業該当エリア

○市域全域

○街路樹を再生・更新するにあたり、その手順や方法を示すとともに、更新樹木の樹種選定 や対象路線の選定方法、更新後の市民や地域との協働による維持管理の手法等について取 りまとめたガイドラインを策定します。

02-4 安全な道路空間を維持するための街路樹の管理

【継続】

都市緑地法との対応

都市公園等の整備

都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

●安全で快適な道路空間を維持するため、定 期的な樹木調査の継続実施、健全な街路樹 形成に向けた樹木診断を実施し、維持管理 の推進を図ります。また、美しい並木道再 生と合わせ、ガイドラインを定め、適正な 維持管理を推進します。



更新した街路樹

具体的事業例		市民	民間事業者等	行政
定期的な樹木調査及び樹木 街路樹の維持管理	診断による	_		0
事業該当エリア	〇市域全域			
○行政が管理する街路樹について、枯れ木や病虫害等による倒木を未然に防ぎ、安全な道路 空間の形成を図るため、道路管理者との連携により、日常管理での点検や樹木医による樹				

木診断を計画的に実施します。

(例) 街路樹管理ガイドラインの策定

_ 0

事業該当エリア

○市域全域

○安全·安心に道路を通行できるよう、美しく健全な街路樹を維持·管理するにあたっては、 樹種に応じた剪定方法等の管理方法、市民や地域との連携について取りまとめたガイドラ インを策定し、これに基づいた適切な管理に取組みます。

02-5 洪水などの豪雨災害に対する水田の保全

【継続】

都市緑地法との対応

都市公園等の整備

都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

●都市における水田は地下水を供給する水源 涵養機能や夏場の気温上昇を抑制する気候 緩和機能の他、台風や豪雨などに対する洪 水防止機能等の多面的機能を有しています。 そのため、木曽川等の広域的な河川が流れ ている一宮市においては、洪水等の豪雨災 害に対する被害を抑制するため、都市部に 広がる水田の保全・活用を推進します。



田んぼダムの取組み(出典:農林水産省資料)

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
水田所有者との連携による田んぼダムとしての活用	0	0	0

事業該当エリア

○市域全域

○「田んぼダム」とは、排水溝に排水管より小さな穴の開いた調整板を設置し、急激な水の流出を抑えることでダムのような役割を果たす水田のことです。多くの水田で取組むことで、下流の市街地の洪水等の被害を軽減する効果があります。近年増加する局地的な豪雨に対しても、洪水軽減効果が期待されることから、市街化区域を囲むように水田が広がる一宮市においては、水田の田んぼダムとしての活用推進に向け、水田所有者への広報・周知に取組みます。

防災協力農地制度の活用推進

0 0 0

事業該当エリア

○市域全域

○都市農地の多面的な機能の一つである「防災機能」の強化を図るため、農地所有者の協力により、農地を地震発生後の一時避難場所や災害復旧用資材置場等への利用ができるよう、防災協力農地としての登録を推進します。また、登録に向けた市民や民間事業者等への制度の周知・啓発に取組みます。

【基本方針②:"暮らしを織りなす"緑のまちづくり】に基づく施策

【施策方針 03】暮らしを豊かにする緑の拠点の創出

03-1 Park-PFI による多様なニーズに合った公園の再整備

【新規】

都市緑地法との対応都市公園等の整備

都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

●都市緑地法や都市公園法等の改正により、 民間事業者等との連携・協働による公園の 再整備・維持管理(Parl-PFI)が可能とな ったことから、日々変化する社会情勢と多 様化するニーズへ対応し、暮らしを豊かに する緑の拠点の創出に向けて、Park-PFIの 活用による公園の再整備を推進します。ま た、実現に向けて、民間事業者等との対話 や既存公園の活用検討に取組みます。



冨田山公園

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
Park-PFIによる冨田山公園の再整備	_	0	0

事業該当エリア

○尾西南部地域

○尾西地域にある冨田山公園は、市南西部の中核となる緑の拠点であることから、公園サー ビスの向上による公園利用者の満足度を高めるとともに、維持管理に係る財政負担の軽減 を図るため、民間事業者等と行政が連携・協働する Park-PFI による再整備に取組みます。

都市緑地法との対応都市公園等の整備

03-2 防犯カメラによる安全・安心な公園利用の推進

都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

【新規】

●市民の憩い・安らぎ、交流の空間となる都 市公園においては、防犯カメラの設置を検 討するとともに、適切な維持管理に努めま す。また、既に防犯カメラが設置されてい る都市公園については、SNSや市ホーム ページ等の活用による市民への情報発信を 推進し、更なる公園利用の促進を図ります。



防犯カメラが設置された公園

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
居住誘導区域内の都市公園を中心とした 防犯カメラの設置・維持管理	_	_	0

事業該当エリア

○市域全域

〇居住誘導区域内の都市公園を中心に防犯カメラの設置・維持管理に取組み、公園利用者の 安全確保に努めるとともに、安心して公園を利用できるよう、防犯カメラ設置公園の情報 発信等に努めます。

03-3 ICT(情報通信技術)を活用した公園の情報発信の推進

【新規】

都市緑地法との対応都市公園等の整備

都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

●市内の公園緑地に関する情報を誰でも気軽 に入手できるようにするため、市ホームペ ージ等の Web サイトの使いやすさ、見やす さの改善を図るとともに、一宮市の公園緑 地の魅力を市内外問わず、様々な方々に知 ってもらうため、ICT(情報通信技術)を活 用した情報発信に取組みます。



SNS等を活用した公園の魅力発信 (出典:茨城県HP)

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
市ホームページ等の Web サイトの 利便性・魅力向上の促進	_	_	0

事業該当エリア

○市域全域

○市ホームページ等の Web サイトについて、公園に関する基本的な情報だけでなく、施設の 設置状況やイベントの開催予定等を提供するとともに、利用者のニーズを踏まえた改善に 取組みます。また、行政だけではなく、市民や民間事業者等の多様な主体が情報を共有で きるようなネットワークづくりを検討します。

SNS等の活用による			
『いちのみやの公園』の情報発信	O	O	O

事業該当エリア

○市域全域

○開花状況や催事情報等のタイムリーな情報を公園利用者に届けることができるプッシュ 型の公園の情報提供方法として、SNS等の活用による「いちのみやの公園」の情報発信 に取組みます。また、公園に関する情報は、行政だけではなく、公園利用者である市民や 公園の維持管理を行う民間事業者と連携しながら、情報発信に取組みます。

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
都市公園内の Wi-fi 環境の整備検討	_	_	0

事業該当エリア

○本庁地域

○超スマート社会(Society5.0)への進展に伴い、いつでも、どこでもインターネットにアクセスできる時代に対応するため、都市機能誘導区域内の主要な緑の拠点及び広域防災拠点に位置づけられた都市公園を中心に Wi-fi 環境の整備を検討し、災害時も想定した公園利用者の利便性の向上を図ります。

03-4 大規模公園緑地におけるレクリエーション拠点づくり

【新規】

都市緑地法との対応

都市公園等の整備

都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

●大野極楽寺公園や光明寺公園、138 タワーパーク等の大規模公園緑地において、民間事業者等と連携を図りながら、多様な世代がにぎわい、交流することができるレクリエーション拠点づくりに取組むとともに、利用者拡大に向けた情報発信の推進に取組みます。



138 タワーパークから見た 国営木曽三川公園

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
木曽川沿川の大規模公園緑地の活用による レクリエーション機能の向上	_	0	0

事業該当エリア

○葉栗・北方町・木曽川町地域

○尾西北部·南部地域

○木曽川沿いに位置する大野極楽寺公園や光明寺公園、138 タワーパーク等では、公園利用 の可能性を広げるよう、行政と民間事業者等との連携・協働による既存の広場等を有効活 用したレクリエーション施設の設置及び様々なレクリエーションの取組みを推進します。

03-5 各種公園

各種公園における健康器具の設置・活用の推進

【継続】

都市緑地法との対応

都市公園等の整備

都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

●市内にある公園や緑道等においては、子どもの遊び場となる遊具だけでなく、市民の健康づくりの為に誰もが利用できる健康器具を設置することで、市民の健康増進を図り、生活の質(QOL)の向上に努めます。また、設置した健康器具の使い方やそれを利用した健康づくりに関する講習会に取組むことで、公園利用の促進を図ります。



健康器具のある公園

具体的事業例		市民	民間事業者等	行政
各種公園や緑道等の健康器具の設置		_	_	0
事業該当エリア	○市域全域			
○子どもから高齢者まで、日常的に健康づくりの機会を提供するため、地域ニーズに応じて 公園や緑道等への健康器具の設置を推進します。				
「いちのみや出前一聴」に 健康器具の使い方講習会の	()			0
事業該当エリア	○市域全域			

○より多くの市民に健康づくりに取組んでもらうため、「いちのみや出前一聴」等による健康器具の使い方や健康づくりに関する講習会を実施します。

03-6 中心市街地におけるまちなか空間の再構築・利活用に向けた取組み 【新規】

都市緑地法との対応 都市公園等の整備 都市公園等の管理 緑地の保全 緑化の推進

●一宮市が2019(令和元)年8月より、国が推進する「ウォーカブル推進都市」になったことを受け、一宮駅周辺のまちなか空間を「車中心」から「歩行者中心」の空間へ再構築を図るとともに、まちなかの緑化を推進することで、人々が集い、交流し、多様な活動が繰り広げられる場の創出・利活用に取組みます。



居心地が良く歩きたくなる まちなかのイメージ (出典:国土交通省HP)

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
歩きたくなるまちなか空間の形成に向けた緑化推進	0	0	0

事業該当エリア ○本庁地域

○人々が緑豊かなまちなか空間でにぎわい、交流できるよう、周辺の土地利用と整合を図る とともに、地域と連携しながら、市民緑地認定制度やSEGES(緑の認定制度)等の活 用促進し、まちなか空間の緑化推進に取組みます。 03-7 サイクリングロード等の木曽川沿川の「健康づくり」拠点の整備・活用 【継続】

都市緑地法との対応都市公園等の整備都市公園等の管理線地の保全線化の推進

●現在、木曽川沿川で整備を進めているサイクリングロードや遊歩道においては、水と緑のネットワークの強化を図るため、継続的に整備を推進するとともに、質の高いスポーツ体験や市民の健康増進を目的として「健康づくり」拠点の整備・活用に取組みます。



木曽川沿川のサイクリングロード

具体的事業例		市民	民間事業者等	行政
木曽川沿いのサイクリンク 継続的な整備及び活用推進		_	0	0
事業該当エリア	○葉栗・北方町・木曽川町 ○尾西北部・南部地域	「地域		

○木曽川沿いのサイクリングロード及び遊歩道は、安全·安心に木曽川沿いを回遊できるルートとして継続的に整備を推進するとともに、国や愛知県、木曽川流域の周辺市町との連携による木曽川を巡るイベントの開催等の活用を図ります。

タワーパークマラソン等の広	域イベントの継続実施	0	_	0

事業該当エリア

○葉栗・北方町・木曽川町地域

○光明寺公園球技場から 138 タワーパーク等を周回するコースを活用したタワーパークマラソンは、市民だけではなく、多くの方々が参加できる健康づくりのイベントであることから、今後も継続的に実施し、利用者の健康増進に取組みます。

【基本方針②:"暮らしを織りなす"緑のまちづくり】に基づく施策

【施策方針 04】地域の特色を活かした水と緑の既存ストックの保全と活用

04-1

「公園でイベントや朝市をしよう」等の都市公園の利活用推進

【新規】

都市緑地法との対応都市公園等の整備

都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

●都市公園を地域のにぎわい創出の場として 活用してもらうとともに、公園の魅力をよ り多くの市民に知ってもらうため、都市公 園内におけるイベントや朝市等の開催をよ り一層推進するとともに、都市公園や体育 館等の予約時に利用できる「スポーツ予約 システム」の使いやすさ、分かりやすさの 向上に取組みます。



大野極楽寺公園でのイベント開催 (出典:キャンピクニックHP)

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
イベントや朝市等に関する情報発信の推進	0	0	0

事業該当エリア

○市域全域

○市ホームページや広報だけではなく、参加者からの情報発信ができるよう、SNS等の 様々なメディアの活用により、市内外への積極的な情報発信を推進します。

市ホームページ等 Web サイトの改善による			
利便性の向上	_	_	

事業該当エリア

○市域全域

○都市公園をより多くの市民に利用してもらえるよう、市ホームページ等において、スポー ツ予約システムの利用方法をより分かりやすく更新し、利用上における注意事項や問合せ の多い事項についてQ&Aを設けるなどして使いやすい仕様への改善を図ります。

04-2 冨田一里塚や旧林家住宅等の歴史・文化のある緑の保全・活用

【継続】

都市緑地法との対応

都市公園等の整備

都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

●美濃路にある冨田一里塚や尾西歴史民俗資 料館内にある旧林家住宅等の緑は、当時の 歴史文化を後世に伝える重要な緑であるこ とから、これらの歴史的・文化的価値のあ る緑を次世代へ継承するため、積極的に保 全に取組みます。また、古木や大木等の歴 史的・文化的価値のある樹木や樹林につい ても、同様に保全に取組みます。



冨田一里塚のエノキを見守る取組み

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
地域との協働による冨田一里塚や旧林家住宅等の 歴史・文化のある緑の保全	0	_	0

事業該当エリア

○尾西北部·南部地域

○冨田一里塚のエノキや旧林家住宅の庭園は、当時の面影を残す歴史的・文化的価値のある 貴重な緑であるとともに、古くから地域に根付いてきた身近な緑であることから、地域と の協働による歴史文化講座や子ども向けの歴史文化学習等に取組むことで、これらの緑の 存在を広く市民に情報発信し、保全に対する意識啓発に努めます。

古木や大木等の調査・保全及び支援制度の検討	0	0	0

事業該当エリア

○市域全域

○市内の古木や大木等の調査を行い、保全を推進するとともに、樹木を健全に保全している 市民や民間事業者等に対する支援制度を検討します。

04-3 起宿や萩原宿等の美濃路の歴史を活かした緑の回廊づくり

【継続】

都市緑地法との対応都市公園等の整備

都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

●一宮市には、美濃路や岐阜街道といった旧 街道の面影が今なお残っており、地域の歴 史を後世に伝える貴重な歴史文化資源であ ることから、これらの旧街道を軸とした街 道ネットワークの形成を図るとともに、地 域の歴史文化を伝える拠点(尾西歴史民俗 資料館等)との連携を推進します。



起宿脇本陣(旧林家住宅)

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
美濃路を軸とした街道ネットワークの形成	_	_	0

事業該当エリア

○尾西北部·南部地域

○一宮市の歴史・文化を象徴する起宿や萩原宿、尾西歴史民俗資料館等の美濃路沿いの歴史 文化拠点と市街地が水と緑で一体的につながるよう、河川や緑道、街路等の再整備を実施 し、回遊性のある街道ネットワークの形成に努めます。

市民協働による歴史と文化が織りなす		0	
緑の回廊づくり	0	O	

事業該当エリア

○市域全域

〇旧街道を散策する来訪者等へのおもてなしや美しい景観を形成するため、市民や民間事業 者等に花苗等を配布し街道沿いを花と緑で彩ることで、旧街道全体の緑化推進を図るとと もに、歴史と文化が織りなす緑の回廊づくりに取組みます。

04-4 地域の特色ある景観資源の保全・活用

【継続】

都市緑地法との対応

都市公園等の整備

都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

●一宮市には、国指定名勝の木曽川堤桜をは じめ、市街地内にまとまった緑を形成する 社寺林、市街地郊外部に広がる豊かな農村 環境等の特色ある景観資源があることから、 これらの景観資源を次世代へ継承するため、 適切な維持管理による保全に取組むととも に、地域のシンボルとして活用を図ります。



国指定名勝の木曽川堤桜

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
景観計画に基づく緑の保全・活用の推進	_	_	0

事業該当エリア

○市域全域

○木曽川沿川や美濃路(起宿や萩原宿)等の地域の特色ある景観資源の保全·活用に向けて、 景観法に基づく景観計画を策定するとともに、本計画との整合を図りながら、木曽川堤桜 等の緑の景観資源の保全・活用を推進します。

04-5 都市農地の継続的な維持・保全及び活用

【継続】

都市緑地法との対応 都市公園等の整備 都市公園等の管理 緑地の保全 緑化の推進

●都市における農地は食物生産の場だけでなく、多様な生物の生息環境、のどかな田園景観の形成といった多面的な機能を有していることから、一宮市においては、多様な主体との連携・協働による都市農地の継続的な維持・保全を推進するとともに、市民や来訪者が農業にふれあえる機会の創出に向けて、遊休地や耕作放棄地等の有効活用を図ります。



市街化調整区域に広がる農地

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
都市農地保全のための条例・制度の			
制定に向けた取組み	_		

事業該当エリア

○市域全域

○農業振興地域整備計画との整合を図りながら、農業の持続的かつ健全な発展に向けた農地の維持・保全に取組むとともに、農地保全条例やまちづくり条例等の制定に向けた取組みを図ることで、都市農地の維持・保全に取組みます。また、営農者に対する認定農業者制度の推進に向けた情報発信に取組みます。

具体的事業例		市民	民間事業者等	行政
市民緑地制度の活用による都市農地の保全		0		0
事業該当エリア	○市域全域			

○市街化区域内の農地(生産緑地を除く)や農業振興地域における農用地区域内の耕作放棄 地、休耕地は、農地所有者や民間事業者等と連携しながら、市民緑地制度等の活用による 保全に努めます。

市民との協働による	<u> </u>	0	0
耕作放棄地等を活用した農業体験の場の創出			

事業該当エリア ○市域全域

○市民や来訪者の農業にふれあえる機会の創出を図るため、営農者の高齢化や担い手不足等により発生する耕作放棄地や遊休地について、市民や民間事業者等との協働による農業体験の場(日帰り農業等)としての有効活用を図ります。

04-6 貴重な農業景観である「島畑」の保全・活用

【継続】

都市緑地法との対応 都市公園等の整備 都市公園等の管理 緑地の保全 緑化の推進

●市南東部の丹陽町三ツ井周辺は、名神高速 道路が横断しており、都市計画マスタープ ランにおいて産業拠点に位置付けられてい る地域でありながら、全国的にも貴重な「島 畑」が現存しています。そのため、都市計 画マスタープラン等の上位計画との整合を 図りながら、「島畑」の保全・活用に取組み ます。



尾張一宮PAから望む島畑

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
観光・交流拠点としての整備による 「島畑」の保全・活用	0	0	0

事業該当エリア ○丹陽町地域

○島畑が現存する丹陽町三ツ井周辺においては、都市計画マスタープランとの整合を図りつつ、記念公園等の観光・交流拠点としての整備を検討することで、歴史的な農業景観が残るエリアとしての保全・活用を図ります。

【基本方針③: "ともに育てる"緑のまちづくり】に基づく施策

【施策方針 05】コンパクトなまちづくりと連携した次世代へ継承する緑のまちづくり

05 - 1

市民緑地認定制度の活用によるオープンスペースの創出

【新規】

都市緑地法との対応都市公園等の整備

都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

●都市公園等の緑が不足している中心市街地 などにおいて、市街地内の緑地空間の創出 に加え、都市のスポンジ化による空き地の 有効活用を図るため、市民緑地認定制度の 活用や緑地保全・緑化推進法人(みどり法 人)による園路や広場、植栽の整備等に取 組み、都市部の憩いと安らぎの空間となる 「市民の庭(オープンスペース)」の創出と その活用を図ります。



空き地をオープンスペースとして活用 (出典:千葉県柏市HP)

具体的事業例		市民	民間事業者等	行政
緑化地域内及び緑化重点地区内における 市民緑地認定制度の導入		_	_	0
車	○古域全域			

○緑化地域内及び緑化重点地区内において、市民や民間事業者等との連携による市民緑地制 度を活用した「市民の庭」づくりを推進するため、市民緑地認定制度を導入するための条 例等の整備に取組みます。

パンフレット等による情報	発信の推進	_	_	0

事業該当エリア ○市域全域

○空き地の活用方法となる市民緑地認定制度の活用について、広く市民や民間事業者等へ周 知するため、制度に関するパンフレット作成や市ホームページへの掲載等に取組みます。

05-2 開発事業に伴う緑地・オープンスペースの市民緑地認定の推進

【新規】

都市緑地法との対応

都市公園等の整備

都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

●限られた財源の中で、市街地内に緑地空間 を創出することには限界があることから、 民間事業者等との連携により、民間開発事 業に伴い設置される緑地・オープンスペー スを市民緑地として認定し、にぎわいの中 に緑がある空間の創出を図ります。また、 市民緑地認定制度は土地所有者等に対して 固定資産税等の減免措置を講じることがで きることから、民間事業者等に対する情報 発信にも取組みます。



名古屋市が市民緑地に認定した ノリタケの森 (出典:愛知県名古屋市HP)

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
開発事業に伴う緑地の市民緑地認定に向けた取組み	_	0	0

事業該当エリア

○市域全域

○都市緑地法に基づく市民緑地認定制度を活用して、民間開発事業等に伴う設置される緑地 やオープンスペースを市民緑地として認定することで、市民が利用することができる緑地 空間の創出に努めます。

民間事業者向けパンフレットの作成及び情報発信		_	
------------------------	--	---	--

事業該当エリア

○市域全域

○市民緑地認定制度に関して、民間事業者等に対して広く周知を図るため、制度の概要や要 件をまとめたパンフレットの作成や市ホームページへの掲載等を行い、情報発信に取組み ます。

05-3 緑化重点地区における緑化の推進

【継続】

 \bigcirc

都市緑地法との対応 都市公園等の整備 都市公園等の管理 緑地の保全 緑化の推進

●一宮市のこれまでの緑のまちづくりにおい ては、市域全域を緑化重点地区として定め、 各地域の特色を活かしながら、公園緑地の整 備、緑化を推進してきたことから、今後も、 市域全域を緑化重点地区として定めるとと もに一宮らしい、都会と田舎が織りなす緑の まちづくりに向けた取組みを推進します。



緑化重点地区(市全域)

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
市民緑地認定制度等の活用による 地域特性を踏まえた緑化の推進	_	_	0

事業該当エリア

○市域全体

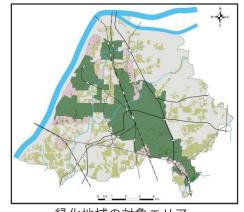
○市域全体を緑化重点地区に定める一宮市においては、特徴である都会と田舎が織りなす緑豊かなまちづくりの実現に向けて、地域の特性や市民のニーズを踏まえながら、市民緑地認定制度等の活用による緑化の推進に取組みます。

05-4 立地適正化計画と整合した緑化地域指定への取組み

【継続】

都市緑地法との対応	都市公園等の整備	都市公園等の管理	緑地の保全	緑化の推進

●市街地内の緑地空間の更なる創出を図り、 市民が身近に緑を感じることができるまち とするため、立地適正化計画において位置付 けられる居住誘導区域にて、緑化地域の指定 を検討するとともに、民間事業者等に対する 緑化助成制度の活用推進を図ります。



緑化地域の対象エリア

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
居住誘導区域を対象とした緑化地域の指定	_	_	0

○本庁地域

○尾西北部地域

事業該当エリア

- ○今伊勢町・奥町地域
- ○木曽川町地域·大和町地域
- ○丹陽町地域
- ○緑あふれるまちの中で、市民の豊かな暮らしを実現するため、立地適正化計画との整合を 図りながら、居住誘導区域を対象に緑化地域の指定を検討し、市街地内の更なる緑化推進 に取組みます。

 に取組みます。

 緑化地域制度導入に向けたガイドラインの策定
 —
 —

事業該当エリア

○市域全域

○緑化地域制度の導入に向け、民間事業者等が取組みやすいよう、市街地における緑の意義 や役割、緑化方法、緑化率の考え方等を取りまとめたガイドラインを策定します。

民間事業者等に対する 緑化助成制度に関する情報発信

 \circ

 \circ

事業該当エリア

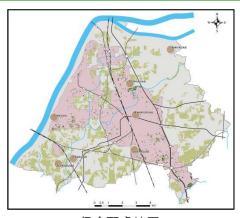
○市域全域

○民間事業者等による緑化に対する助成制度について、パンフレットや市ホームページ等へ の掲載により周知し、緑化活動への支援を行います。また、緑化方法や緑化の事例、花や 樹木の種類等を整理した緑化活動に関するガイドブック等を作成し、緑化活動へ取組みや すいようにします。 05-5 保全配慮地区における緑の保全及び活用の推進

【継続】

都市緑地法との対応 都市公園等の整備 都市公園等の管理 緑地の保全 緑化の推進

●一宮市には真清田神社や妙興寺に代表される歴史と文化のある緑の拠点をはじめ、美濃路の宿場町として栄えた起宿や萩原宿、尾西歴史民俗資料館にある旧林家住宅、小塞神社や鞆江神社といった市内に点在する様々な歴史と文化のある緑の拠点があります。そのため、これらの拠点を中心と保全を図るとともに、一宮市の歴史と文化を伝える資源として活用を図ります。



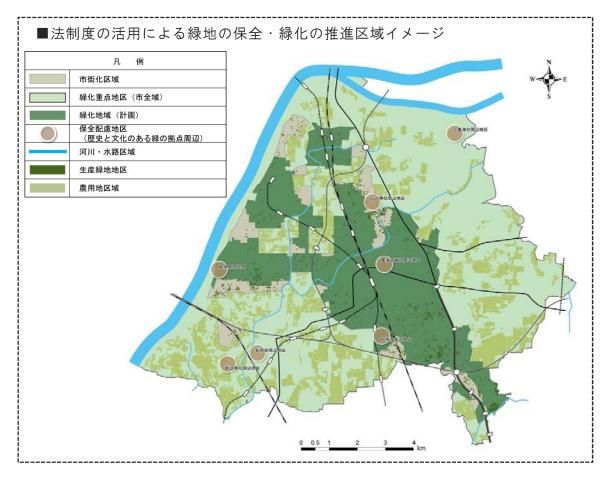
保全配慮地区 (歴史と文化のある緑の拠点周辺)

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
歴史と文化のある緑の拠点周辺の 保全配慮地区指定による緑の保全・活用	0	0	0

事業該当エリア ○

○市域全域

○市内に点在する歴史と文化のある緑の拠点を中心としたエリアを保全配慮地区として指 定することで、都市に残る貴重な緑地として保全に取組むとともに、本市の歴史と文化を 伝える拠点として、歴史文化学習等への活用を図ります。



05-6 生産緑地地区の新規指定及び特定生産緑地指定の推進

【新規】

都市緑地法との対応

都市公園等の整備

都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

●2022(令和4)年には生産緑地指定後30年が経過することから、宅地転用等が進み、都市における貴重な緑地が減少する可能性があります。そのため、これらの緑地を継続的に維持・保全するため、地域の特性を踏まえながら、生産緑地地区の新規指定や特定生産緑地指定の推進を図ります。



市街化区域内の生産緑地地区

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
生産緑地の新規指定及び特定生産緑地指定の推進	0	_	0

○本庁地域

事業該当エリア

- ○尾西北部地域
- ○今伊勢町・奥町地域
- ○丹陽町地域
- ○市街地における都市緑地の保全を図るため、地域の特性を踏まえながら、農地所有者等との連携・協働による生産緑地地区の新規指定を推進します。また、生産緑地地区の指定から30年が経過した生産緑地地区についても、継続的に維持・保全することが望ましいことから、特定生産緑地としての指定を推進します。

生産緑地所有者に対する情報発信の推進

 \bigcirc

__

 \circ

事業該当エリア

- ○本庁地域
- ○尾西北部地域
- ○今伊勢町·奥町地域
- ○丹陽町地域
- ○生産緑地地区及び特定生産緑地の指定推進に向けて、所有者に対して、生産緑地法に関する情報をパンフレットや市ホームページ等への掲載により情報発信することで、普及啓発 に取組みます。

【基本方針③:"ともに育てる"緑のまちづくり】に基づく施策

【施策方針 06】多様な主体との連携・協働の拡大

06-1 市民協作

市民協働・民間連携による公園施設の維持管理の推進

【新規】

都市緑地法との対応

都市公園等の整備

都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

●2015 (平成 27) 年をピークに人口減少に転じている一宮市においては、限られた財源の中で公園施設の整備・維持管理を行う必要があることから、これからは市民や民間事業者等の多様な主体と連携・協働しながら、公園施設の質の維持に向けた取組みを推進します。



光明寺公園

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
Park-PFI による公園の維持管理の推進	_	0	0

○本庁地域

○尾西北部地域

事業該当エリア ○今伊勢町・奥

○今伊勢町·奥町地域 ○丹陽町地域

○葉栗・浅井地域

○大野極楽寺公園や光明寺公園、冨田山公園等の主要な都市公園については、Park-PFIによる公園の維持管理・運営を推進し、公園の品質向上に努めます。

ネーミングライツスポンサーとの連携による			
効果的な維持管理の推進	_	O	

○本庁地域

事業該当エリア

- ○尾西北部地域
- ○今伊勢町・奥町地域
- ○丹陽町地域
- ○光明寺公園にある総合体育館で活用されているネーミングライツ(スポーツ施設等へスポンサーとなる企業に社名やブランド名を付与する権利を与える)を他の公園にも活用し、利用者の満足度向上に向けた効果的な維持管理を推進します。

06-2 森林環境譲与税の活用による木材利用の促進及び普及啓発

【新規】

都市緑地法との対応

都市公園等の整備

都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

●多くの市民が木材に触れる機会を創出するため、2019(令和元)年度より国から譲与される森林環境譲与税を活用して、地域材を活用した公園施設の更新を推進するとともに、公共性の高い民間施設等の木造化・木質化に対する助成等を推進します。



公園施設に木材を利用した事例 (出典:美濃加茂市HP)

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
森林環境譲与税の活用による 公園施設の木造化・木質化の推進	_	0	0

事業該当エリア ○市域全域

○森林環境譲与税を活用して、遊具やベンチ等の公園施設を地域材利用による木造化・木質 化することによって、公園利用者が木材とふれあう機会の創出を図るとともに、林業の普 及啓発を推進します。

- 「親子木曽川源流探検隊」等の		
木曽川源流におけるイベントの継続実施		

事業該当エリア

○市域全域

○市内の親子が木曽川源流のまちである長野県木曽郡木祖村を訪れ、木曽川源流の自然や文化、人々との交流を通して、日々の生活に必要な水と緑の大切さを知る機会を創出するため、「親子木曽川源流探検隊」等の交流イベントを継続的に実施します。

06-3 公園愛護団体等による緑化・美化活動の推進

【継続】

都市緑地法との対応 都市公園等の整備 都市公園等の管理 緑地の保全 緑化の推進

●市内 10 公園 2 駅前広場での花壇づくりや様々な緑化に関するイベントに参加している「私たちの庭の会」、市内の公園の清掃活動を行っている「公園愛護団体」等の市民緑化や美化活動を実施している団体において、これからも継続的に活動に取組んでいただけるよう、補助制度等をはじめとした支援により活動の推進を図ります。



市民による花壇づくり

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
緑化・美化を推進する市民団体の活動支援	0	0	0

事業該当エリア

○市域全域

○公園愛護団体やアダプトプログラム制度を実施している市民団体や民間事業者等が進めている緑を守り、つくり、育てる取組みを支えるため、活動団体に対する支援制度の拡充を含めた補助制度の再考に取組みます。また、地域のまちづくりと一体となった緑の創出等、多様な主体との連携による地域の魅力を高める取組みに対する支援も推進します。

06-4 あいち森と緑づくり都市緑化推進事業の活用推進

【継続】

都市緑地法との対応 都市公園等の整備 都市公園等の管理 緑地の保全 緑化の推進

●2009(平成 21)年度より、愛知県にて導入されている「あいち森と緑づくり税」を効果的に活用し、市街地の民有地緑化や身近な緑づくり、県民参加の緑づくりを推進します。また、あいち森と緑づくり税を活用した「一宮市緑化推進事業補助金制度」をより積極的に活用してもらうため、市民や民間事業者等に対する情報発信を推進します。



林地の環境整備 (出典:愛知県HP)

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
一宮市緑化推進事業補助金制度の継続実施及び 市民や民間事業者等に対する情報発信	0	0	0
	-	1	

事業該当エリア ○市域全域

○市内の既存集落等における緑化を推進するため、民有地の建物や敷地の緑化を推進する 「緑の街並み推進事業」等を今後も継続して実施します。また、補助制度の積極的な活用 を促進するため、制度を解説するパンフレットの作成や市ホームページ等での情報発信を 行い、市民や民間事業者等への周知を図ります。

06-5 「市民参加の森づくり」事業において植樹したエリアの保全

【新規】

都市緑地法との対応 都市公園等の整備 都市公園等の管理 緑地の保全 緑化の推進

●1997(平成9)年から光明寺公園や鉄道高架記念緑道等の緑の拠点において、「市民参加の森づくり」事業として、多くの市民らによる植樹が実施されてきました。今後は、これらの緑地を次世代へ継承するため、市民をはじめとした多様な主体と連携しながら、継続的な保全に取組みます。



植樹の様子(第18回植樹祭)

具体的事業例	市民	民間事業者等	行政
多様な主体との連携による市民参加の森の保全推進	0	0	0

事業該当エリア

○市域全域

○多くの市民らによってつくられた緑地を、市民をはじめとした多様な主体との連携・協働による保全を図るとともに、市民緑地認定制度等の諸制度の活用やそれらの制度の普及啓発に取組みます。

- 第1章 計画の基本事項
- 第2章 これまでの緑のまちづくり
- 第3章 計画の基本的な考え方
- 第4章 緑のまちづくりに関する施策(案)
- 第5章 緑のまちづくりの推進

第5章 緑のまちづくりの推進

1 推進体制

1. 各主体の役割

緑のまちづくりを推進するためには、市民、民間事業者等、行政といった多様な主体がそれぞれの役割を認識し、互いに連携・協働しながら、緑の保全・創出・活用に取組むことが必要です。

それぞれの主体においては、必要に応じて連携を図り、協働により緑の保全・創出・ 活用に対する働きかけを推進します。

市民

- ・住まいや地域の緑の保全・創出
- ・緑に関する活動やイベントの参加・協働
- ・公園や緑地等の利用・活用
- ・緑のまちづくりに対する意識の向上 など

水と緑で"人"がつながる 心ふれあうまち 一宮

行政

- · 公園や緑地、街路樹等の公共施設の 緑の保全・創出
- ・緑に関する活動やイベントの開催、 情報発信等の普及啓発
- ・市民や事業者等に対する緑の保全や緑化 に対する支援
- ・市民や事業者等との連携・協働による 緑に関する取組みの推進
- ・持続可能なまちづくりに向けた総合的な 緑のまちづくりの推進 など

事業者

- ・事業所や地域の緑の保全・創出
- ・緑に関する活動やイベントの参加・協働
- ・公園や緑地等の利用・活用
- ・緑のまちづくりに対する意識の向上 など

2. 役割分担と連携・協働による緑のまちづくりの推進

緑の取組みに対する働きかけにおいては、上記1の各主体の役割分担を明確にした上で、必要に応じて各主体との連携や市民、事業者、行政の協働により緑のまちづくりを推進します。

2 進行管理方策

本計画に基づいて実施される施策・事業については、庁内関係各課との横断的な連携により、効率的で実効性のある施策の推進を図ります。施策推進の途中段階では、PDCAサイクル*により概ね5年ごとに評価・検証を実施し、必要に応じて改善を行い、柔軟的な計画推進を図ります。

また、計画の進捗状況を把握するための指標である「成果指標」と「達成指標」は、 5年ごとの評価・検証だけではなく、市政アンケートや関係各課保有のデータ等を活 用して、1年に1回評価・検証を実施します。

※PDCAサイクルとは、Plan (計画)・Do (実行)・Check (評価)・Action (改善)を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法のことです。

Plan (計画)

- ・緑の基本計画の策定
- ・目標・指標の設定
- ・施策・事業の設定
- ・進行管理方策の設定

Action (改善)

- ・事業の点検・見直し
- ・目標・指標の見直し検討

計画の 進行管理 サイクル

Do(実行)

- ・施策の推進
- ・事業の実施

Check (評価)

- ・指標の達成状況 (毎年)
- ・事業の進捗状況 (毎年)
- 緑のまちづくりに関する アンケート調査など
- ・市ホームページ等への公表

図 計画の進行管理サイクルのイメージ

用 語 集

■ 用語集

ア行	
アダプトプログラム	・地域の道路や水路、公園等の公共空間を市民が愛着を持 : って主体的に清掃等の活動を行うこと。行政はこの活動 に対して様々な支援を行う。
オープンスペース	:・都市や敷地内で建築物等が建っていない場所。
SDGs	・持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015 年9月に国連サミットで採択された 2016 年から 2030 年までの国際目標。
力行	
街区公園	・都市公園の一つで、街区に居住する者の利用を目的とす : る公園。誘致距離は 250mの範囲内で、1 箇所あたり面積 は 0. 25ha を標準として配置する。
近隣公園	・都市公園の一つで、近隣に居住する者の利用を目的とす : る公園。誘致距離は 500mの範囲内で、1 箇所あたり面積 は 2ha を標準として配置する。
居住誘導区域	・人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を . 維持することにより、生活サービスやコミュニティが持 ・ 続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。 ・立地適正化計画において定められる。
クールアイランド	: ・都市部において周辺より温度が低くなっている地域。
グリーンインフラ	・自然が有する多様な機能や仕組みを活用したインフラス : トラクチャーや土地利用計画を指し、我が国が抱えるを 会的課題を解決し、持続的な地域を創出する取組み。
景観計画区域	・景観法に基づく景観計画の対象区域であり、良好な景観: の保全、形成、創出を図るために、規制や誘導を進める 区域。
公園施設長寿命化計画	・公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を定 : め、公園施設の安全性、機能性を確保しつつ、維持管理 費の平準化を図ることを目的とする計画。
国営公園	· ・国が維持管理を行う都市公園として、国土交通大臣が設 ・ 置する公園。
サ行	
市街化区域	・既に市街地が形成されている区域及び、概ね 10 年以内に 優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	・農林漁業的土地利用に重点がおかれ、市街化を抑制すべきと域。
施設緑地	・都市公園及び都市公園に準ずる機能を有する公共施設、 民間施設。
指定管理者制度	・公共施設の管理運営を、地方公共団体の指定を受けた民間事業者等の指定管理者が管理を行う制度・
市民緑地認定制度	・民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理 : する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を 受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。
人口集中地区	· 統計データに基づき、一定の基準により都市的地域を定 ・ めたもの。

サ行	
生産緑地地区	・都市計画上、農林漁業との調整を図ることを目的とした 地域地区の一つであり、生産緑地法により定められる。 市街化区域内の土地のうち、一定の要件を満たす土地の 指定制度により指定された農地または森林を指す。
生態系	. ・植物、動物等とそれらを取り巻く水や土壌、大気等の環 ・ 境とを統合した全体のシステム。
総合公園	・都市公園の一つで、都市住民全般の急速、観賞、散策、 . 遊戯、運動等総合的に利用することを目的とする公園。 . 都市の規模に応じて、1箇所あたり10〜50haを標準とし て設置する。

タ行		
地域制緑地	:	・自然公園等の一定の土地の区域に対して指定し、その土 地利用を規制することで、良好な自然環境等の保全を図
地球温暖化	:	ることを目的とした緑地。 ・二酸化炭素やメタンガス、フロン等の温室効果ガスが大
地区公園	:	気中に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象。 ・徒歩圏内に居住する者の利用を目的とする公園。誘致距離 1km の範囲内で、1箇所あたり面積 4ha を標準として
超スマート社会 (Society 5.0)	:	配置する。 ・サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会。
特定生産緑地制度	:	・生産緑地法の改正に伴い、指定から30年が経過しようとしている生産緑地に対して、営農期間を10年間延長することで都市農地を保全する制度。
特別緑地保全地区	:	・都市における良好な自然環境となる緑地において、建築 行為等一定の行為の制限等により、現状凍結的に保全す る制度。都市計画法における地域地区として一定の要件 を満たすものに対して、指定することができる。
都市機能誘導区域	:	・医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活 拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービ スの効率的な提供を図る区域。
都市計画区域	:	・都市計画を定める必要がある土地の範囲で、都市環境の 悪化を防ぐとともに、健康で文化的な都市生活及び機能 的な都市活動を確保するために、都市計画法その他の法 令の規制を受ける区域。
都市計画マスタープラン	:	·「市町村の都市計画に関する基本的な方針」といい、市町村が創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべきまちの姿を定めるもの。
都市公園	:	·都市公園法に定められた、国または地方自治体によって 設置される公園。
都市公園法	:	・都市公園の設置及び管理に関する基準等を定め、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とした法律。
都市緑地法	:	·都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律。

<i>-</i>		
タ行		
土地区画整理事業	・土地区画整理法に基づく、都市計画区域内の土地につい : て、公共施設の整備改善、宅地の利用増進を図るために 行われる土地の区画形質の変更に関する事業。	
ナ行		
農業振興地域	・農業振興地域の整備に関する法律に基づき、都道府県かまでは、 ・ 指定を行う、農業の健全な発展のために農業振興を図るでき地域。	
農用地区域	・農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地 ・ 域整備計画」において、積極的な農業施策の展開と農地 の保全を図るために指定される区域。	
ハ行		
ビオトープ	・野生生物が生息できる条件を備えた生態学的に良好な母 : 境の空間、または自然の生態系に接することができるように整備された空間。	k.
防災協力農地制度	・地震災害が発生した場合に、農地所有者の協力により島 ・ 地をあらかじめ登録することで、市民の避難空間として の活用、災害復旧用資材置場を確保することを目的とした制度。	\subset
保全配慮地区	・都市緑地法に基づき、「緑地保全地域及び特別緑地保全地 ・ 区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことを指す。	
		_
マ行		
緑の基本計画 	. ・市町村が策定する緑地の保全や緑化の推進に関して、そ の将来像、目標、施策等を定めた計画。	₹ <u>—</u>
ヤ行		
遊水機能	· 河川沿いの水田が雨を貯留したり、溢れた水を一時的に · 貯留する機能。	=
_ /-		_
ラ行		
立地適正化計画	・居住機能や医療、福祉、商業、公共交通等の様々な都市 ・ 機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープラン ・ として位置付けられる市町村のマスタープランの高度化版。	·
緑化地域	・都市緑地法に基づき、都市計画区域内の「用途地域が反抗 かられた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」のことを指す。	〉
 緑化重点地区	・都市緑地法に基づき、「緑化地域以外の区域であって重点 ・的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことを指す。	
緑被率	. · 区域に占める緑被地の割合。緑被地は樹林地、竹林、 地、農地、河川、ため池等の植物の緑で被覆された土地	<u></u>
		_
ワ行		
ワンド	· 河川内にある入り江状の水域で本流とつながっているも ・ ので、多様な魚介類や植物等の生息空間となっている。	ŧ.